

14. 5-54



1200501213174

14. 5

54



始



14.5

54

料資法司

號二十二百二第

一九三〇年獨逸國株式會社法及
株式合資會社法草案竝説明書
一九三一年九月獨逸國株式會社
法改正に關する緊急律令

〔禁轉載〕（昭和十一年十二月）

司法省調查課

14.5
54



本號收むるところは一九三〇年獨逸國株式會社法及株式合資會社法の草案竝に其の説明書と翌年九月に
發布せられたる獨逸國株式會社法改正に關する緊急律令との邦譯である。譯者は法學士篠塚春世氏。
本翻譯は昭和八年末に完成せられたものであるが種々の都合で今回漸く筆寫に換へて排印するに至つた
のである。

司法大臣官房調査課



同有 寄贈本

目次

第一章 株式會社	一
第一節 通則	一
第二節 會社と社員との間の權利關係	三
第三節 組織及び業務の執行	三
第四節 定款の變更	九
第五節 承認濟の資本	九
第六節 會社の解散及び無效	九
第七節 各種の内容を有する規定	一四
第二章 株式合資會社	一七
第三章 資本會社の合併、財産の讓渡及び組織の變更	二四
第一節 合併及び財産の讓渡	二四
第二節 資本會社の組織變更	三三
第四章 罰則	三三



株式會社及び株式合資會社法施行法草案

一九三〇年獨逸株式會社及び株式合資會社法草案説明書……………一四五

緒論

第一章 株式會社……………一五三

第一節 株式會社の設立……………一五三

第二節 株式會社の組織……………一六〇

第三節 株主總會の議決權……………一六四

第四節 公示の義務（特に株主總會に於ける報告——營業報告）……………一七六

第五節 決算（貸借對照表、損益計算書）……………一八五

第六節 義務的検査……………一九四

第七節 資金調達に關する問題……………一九九

第二章 株式合資會社……………二一九

第三章 合併並に財産の讓渡、資本會社の組織の變更……………二二一

第一節 合併並に財産の讓渡……………二二一

第二節 資本會社の組織變更……………二三五

第四章 罰則……………二三〇

一九三一年九月獨逸國株式會社法改正に關する緊急律令……………二三一

目

次終

司法資料
第二百二十二號

一九三〇年獨逸國株式會社法及株式

合資會社法草案並説明書外一篇

獨逸株式會社及株式合資會社法草案

株式會社

通則



第一條 株式會社の概念（現第七十八條）

- （一）株式會社の社員は、すべて出資 *Einlage* を以て資本 *Grundkapital* に關與す。社員は會社の債務につき、代當の責任を負はず。
- （二）資本は、之を株式に分つ。資本は五萬馬克以上とす。
- 第二條 株式。假株券（第七十九條）

- (一) 株式は不可分とす。
- (二) 株式は無記名式たることを得べく、また記名式たることを得。株金額の全額拂込あるまで、若は發行價額 *Ausgabebetrag* が株金額を越ゆる場合に於ては、發行價額の全額拂込まるゝまでに株券を發行する場合には、株券は記名式たらしむるを要す。一分拂込の額は、之を株券に記載すべし。
- (三) 株券の發行に先だちて株主に附與する持分證券 *Anteilschein* (假株券 *Zwischenschein*) は、記名式たることを必要とす。

第三條 株金額 (現第八十條)

- (一) 株式の金額は百馬克以上とす。百馬克を越ゆる株金額は、百の倍數なるを要す。
- (二) 前項の規定は、假株券にも之を適用す。

第四條 株券の署名 (現第八十一條)

株券及假株券に署名するには、機械的の複寫 *mechanische Vervielfältigung* の方法に於て、作成したる署名を以て足る。署名の効力は株券に掲げたる規定に依つて、特殊の方式の遵守に繫らしむることを得。

第五條 發起人の數。定款の内容 (現第八十二條)

- (一) 定款 *Gesellschaftsvertrag* の内容は、株式を引受くる五人以上の者が、裁判所又は公證人の調書 *gerichtlicher oder notarieller Verhandlung* を以て、之を確定するを要す。此の調書中には株式の金

額を記載すべく、數種の株券 *verschiedene Gattungen von Aktien* を發行する場合に於ては、各株主の引受くる株式の種類を記載すべし。

- (二) 定款は、左の諸件を定むるを要す。

- (1) 會社の商號及び所在地
- (2) 企業の目的、
- (3) 資本の總額及び一株の金額、
- (4) 取締役の選任並に其の組織の方法、
- (5) 株主總會招集の方式、
- (6) 會社が公告を爲す方法。公刊の新聞紙を通じて公告を爲すときは、之を會社の公告掲載紙 *Gesellschaftsblätter* に掲載すべし。會社の公告掲載紙は、獨逸國官報とす。定款を以て、尙ほ其他の公告掲載紙を定むることを得。

第六條 無記名株と記名株

- (一) 定款中に於て、株式を無記名式とすべきか、記名式とすべきかを全然定めざるときは、記名式株券として之を發行すべし。
- (二) 定款中に於て、株主の請求ありたるときは、其の記名株 *Namensaktie* を無記名株 *Inhabersaktie* に、又

は無記名株を記名株に変更すべき旨を定むることを得。

第七條 額面以上の発行と額面以下の発行（第八十四條）

- (一)、株券は額面以下の價額を以て、之を發行することを得ず。
- (二)、額面以上を以て發行するは差支なし。

第八條 優先株（第八十五條）

定款を以て、各種の株式につき、異なる權利を定むることを得べく、特に利益又は會社財産の分配につきて然りとす。

第九條 特別利益、現物出資、財産引受、設立費用（第八十六條）

- (一)、各個の株主の爲に約定したる特別の利益は、すべて權利者を表示して、定款を以て之を確定するを要す。
- (二)、現金を以て拂込むことを得ざる出資（現物出資 *Sacheinlage*）を以て資本に出資を爲したるとき、又は現存せる設備若は其の他の財産物件 *Vermögensgegenstand* 若は製作すべき設備若は其の他の財産物件が、創立せらるべき會社の引受くる所となりたる時（財産引受 *Übernahme*）は、現物出資又は財産引受の目的物、會社をして此の目的物を取寄せしめたる者、及び現物出資に對して提供すべき株式の額、又は引受けたる目的物に對して提供すべき報償は、定款を以て之を確定するを要す。

(三)、設立若は其の準備に對する補償若は報酬として、會社の負擔を以て株主若は其の他の者に提供せらるゝ總費用は、定款を以て前項の確定事項とは別に之を確定すべし。

(四)、定款を以て成規の確定を爲すにあらざれば、本條に記載したる事項に關する合意は、會社に對しては效力を有せず。

第十條 發起人（第八十七條）

定款を確定したる株主、又は現物出資を爲したる株主は、會社の發起人と看做す。

第十一條 單純設立（第八十八條）

- (一)、發起人が株式の總數を引受けたるときは、會社は成立したるものと看做す。
- (二)、發起人が定款を確定するに當つて、未だ引受なき株式あるときは、發起人は裁判所若しくは公證人の特別の調書を以て、是等の株式を引受くることを得。各發起人の更に引受けたる株式の額は、此の調書を以て之を確定すべし。

第十二條 最初の監査役と取締役（第二十條）

發起人は會社の成立と同時に、又は裁判所若しくは公證人の特別の調書を以て、會社の最初の監査役を選任するを要す。定款上株主總會に依る以外の方法に於ては、選任を行ふべからざる限りは、最初の取締役に對しても亦同じ。

第十三條 發起人の報告(第九十一條)

- (一) 第九條第二項の場合に於ては、發起人は出資若し引受ありたる目的物に對して提供したる額を相當と認めしむるに足る主なる事情を説明書を以て説明するを要す。
- (二) 此の場合に發起人は會社に依る取得の基本となる法律行為の外、最近二年の取得價格 *Erwerbspreis* 及び製作價格 *Herstellungspreis* を開示するを要し、企業を會社に移轉したる場合にあつては、最近二營業年度の經營收益 *Betriebsertrag* を開示するを要す。

第十四條 設立の検査、(1)、通則(第九十二條)

- (一) 取締役員 *Mitglieder des Vorstandes* 及び監査役員 *Mitglieder des Aufsichtsrats* は、設立の經過を検査するを要す。
- (二) 左の場合には前項に依る検査の外、特別の検査役 *Prüfer* を以て検査を爲すを要す。
- (1) 取締役又は監査役の一人が發起人たる時、又は
- (2) 設立に際し取締役若し監査役の一人の計算に於てする株式の引受ありたる時、又は
- (3) 取締役若し監査役の一人が自己の爲に特別の利益を約束せしめ、又は設立若し其の準備に對して補償若し報酬を約束せしめたる時、又は
- (4) 設立が現物出資又は財産引受(第九條第二項)を伴ふ時。

(三) 會社の所在地の裁判所は、商業階級の公の代表機關を諮問したる上にて、検査役を任命す。

(四) 左の各號の一に該當する者にあらざれば、検査役に任命すべからず。

- (1) 會計の検査に關して充分なる素養を有する、専門的經驗を具備する者、*Prüfer* 取締役員
- (2) 前號に依り検査役としての個人について規定したる資格を有する者を營業主 *Inhaber* 取締役員若し支配人とする信託會社。
- (五) 設立せらるべき會社の發起人、第三十一條第五項第一段に依り發起人と同視せらるる者、又は取締役員若し監査役員が業務の執行を左右する勢力を有するか、又はかくの如き勢力を有することを得べき地位に在る信託會社は、検査役として任命することを得ず。

第十五條 (2)、検査事項(第九十三條)

- (一) 検査は特に左の諸點に及ぶを要す。
- (1) 出資の申込及び拂込に關する發起人の開示、及び第九條に規定したる確定事項に關する發起人の開示が、正當にして完全なりや否や、
- (2) 出資の目的物若し引受の目的物に對して提供したる額が相當なりや否や。
- (二) 検査の結果は、前項に記載したる事情を説明して、書面を以て報告すべし。
- (三) 検査役の報告は、裁判所、取締役、商業階級の公の代表機關に、各一通を提出すべし。裁判所に提

出したる報告書は、何人にも閱覽を許す。

第十六條 (3)、發起人と検査役と意見が分れたるとき。検査役の報酬と支出、(第百九十四條)

- (一)、發起人に於て爲すべき解明及び立證の範圍に關して、検査役と發起人と意見が分れたるときは、裁判所が終局的に之を裁判す。發起人が裁判に服従するを拒む間は、検査報告は行はれざるものとす。
- (二)、検査役は、相當なる現金支出の賠償、及び其の働に對する報酬を請求する權を有す。裁判所は此支出及び報酬の額を定む。

第十七條 (4)、検査の結果の不利なる場合に於ける登記の拒絶、

- (一)、發起人の報告又は取締役若は監査役の検査報告が不完全なるの故を以て、又は法律の規定に従はざるの故を以つて、検査役が會社の登記に對し懸念を存する旨を述べ、然も發起人が此の異議を斟酌することを拒みたるときは、裁判所は登記を拒むことを得。
- (二)、前項の裁判所の裁判に對しては、發起人は即時抗告を爲すことを得。此の即時抗告は、地方裁判所に於て之を裁判す。此の裁判が法律の違反に基くときは、發起人は地方裁判所の裁判に對して、再即時抗告を爲すことを得。非訟事件手續法第二十八條第二項、第三項及び第百九十九條の規定を準用す。
- (三)、登記手續は、裁判の確定するまで之を中止すべし。

- (四)、國政府は、検査手續中に生じたる手数料及び費用に關する規程を制定するの權限を委任せらるゝものとす。

第十八條 (5)、検査役の責任、

決算検査役 Bilanzprüfer の責任に關する第百二十四條の規定は、設立の検査の爲に選任されたる検査役にも之を準用す。

第十九條 豫備審査手續(第百九十五條第二項、第五項)

- (一)、取締役は會社の所在地の裁判所に、左の書類を提出するを要す。
 - (1)、定款及び第五條第一項及び第十一條第二項に記載したる調書、
 - (2)、第九條の場合に於ては、同條に記載したる確定事項の基本となる契約、又は此の確定事項を實施する爲に締結したる契約、第十三條に規定したる説明書、及び會社の負擔に歸する設立費用 (Gründungsaufwand) の計算書。計算書中には報償の種類及び額並に之を受くる者の氏名を一々列擧すべし。
 - (3)、取締役及び監査役の選任に關する證書。
 - (4)、第十五條第二項に依り爲したる報告並に其の基本となる證書、並に検査役の報告が取締役及び商業階級の公の代表機關に提出せられたるを證明する證明書。

- (5)、企業の目的が國家の許可を必要とする場合に於ては、此の許可書。
- (二)、提出ありたる書類は、原本、正本若は公の認證を経たる謄本を以て、之を裁判所に保管す。

第二十條

- (一)、裁判所は、會社が本法の規定に従つて適法に設立せられたるや否や、及び第十九條第一項に記載したる書類が完全に存在し、且法律の規定に適合せるや否やを審査するを要す。定款が、公の利益の爲に設けたる規定にして關係者に於て其の遵守を抛棄することを得ざるものに違反せるか、又は其の他株式會社の本質と相容れざるにあらざれば、定款の内容に關して異議を述ぶることを得ず。
- (二)、會社の設立に關し、第十九條第一項に記載したる書類の完全適法に關し、及び定款の内容に關して異議を述ぶること能はざるとき、又は異議を述ぶること能はざるに至りたるときは、裁判所は遲滯なく之を取締役に通知するを要す。

第二十一條 届出手續 (第九十五條第一項、第三項、第四項)

- (一)、前條第二項に記載したる裁判所の通知が取締役に到達したるときは、會社は商業登記簿に登記する爲、發起人、取締役員及び監査役員の全員より、會社の所在地を管轄する裁判所に届出づべし。
- (三)、此の届書中に於ては、現物出資の合意なき限り、各株式に對して、現金若くは第三項第一號及び第二號に記載したる方法に於て、請求額の拂込あり、且終局的に取締役の自由の處分に屬せしめらるゝ

旨を開陳すべし。株式の發行價額、及び之に對して現金を以てする拂込のありたる額は之を記載すべく、此の拂込ありたる額は株金額の四分の一以上にして、額面以上の發行の場合には超過額をも包括するを要す。

- (三)、法定の支拂の手段を以てする拂込、及び私立の銀行券發行銀行 Privatbanken の銀行券を以てする拂込にあらざれば、現金を以てする拂込と看做さるも、左の場合には、現金を以てする拂込に同じ。

(1)、獨逸國中央銀行の認めたる小切手、又は獨逸國中央銀行若は郵便振替局の振替勘定に於て會社若は取締役の名義に振替ふることによつて、拂込を爲したるとき、

(2)、適當なる銀行に於て會社若は取締役の勘定に預金として記入することに依つて拂込を爲したるとき。

- (四)、第三項第一號及び第二號に記載したる場合に於ては、取締役が拂込ありたる額に關する處分を制限せらるゝものにあらざること、及び特に反對債權を存せざることを證明すべし。此の證明は第二號に依る拂込の場合にあつては、銀行の承認書を提出することに依つて之を爲すべく、此の承認の正否に於ては、銀行は會社に對して責任を負ふものとす。

- (五)、取締役員は、保存の爲、裁判所に其の署名を届出づるを要す。

第三十二條 會社の登記、(1)、内容(第百九十八條)

- (一)、會社を登記するに當つては、會社の商號及び所在地、企業の目的、資本金額、定款確定の年月日、及び取締役員の氏名を擧示すべし。
- (二)、定款が會社の存立期間、又は取締役員若は清算人の會社を代表する權限に關する規定を掲ぐるときは、此の規定も亦之を登記すべし。

第二十三條 (2)、公告(第百九十九條)

- (一)、登記の公告中には、登記の内容の外、左の諸件を掲ぐべし。
 - (1)、第五條第二項、第六條、第八條、第九條中に記載したる其の他の確定事項、
 - (2)、株式の發行價額、
 - (3)、發起人及び最初の監査役員の名、身分及び住所。
- (二)、同時に、第十九條第一項に記載したる書類、特に取締役、監査役及び検査役の検査報告は、裁判所に於て之を閲覧することを得べき旨を公告すべし。

第二十四條 (3)、效力(第二百條)

- (一)、會社の所在地の商業登記簿に登記する以前には、株式會社は株式會社としては存在せず。會社の登記に先だちて、會社の名義に於てする行爲ありたるときは、行爲者が個人として代當の責任を負ふも

- のとし、數人が行爲を爲したる場合にあつては、此の數人の行爲者は、連帶して代當の責任を負ふ。
- (二)、設立せらるべき會社の名義に於て負ひたる義務は、債務者との契約に依り、會社の登記後三ヶ月の期間内に、會社のみが債權者に對して代當の責任を負ふの效力を以て、會社に於て之を引受くることを得。第九條に記載したる種類の合意に因る義務については、本條の規定を適用せず。
- (三)、持分權 *Anteilrecht* は會社の登記以前には、會社に對し法律上有効に移轉することを得ず。株券及び假株券は會社の登記以前には、之を發行することを得ず。

第二十五條 支店

- (一)、商業登記簿に登記する爲にする支店 *Zweigverlehnung* 設置の届出は、取締役員の全員に於て本店 *Hauptverlehnung* の裁判所に之を爲すべし。此の届書には、謄本を以て定款を添付すべし。
- (二)、本店の裁判所の商業登記簿には、支店設置の時期を登記すべく、支店が商號に追加名稱を掲ぐるときは、此の追加名稱を登記すべし。本店の裁判所の此の登記は公告せず。
- (三)、本店の裁判所は、職權を以て遲滞なく支店の登記を、其の設置せらるゝ地を管轄する裁判所に通知するを要す。此の通知には謄本を以て、定款並に本店の商業登記簿に於ける登記を添付すべきものとし、此の謄本は公の認證を経べし。
- (四)、支店の裁判所は支店の設置を登記するを要するものとし、此の場合通知を受けたる登記事項は、再

- 四、審査することなく之を引継ぎて自己の商業登記簿に登載するを要す。
- 五、支店の登記の公告中には、會社の商號及び所在地、取締役員の氏名、支店設置の時期、其の所在地、及び支店が商號に追加名稱を掲ぐるときは此の追加名稱を掲載すべし。引継ぎて登載したる其の他の登記事項は、之を公告せず。
- 六、取締役員は、保存の爲、支店の裁判所に其の署名を届出づるを要す。
- 七、本店の裁判所の通知に添付したる書類は、支店の裁判所に保存す。

第二十六條

- 一、本法に別段の規定を設けざる以上は、本店の裁判所への届書は、支店の數に應じたる通數を以て之を爲すべく、書面の提出及び署名の届出についても亦同じ。
- 二、本店の裁判所は職權を以て遲滯なく、公告の行はれたる國官報の番號を示して、自己の爲したる登記を支店の裁判所に通知するを要す。此の通知には、届書、書類若は署名の各一通を添付すべし。
- 三、支店の裁判所は、自己の通知を受けたる登記事項を再び審査することなく、引継ぎて自己の商業登記簿に登載するを要す。此の登記の公告中には、本店の裁判所の商業登記簿への登記は何時行はれたるや、及び國官報の何號に公告せられたるやを開示すべし。

第二十七條

第二十五條、第二十六條の規定は、専ら支店の關係に關する登記には適用せず。かくの如き登記については、商法の一般規定の規定する所の儘とす。

第二十八條 會社の所在地が外國なるときは、支店の所在地を管轄する裁判所の商業登記簿への登記の爲にする會社の届出は、取締役の全員に於て之を爲すべし。

- 二、前項の届出には、正本若は公の認證を経たる謄本を以て、定款を添付べし。第十九條第一項及び第二十一條第二項及び第四項の規定を適用せず。

- 三、届出に際し株式會社の株式會社としての存立を證明すべく、また企業の目的若は内國に於ける營業が國家の許可を必要とする場合にあつては、此の點をも證明すべし。外國の法令が例外を必要とするにあらざる限りは、届書には第五條第二項、第六條及び第八條に記載したる確定事項、及び會社の所在地の商業登記簿に會社を登記したる後二年内に届出を爲したる場合には、第二十三條に掲げたる其の他の記載事項をも届書中に掲ぐべく、届書には會社の所在地について爲したる裁判所の公告を添付すべし。

- 四、登記には第二十二條に記載したる事項を掲ぐるを要す。
- 五、登記の公告には登記の内容の外、本條第三項に依り第五條第二項、第六條及び第八條に記載したる確定事項を届書中に掲ぐるを要する限りは、是等の事項をも掲ぐるを要す。

第二十九條

商法第十五條第三項の規定は、第二十八條の場合及び専ら支店の關係に關する登記にのみ之を適用す。他の登記事項にあつては、商業登記簿に登記せられたる支店との取引については、本店の裁判所に依る登記と公告とを標準とす。

第三十條

- (一)、會社の所在地が國內に於て移轉したるときは、從來の所在地を管轄する裁判所は、職權を以て遲滯なく、移轉先の所在地を管轄する裁判所に、所在地の移轉を通知するを要す。此の通知には、當該の會社に關係ある、從來の所在地について行はれたる裁判所の登記、並に從來の管轄裁判所に保存したる證書を添付すべし。
- (二)、移轉先の所在地を管轄する裁判所は、所在地の移轉を登記するを要するものとし、此の場合自己の通知を受けたる登記事項を、再び審査することなく引繼ぎて自己の商業登記簿に登記するを要す。
- (三)、新所在地の裁判所の商業登記簿に登記したることの公告中には、會社の商號及び取締役員の氏名、其の新舊の所在地、所在地移轉の時期、若し支店が存在するとせば其の所在地、並に支店が商號に追加名稱を掲ぐる場合には此の追加名稱を掲載すべし。引繼ぎて登載したる其の他の登記事項は、之を公告せず。

第三十一條 發起人の代當責任 (第二百二條)

- (一)、發起人は、商業登記簿に會社を登記するの目的を以て爲したる、出資の申込及び拂込並に第九條に規定したる確定事項に關する記載の正確にして完全なることにつき、會社に對して連帶して代當の責任を負ふものとし、特に申込を存せざる資本金額を引受け、拂込の行はれざるときは拂込を爲し、設立費用中に計上せられざる報償を賠償するを要するも、其の他に尙ほ損害の發生することあらば、此の損害を賠償するの義務を妨ぐることなし。
- (二)、發起人が現物出資、財産の引受又は設立費用に依つて故意に、若は重大なる過失に因り會社に損害を加へたるときは、發起人は全員連帶して、會社に對し是が賠償の義務を負ふ。
- (三)、發起人が賠償義務の根據となる事實を知らず、また通常の營業者としての注意を拂ふも知るべからざりし場合に於ては、發起人は前二項に依る代當責任を免せらるゝものとし。
- (四)、會社の株主の支拂不能に依つて、不足額を生じたるときは、株主の支拂不能を知り乍ら此の株主の關與を認めたる發起人は、會社に對し連帶して是が賠償の義務を負ふ。
- (五)、發起人が他人の計算に於て株式を引受けたるときは、此の他人は發起人に同じ。此の他人は、其の計算に於て行爲を爲したる發起人が知りたるか、又は當然知るべかりし事情に關しては、自己自身の不知を援用することを得ず。

第三十二條 (2)、他の者の共同責任(第二百二條、第二百三條)

左の各號の一に該當する者は、發起人及び前條第五項第一段に依り是と同視せらるゝ者と共に、連帶して會社に對して損害賠償の義務を負ふ。

(1)、開示すべき設立費用中に規定に違反して計上せざりし報償を受くるに當つて隱秘の意圖ありたりしこと、若は隱秘の行はれたりしことを知りたる者、又は事情上當然推知せざるべからざりし者、又は認識と欲求を以て *visually* 隱秘に加功したる者、

(2)、第三十一條第二項の場合に於て、認識と欲求を以て加害に加功したる者、

(3)、會社の商業登記簿に登記せらるゝに先だち、又は登記後最初の二年内に取引に供する爲に株式を公告したる者第三十一條第一項、第二項に依り賠償義務の根據となる事實を知れるとき、又は通常の營業者としての注意を拂ふに於ては、當然知らざるべからざりしとき。

第三十三條 (3)、取締役員及び監査役員の注意の義務及び代當責任(第二百四條)

取締役員及び監査役員第十四條及び第十五條の命ずる検査を爲すに當つて、通常の營業者としての注意を閑却したるときは、會社が第三十一條及び第三十二條に依り義務を負ふ者に損害の賠償を請求すべからざる場合限り、會社に對し連帶して不注意に因り生じたる損害につき、代當の責任を負ふ。

第三十四條 (4)、責任の請求についての和解及び拋棄の合意(第二百五條)。

設立に因り會社に歸屬する、第三十一條乃至第三十三條に依り義務を負ふ者に對する請求に關する和解若は拋棄は、會社を商業登記簿に登記したる時より五年の満了したる後初めて之を爲すを許すものとす。且總會の認許あるにあらざれば之を爲すことを許さず。總會に於て資本の五分の一以上に當る少數株主が異議を述べたるときは之を許さず。義務者が支拂不能の場合に、破産を豫防し若は之を廢止する爲に其の債權者と和解するときは、時に關する制限を適用せず。

第三十五條 (5)、責任請求權の時効

設立に因り會社に歸屬する、第三十一條乃至第三十三條に依り義務を負ふ者に對する請求權は、會社を商業登記簿に登記してより五年を以て消滅す。

第三十六條 追加設立(第二百七條)

(一)、會社が現存の設備若は製作せらるべき設備にして、永久的に其の營業の經營の爲にせらるゝもの、又は不動産を、資本の十分の一を超ゆる報償と引換に取得すべき旨の會社の契約は、其の商業登記簿に會社を登記して以來二年の満了するに先だちて締結せられたる場合には、其の有効なるが爲には、株主總會の認許と商業登記簿への登記とを必要とす。此の契約に對する株主總會の認許なく、また商業登記簿に登記せられざるときは、此の契約を實施する上に於て爲したる法律行爲も亦效力を有せず。

- (二) 株主總會の決議を爲すに先だち、監査役は契約を審査して、此の設備若は不動産に對して提供したる額を相當と認めしむるに足るべき主なる事情を、書面を以て開陳するを要す。第十三條第二項の規定を準用す。
- (三) 其の外決議を爲すに先だち、一人若は數人の特別の検査役をして、検査を爲さしむるを要す。第十四條第三項乃至第五項、第十五條、第十六條、第十八條の規定を準用す。
- (四) 此の契約を認許する決議を爲すには、決議に當つて代表せらるる資本の四分の三以上を包括する多數を必要とす。契約が商業登記簿に會社の登記せられたる後一年内に締結せられたる場合に於つては、其の外認許する多數の持分は、總資本の四分の一以上に當るを要す。
- (五) 株主總會の認許ありたるときは、取締役は契約の原本、正本若は公の認證を経たる謄本を、監査役及び検査役の報告並に基本たる證書を併せて、各一通を以て、商業登記簿への登記の爲に、提出するを要す。此の登記を爲すに當つては、裁判所に提出せられたる證書を援用するを以て足る。
- (六) 契約の内容に對して検査役が懸念を挿みたるも、株主總會は決議を爲すに當つて検査役の異議を斟酌せざる時は、裁判所は登記を拒むことを得。第十七條第二項及び第三項の規定は、發起人に代ふるに取締役を以てすることとして、之を準用す。
- (七) 本條第一項に所謂契約の効力は、發起人が同じ物に關して爲したる合意が、第九條第四項に依り會

社に對して效力を有せざることに依つて阻却せらるることなし。

- (八) 土地の取得が企業を成すときは、かくの如き取得には本條第一項乃至第七項の規定を適用せず。強制競賣の方法に於てする土地の取得についても亦同じ。

第三十七條 (第二百八條)

前條の場合に於ては、會社の損害賠償請求權には、發起人に代ふるに取締役員及び監査役員を以てすることとして、第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十五條の規定を適用す。

第三十八條 無効の株券及び假株券 (第二百九條)

- (一) 百馬克未滿の額に關する株券若は假株券は、絶對無効とす。株券の發行人は、此の發行に因つて生じたる損害につき、株券の所有者に對し連帶して責任を負ふ。
- (二) 無記名式の假株券の發行の場合、並に商業登記簿に會社の登記せらるる以前に於ける、株券若は假株券の發行の場合に於ても、亦前項に同じ。

第二節 會社と社員との間の權利關係

第三十九條 株式會社の法律上の性質 (第二百十條)

- (一) 株式會社はそれ自體として、獨立して權利を有し、義務を負ふものとし、所有權及び其の他の土地

- 一、についての物権を取得し、裁判所に於て訴へ及び訴へらるゝことを得。
- (二)、株式會社は、企業の目的が商業的營業の經營 Betrieb eines Handelsgewerbes たるにあらざる場合に
あつても、商事會社 Handelsgesellschaft と看做す。

第四十條 株主の義務 (第二百十一條)

出資を爲すべき株主の義務は、株金額に依つて制限せられ、額面以上の發行の場合にあつては發行價額に依つて制限せらるゝものとす。

第四十一條 會社の計算に於てする株式の引受。

發起人として、若は株式申込人として、又は第六十三條に依る新株引受權 Bezugsrecht を行使して、會社の計算に於て株式を引受けたる者は、自己の計算に於ては株式を引受けざりしを主張することを得ず。是等の者は會社との合意には關係なく、出資の全額につき代當の責任を負ふ。此の出資を爲す以前には、是等の者は議決權、利益配當請求權 Gewinnanteilsrecht 若は新株引受權を有せず。

第四十二條 從たる義務 (第二百十二條)、

- (一)、持分權 Anteilrecht の讓渡が會社の認許に羈束せらるゝ場合には、出資の外に定款を以て株主に、金錢にあらざる反覆給付の義務を課することを得。給付の義務及び範圍は、株券若は假株券に依りて明かにし得ることを必要とす。

(二)、定款を以て、義務が履行せられず、若は適當に履行せられざる場合につき、違約金 Vertragsstrafe

を定むることを得。

- (三)、定款を以て、會社は重大なる事由あるにあらざれば、持分權の讓渡の認許を拒むことを得ざる旨を定むることを得。

第四十三條 出資の返還を請求するを得ざることを (第二百十三條)、

株主は其の出資の返還を請求することを得ざるものとし、會社が存立する間は株主は、毎年の貸借對照表上明かなる純益を請求するの權利のみを有するも、法令若は定款上純益の配當を禁止せらるゝ場合は、此限りにあらずとす。

第四十四條 株主の利益に對する關與 (第二百十四條)

- (一)、利益に關與する割合は、株金額 Aktienbetrag に依つて定まる。
- (二)、すべての株式に對して同一の割合に於て拂込が行はれたるにあらざるときは、株主は配當すべき利益中より、豫め拂込金額の百分の四の額を受くるものとし、當該年度の利益がかくの如き配當を爲すに足らざるときは、此の額は之に應じて低き率に從つて定まる。營業年度の經過中に爲すべかりし拂込は、拂込につきて定めたる時期以來、經過したる時日の割合に應じて斟酌せらるゝものとす。
- (三)、定款を以て、別様の利益配當方法を認むることを得。

第四十五條 建設利息(第二百五十五條)

- (一) 株主に對し定額の利息を約束し、乃至は之を支拂ふことを得ず。
- (二) 經營全部の開始せらるゝまでに企業を準備するに必要とする期間については、株主に一定額の利息を約束することを得るも、定款を以て利息の支拂の熄む時期を表示するを要す。

第四十六條 從給付 Nebenleistung の報償(第二百十六條)

定款上株主が出資以外に給付の義務を負ふ反覆の給付に對しては、當該年度の貸借對照表が純益を示すと否とは關係なく、給付の價額を超えざる報償を支拂ふことを得。

第四十七條 禁止に係る支拂を受領したる場合に於ける株主の代當責任(第二百十七條)

- (一) 株主は本法の規定に違反して會社よりの支拂を受領したる以上は、會社の債務につき、代當の責任を負ふ。株主が善意に於て利益配當として、又は利息として收受したるものは、償還の義務を負はず。
- (二) 會社の財産に關して破産の開始ありたるときは、破産手續の繫屬中は、會社債權者の有する株主に對する權利は、破産管財人を通じて之を行使す。
- (三) 本條の規定に依る請求權は、支拂の受領後五年を以て消滅す。

第四十八條 適時に拂込を爲さざる結果(第二百十八條)

- (一) 株主が株式に對する拂込として請求を受けたる額を適時に拂込まざるときは、支拂期の到來したるときより、此の金額に利息を附するを要す。それ以外の損害を主張することを妨げず。
- (二) 定款を以て、適時に拂込の行はれざる場合につき、違約金を定むることを得。
- (三) 定款を以て別段の定めを爲さざるときは、定款が會社の公告につきて定めたる方法に於て、拂込を催告するを要す。

第四十九條 懈怠せる株主の持分權喪失の宣告(第二百十九條)

- (一) 拂込が適時に行はれざるときは、懈怠せる株主に對し拂込の爲に或る期間を定め、此の期間の満了後は、株主は其の持分權と既に給付したる拂込金とを、喪失すと宣告せらるべき旨を警告することを得。
- (二) 催告は三回、會社の公告掲載紙 (Gesellschaftsblatt) に公告するを要するものとし、第一回の公告は拂込の爲に定めたる猶豫期間の満了する三ヶ月以上前、最後の公告は其の一ヶ月以上前に之を爲すを要す。會社の認許なくしては持分權を讓渡する能はざるときは、公告を要せずして懈怠せる株主に對する特別の催告を、只一回丈發するを以て足るも、此の催告中に於ては、催告の受領の時より一ヶ月以上の猶豫期間を興ふることを必要とす。
- (三) 前項の催告にも拘らず株主が株式に對して給付すべき額を拂込まざるときは、會社の公告掲載紙に

公告することに依つて、當該の株主は會社の利益に於て自己の持分權及び其の既に拂込みたる出資を喪失する旨を宣告すべし。

- (四) 從來發行したる株券の代りに新株券を發行すべく、此の株券には既に給付したる一分拂込額の外、滯納したる額をも掲ぐるを要す。此の額若は後に請求したる額につき會社の被りたる不足額については、失權したる株主が會社に對し代當の責任を負ふ。

第五十條 前者の代當責任（第二百二十條）

- (一) 失權したる株主が、請求を受けたる額を拂込まざる時は、次順位の株主が會社に對して代當の責任を負ひ、以下株主名簿に記載せらるゝ株主が次を逐ふて會社に對し代當の責任を負ふ。前なる株主は、其の直接の後者の拂込を得べからざる程度に於てのみ代當の責任を負ふ。會社は前なる株主に對する拂込の催告を、其の直接の前者に通知するを要す。拂込の催告及び前者に對する通知以來一ヶ月の満了するまでに、拂込が行はれざる時は、拂込を得べからざるものと推定す。滯納金額の拂込と交換的に、新に發行すべき株券を交付す。
- (二) 前者は、何れも、二年の期間内に株式に對して拂込を請求せられたる金額に對してのみ、代當の責任を負ふ。此の期間は、持分權の讓渡が會社の株主名簿に届出でられたる日を以て始まる。
- (三) 前者より滯納金額の拂込を得べからざる時は、會社は市價 *Börsenpreis* を以て持分權を賣却する

を得べく、市價を存せざる時は、競賣に依つて *durch öffentliche Versteigerung* 之を賣却することを

第五十一條 第四十條及び第五十條に依る給付の義務は免除せざること（第二百二十一條）

株主及び其の前者は、第四十條及び第五十條に記載せる給付を免除せらるゝを得ず。此の給付に對し會社への債權を以て相殺を爲すことを得ず。

第五十二條 記名式株券の登録及び讓渡（第二百二十二條）

- (一) 記名式株券 *Namensaktie* は、株主の氏名、住所及び身分を表示して、會社の株主名簿に登録すべし。
- (二) 記名式株券は、定款に別段の規定を爲さざる限りは、會社の認許を受くることなくして、之を他人に讓渡することを得。
- (三) 讓渡は裏書に依つて之を爲すことを得。裏書の方式、所持人の權利の證明及び其の返還の義務には、手形法第十一條乃至第十三條、第三十六條第一段乃至第四段、第七十四條の規定を準用す。
- (四) 讓渡が會社の認許に羈束せらるゝときは、其の有效なるが爲には監査役と株主總會の認許を必要とす。

第五十三條（第二百二十三條）

- (一) 記名式株券が他人に譲渡せられたるときは、株券を提出し、譲渡を證明して之を會社に届出で、株主名簿に記載すべし。
- (二) 會社は、株券の上に存する裏書又は譲渡の意思表示の眞否を、審査するの義務を負はず。
- (三) 會社に對する關係に於ては、株主として株主名簿に記載せらるゝ者にあらざれば、之を株主と看做す。

第五十四條 (第二百二十四條)

前二條の規定は、假株券の登記及び其の他人に對する譲渡にも之を適用す。

第五十五條 一個の株式についての共同權 *Rechtsgemeinschaft* (第二百二十五條)

- (一) 一個の株式が數人の權利者に歸屬するときは、株式に因る權利は共同の代理人に依つてのみ、之を行使することを得。
- (二) 株式に對して爲すべき給付については、數人の權利者は連帶して代當の責任を負ふ。
- (三) 會社が株主に對して意思表示を爲すを要するときは、權利者の共同の代理人が存せざる以上は、權利者の一人に對して意思表示を爲すを以て足る。一人の株主の數人の相續人に關しては、相續の歸屬後一ヶ月を経過したる後に爲さるゝ意思表示についてのみ、本條の規定を適用す。

第五十六條 自己株式の取得、子會社に依る株式の取得 (第二百二十六條)

- (一) 株式會社は買入の委託を實行するにあらざる場合には、通常の營業の經營に於て *im regelmtssigen Gesellschaftsbetrieb* 自己の株式を取得し、乃至は質權の目的として之を受くべからざるも、第二百二十五條第一項第二段の規定を妨ぐるることなし。
- (二) 自己の假株券は、買入の委託を實行する上に於ても、通常の營業の經營に於て之を取得し、乃至は質權の目的として之を受くことを得ず。株金額の全額を拂込まざる自己の株式、又は額面以上の發行の場合にあつては發行價額の全額を拂込まざる自己の株式についても亦同じ。
- (三) 株式會社、株式合資會社又は有限責任會社にして、關與若は其の他の方法に基き直接若は間接に他の株式會社若は株式合資會社の支配を受くるか、又は支配を受くることあるべき地位にあるもの (子會社 *Tochtergesellschaft*) は、此の支配する會社の株式を引受け、乃至は此の會社の株式若は假株式を通常の營業の經營に於て取得し、又は質權の目的として之を受くべからず。株式については、買入の委託の實行については、本條の規定を適用せず。

第五十七條 株式の消却 *Einziehung von Aktien* (第二百二十七條)

- (一) 株式は強制的に、若は會社が取得したる後に之を消却することを得。強制消却 *Zwangseinziehung* は原始定款 *ursprünglicher Gesellschaftsvertrag* を以て、又は株式の引受前に定款を變更することに依つて、之を定め、若は之を許したりし場合に限り之を許す。

- (二) 消却を爲すに當つては、資本の減少につき標準となる規定を遵守すべし。會社が無償を以て株式を處分することを得るとき、又は毎年度の貸借對照表上處分し得べき純益若は準備金の負擔に於て、會社の株式を消却し得らるゝときは、本項の規定を適用せず。
- (三) 消却を實施したる後にあつては、資本は消却したる株式の株金額丈を減ずべし。第二項第二段の場合には、資産の部に於て消却したる株式の株金額と同一の額を準備金として掲ぐべきものとし、第六十八條の規定を遵守するにあらざれば、此の準備金の全部又は一分を支出することを許さず。
- 第五十八條 株式の失權宣告 (第二百二十八條)

- (一) 株券又は假株券が紛失若は滅却したるときは、株券に反對を規定するにあらざる場合には、公示催告手續の方法に於て此の株券の失權を宣告することを得。民法第七百九十九條第二項、第八百條の規定を準用す。
- (二) 無記名の利益配當證券の發行ありたるときは、株券若は假株券の失權の宣告と同時に、未だ支拂期に達せざる利益配當證券に因る請求權も亦消滅す。

第五十九條 毀損若は汚穢したる株券に代る新株券 (第二百二十九條)

株券又は假株券が毀損若は汚穢の結果もはや流通に適せざるに至りたるときは、此の株券の主なる内容及び區別の標識が尙ほ確實に識認し得る限り、權利者は毀損若は汚穢したる株券と引替に、新株券の付

與を會社に請求することを得。此の費用は權利者に於て負擔するを要するものとし、之を豫納するを要す。

第六十條 新利益配當證券 (第二百三十條)

株券若は假株券の所有者が發行に異議を唱へたるときは、更新證券 Erneuerungsschein の持主に新利益配當證券を發行することを得ず。此の場合に於て株券若は假株券の所有者が、本證券 Hauptkunde を提出したるときは、株券若は假株券の所有者に證券を交付すべし。

第三節 組織及業務の執行

第六十一條 株式會社の代表機關、取締役 (1)、組織 (第二百三十一條)

- (一) 株式會社は取締役を以て裁判上及び裁判外の代表者とす。
- (二) 取締役は、一人若は數人たることを得。
- (三) 取締役員 Mitglied des Vorstandes としての選任は、何時たりとも取消すことを得るものとし、合意に係る報償の請求權を妨ぐるることなし。

第六十二條 (2) 取締役の意思表示及び取締役に對する意思表示

- (一) 會社の爲にする取締役の意思表示、特に會社の爲にする取締役の署名の爲には、定款に別段の規定

なき以上は、取締役の全員の協力を必要とす。然れども取締役は特定の業務又は特定の種類の業務執行の権を、各個の取締役員に委任することを得。會社に對して意思表示を爲すべきときは、取締役の一員に對して之を爲すを以て足る。

- (二)、定款上各個の取締役員が獨立して會社を代表するの權を有せざるときは、定款を以て、取締役員が數人共同して行爲を爲さざる場合には、取締役員は支配人 *Prokurist* 一人と共同して、會社を代表するの權を有すべき旨を規定することを得。尙ほ定款を以て取締役の各員に、單獨にて又は支配人一人と共同して會社を代表するの權限を付與するの權を、監査役に委任することを得。第一項第二段及び第三段の規定は、此の場合に之を準用す。

第六十三條 (3)、商號の署名

取締役は、署名をなすに當つて、會社の商號又は取締役の呼稱の外に、自己の署名を附加する方法に於て署名を爲すを要す。

第六十四條 (4)、取締役の變動及び取締役員の代表の權限の變更(第二百三十四條)

- (一)、取締役の變動若は取締役員の代表の權限の變更、竝に第六十二條第二項第二段に基き監査役の爲したる指圖は、すべて、商業登記簿に登記する爲取締役に於て之を届出づべし。
- (二)、前項の届出には、本店の裁判所の爲に、變更若は指圖に關する證書の、公の認證を経たる謄本を添

付すべし。

- (二)、取締役員は、保存の爲め、裁判所に其の署名を届出づるを要す。

第六十五條 (5)、代表の權限の制限、

- (一)、取締役は會社に對し、會社を代表する自己の權限の範圍につき、定款を以て定めたるか、又は株主總會の決議を以て定めたる制限を、遵守するの義務を負ふ。
- (二)、取締役の代表權の制限は、第三者に對しては、效力を有せず。代表が若干の業務若は若干種の業務にのみ及ぶ場合、若は或る種の事情の下に若は或る種の時期につき、又は若干の土地について行はるべき場合、又は若干の業務につき株主總會若は監査役の認許、又は定款に依つて其の任を與へらるゝ、會社の別の機關の認許を必要とする場合に特に然りとす。

第六十六條 (6)、競争業禁止(第二百三十六條)

- (一)、取締役員は會社の認許を得るにあらざれば商業 *Handelsgewerbe* を營むことを得ず、又自己又は他人の計算に於て、會社の商業部門 *Handelszweig* に於て取引を爲すことを得ず。また無限責任社員として他の商事會社に關與するを得ず。本條の認許は、取締役選任の任を負ふ機關に於て之を與ふ。
- (二)、取締役員が前項に依り自己の擔任に屬する義務に違反したるときは、會社は損害の賠償を請求することを得るも、會社は損害の賠償を請求する代りに、取締役が自己の計算に於て爲したる取引を、會

社の計算に於て爲したるものと看做し、他人の計算に於てしたる取引より收受したる報償を返還し、又は其の報償請求権を譲渡せんことを請求することを得。

(三)、會社の請求権は、他の取締役員若しくは監査役が取引の締結を知りたる時、又は取締役員の他の會社への關與を知りたる時より、三ヶ月を以て消滅するものとし、請求権の發生以來五年を経過したるときは、他の取締役員若しくは監査役が取引の締結又は他の會社への關與を知りたる時と否とに關係なく消滅す。

第六十七條 (7)、取締役員の利益に對する關與 (第二百三十七條)

取締役員に對し毎年度の利益の割前 Anteil am Jahresgewinn を提供するときは、此の配當分は一切の償却と積立とを爲したる後に残留する純益に依つて計算すべし。

第六十八條 (8)、支配人の選任 (第二百三十八條)

定款を以て、又は株主總會の決議に依つて別段の規定を爲さざる以上は、取締役は監査役の承認ありたる場合に限り、支配人を選任することを得。此の制限は、第三者に對しては效力を有せず。

第六十九條 (9)、帳簿の備付

取締役は必要なる帳簿を備付くるの、配慮を爲すを要す。

第七十條 (10)、監査役に對する報告、

取締役は定期に、少くとも三ヶ月の間隔を以て定期に業務の経過及び企業の状態に關して、口頭若しくは書を以て報告を爲すべく、其の外重大なる事由あるときは、其の機會に報告を爲すを要す。

第七十一條 (11)、會社の負債超過又は支拂不能の場合に於ける取締役の義務 (第二百四十條)

(一)、年度末貸借對照表 Jahresbilanz 又は中間貸借對照表 Zwischenbilanz を作製するに當つて明かとなりたる損失が、資本の半に達したるときは、取締役は遅滞なく株主總會を招集し、之に損失を報告するを要す。

(二)、會社が支拂不能となりたる時は、取締役は責任を負はざるべからざる程度の躊躇を爲すことなく、ohne schuldhaftes Zögern 然も遅くも支拂不能の發生後二週間内に、破産の開始又は裁判上の和解手續の開始を申立つるを要するものとし、年度末貸借對照表又は中間貸借對照表を作製するに當つて、財産が負債を支拂ふに足らざること明かとなりたる場合亦同じ。取締役が通常の營業者の注意を以て、裁判上の和解手續の開始を促したる場合に於ては、責任を負はざるべからざる程度の申立の躊躇を存することなし。

第七十二條 (12)、取締役員の注意の義務と代當責任

(一)、取締役員は其の業務を執行するに當つて、通常の營業者としての注意を拂ふを要す。
(二)、取締役員其の任務に違反したるときは、是より生ずる損害につき、會社に對し連帶して代當の責任

を負ふ。

- (三) 特に本法の規定に違反して左の行爲を爲したるときは、取締役員は是が損害賠償の義務を負ふ。
- (1) 株主に對し出資を拂戻したるとき、
- (2) 株主に對し利息又は利益配當分を支拂ひたるとき、
- (3) 會社の株券又は假株券を自己又は他人の計算に於て引受け、取得し、質權の目的として之を受け又は消却したるとき、
- (4) 株金額の全額拂込まるゝに先だち、又は額面以上の發行の場合にあつては發行價額の全額の拂込まるゝに先だちて株券を發行したるとき、
- (5) 會社財産を分配し、又は資本の一部を拂戻したるとき、
- (6) 會社の支拂不能が生じたる後、又は其の負債超過が明かとなりたる後に支拂を爲したるとき。此の時期の後なりと雖、通常の營業者としての注意と相容るゝ支拂は此の限りにあらず。
- (7) 監査役の承認を得ることなくして、取締役員若しは監査役員に消費貸借の貸付を爲し、又は第八十三條第二項に記載したる種類の貸出 *Entrustment* を許したるとき。
- (四) 前項の場合に於て、會社の債權者が會社より辨濟を受くること能はざるときは、會社の債權者も亦賠償請求權を主張することを得。會社の債權者に對しては賠償の義務は、會社の拋棄に依つて、乃至

は行爲が株主總會の決議に基くことに依つて消滅することなし。

- (五) 本條の規定に依る請求權は、五年を以て消滅す。

第七十三條 (13)、取締役員の代理、

取締役員につき適用ある規定は、取締役員の代理人についても適用あるものとする。

第七十四條 監査役、(1)、組織及び選任、

- (一) 定款を以て多數の監査役を定めざるときは、監査役は三人とす。本條第五項に依り定款を以て別段の規定を爲さざる以上は、監査役員は株主總會の選舉する所とし、第七十五條の規定を妨ぐるることなし。
- (二) 最初の監査役の選任は、會社が商業登記簿に登記せられて以來一年の満了後に、決算に關する決議の爲に開催せらるゝ、第一回株主總會の終結するまでの時期の間效力を有す。
- (三) 爾後監査役は、選任後第四營業年度の決算に關して、決議を爲す株主總會の終結するまでよりも長き期間の間、選任せらるゝことを得ざるものとし、此の場合には、選任の行はるゝ營業年度は通算せず。
- (四) 監査役員としての選任は、當該の役員を選任せられたる任期の満了する以前にあつても、株主總會に於て之を取消すことを得。

(五) 定款を以て、少数株主に監査役員の選出を求むる権利を興ふることを得。
第七十五條 (2)、裁判所に依つて行はるゝ任命、

(一) 會社が三ヶ月以上監査役を有せざるとき、又は第七十四條第一項に依り必要なる員數の監査役員を有せざるときは、會社の所在地の裁判所は取締役又は資本の合計十分の一に達する持分を擁する株主の申請に依り、監査役を任命し、又は第七十四條第一項に依り必要なる員數の監査役を補充するを要す。

(二) 裁判所の任命したる監査役員は、第七十四條第一項乃至第四項の規定に従ふ監査役員の選任の行はれたる株主總會の終結するまで在任す。

第七十六條 (3)、監査役の變動の公告(第二百四十四條)、

取締役は監査役員の更迭ありたるときは、すべて遲滞なく之を會社の公告掲載紙に公告するを要す。取締役は公告を商業登記簿に登記する爲に提出するを要す。

第七十七條 (4)、監査役會の招集、

(一) 各監査役員は、目的と事由とを開示して、筆頭監査役 *Vorsitzende* が遲滞なく監査役會を招集せんことを請求するの權を有す。

(二) 此の請求が容れられざるときは、請求を爲したる監査役員は、事情を通知して自ら監査役會を招集

することを得。

第七十八條 (5)、監査役員に對する報酬(第二百四十五條)、

(一) 監査役員が其の働に對して、毎年度の利益の割前たる報酬を受くるときは、此の割前は一切の償却と積立とを爲したる後、並に拂込資本の百分の四以上の、株主の爲に配當すべき金額を控除したる後に残留する、純益よりして之を算出すべし。

(二) 定款を以て監査役員の受くべき報酬を定めたるときは、報酬を減額する定款の變更は、株主總會に於て議決權の絶對多數を以て決議することを得。

(三) 最初の監査役員には、株主總會の決議を以てするにあらざれば、其の働に對する報酬を興ふることを得ず。此の決議は、最初の監査役の選任せられたる任期の満了する際の株主總會に於てよりも以前には、之を爲すことを得ず。

第七十九條 (6)、監督義務(第二百四十六條)、

(一) 監査役は業務の執行を監督するを要す。監査役は特に決算書、貸借貸照表、及び利益配當案を審査し、此の點について株主總會に報告するを要す。

(二) 監査役は何時たりとも取締役に向つて、會社の事務に關する報告を請求することを得るものとし、監査役の各員は何れも此の權限を有するも、報告は監査役全體に向つて爲す報告以外には之を請求す

ることを得ず。其の外監査役は會社の帳簿及び書類を査閲し、竝に會社の金庫及び有價證券及び商品の現在高を検査することを得べく、監査役は監査役の一員に此の検査を命じ、また特定の問題については特別の専門家に検査を委嘱することを得。

(三) 監査役は取締役の營業報告(第百九條第二項第一段)についての意見書中に於て、當該營業年度中に於ける會社の業務執行の調査は、如何なる時期、如何なる方法及び如何なる範圍に於て行はれたるものなりや、此の調査の最終の結果より見て業務の執行に異議を述ぶる理由ありや否やを、報告するを要す。

(四) 監査役は、會社の利益上必要とするときは、株主總會を招集するを要す。

(五) 監査役のその他の任務は、定款を以て之を定む。

(六) 監査役員は、本法に別段の規定を爲さざる以上は、其の任務の執行を他人に委任することを得ず。

第八十條 (7)、會社を代表するの件(第二百四十七條)、

(一) 監査役は、會社が取締役員と法律行為を爲すに當つて會社を代表し、株主總會の決議したる取締役員に對する訴訟を遂行するの權を有す。

(二) 監査役は、場合に依つては自己に於て責任を負ふ所存を以て、株主總會の決議を経ずして取締役員を訴へ、また株主總會の決議に反してすら之を訴ふることを得。

第八十一條 (8)、同時に取締役たり監査役たることは原則として許さざること。例外たる場合(第二百四十八條)、

(一) 監査役員は同時に取締役員たり、又は永續的に取締役員の代理人たることを得ず、また使用人として會社の業務を執行することを得ず。

(二) 只豫め制限せられたる期間内に於てのみ、監査役は監査役中の一員を、差支ある取締役員の代理人に選任することを得べく、代理の期間中、及び代理人の責任解除するまでは、取締役員の代理人となりたる監査役員は、其の監査役員としての、働を爲すことを得ず。かくの如き方法に於て選任したる代理人には、第六十六條の規定を適用せず。

第八十二條 (9)、監査役員の注意の義務及び代當責任、

(一) 監査役員は其の任務を果すに當つて、通常の營業者としての注意を拂ふことを必要とす。

(二) 監査役員其の任務に違反したるときは、是より生じたる損害につき、取締役員と連帶して會社に對して代當の責任を負ふ。

(三) 特に監査役員は、第七十二條第三項に記載したる行為が、監査役員の知れる所なるに拘らず、其の干渉を見ずして行はれたる場合には、之につき損害賠償の義務を負ふ。賠償請求權の主張については、第七十二條第四項の規定を適用す。

(四) 此の規定に依る請求権は、五年を以て消滅す。

第八十三條 取締役員若しは監査役員に對する消費貸借上の貸付、

(一) 取締役員及び監査役員は、監査役の明示的の承認ありたる場合に限り、消費貸借上の貸付を受くることを得。此の承認を與ふる監査役會の決議は、此の消費貸借上の貸付の利子及び償還に關する定を包含するを要す。

(二) 取締役員若しは監査役員を受くべき報酬の額を越ゆる貸出 *Erfolhme* を許すは、すべて消費貸借上の貸付を爲すに同じく、特に報酬の前貸 *Vorschuss auf Vergütung* についても亦同じとす。

第八十四條 定款を以て定めざる特別の利益を達成するの目的を以て、會社の損害に於て爲す故意に因る行爲、

(一) 定款を以て定めざる特別の利益 *gesellschaftsfremder Sondervorteil* を達成するの目的を以て、自己又は第三者の爲めに其の株主としての勢力を利用して、取締役員若しは監査役員をして會社の損害に歸する故意に依る行爲を決議するに至らしめたる者は、之より生じたる損害につき、取締役員若しは監査役員と連帶して、會社に對して代當の責任を負ふ。

(二) 株主が前項に依り取締役員又は監査役員をして、第七十二條第三項に記載したる行爲の一を爲すを決議せしめたるときは、賠償請求権の主張には第七十二條第四項の規定を準用す。

(三) 本條の規定に依る請求権は、五年を以て消滅す。

第八十五條 株主總會 (第二百五十條)、

株主は株主總會に於て、會社の事務に關し自己の有する権利を行使す。

第八十六條 (1) 株主の報告を受くる権利、(a) 目的事項、

(一) 株主總會に於て動議ありたるときは、決議の目的たる事項と關係を有する會社の事務に關して、各株主に報告を爲すべし。是等の事務が他の企業との關係に依つて著しく影響を受くるときは、此の企業並に會社と此の企業との關係についても報告を爲すべし。特に子會社との關係について然りとす (第五十六條第三項)。

(二) 前項の報告は、良心に従ふ誠實なる計算實施の原則 *Grundsatz einer gewissenhaften und getreuen Rechnungsablegung* に合致するを要す。報告は會社又は社會公共の重大なる利益が必要とする程度に於てのみ、之を拒むことを得。

第八十七條 (b) 報告に對する異議 (イ) 總會の延期、

(一) 報告が前條の規定に合致せざるとき、又は報告の拒絶ありたる場合は、株主總會に於て議決權の絶對多數を以て決議せられたるか、又は資本の十分の一に達する持分を擁する少數株主が請求したる以上は、此の問題に關する事項を決議の目的たる事項とする總會を延期すべし。少數株主の請求は、少

數を爲す株主が當該の株主總會より遡つて三ヶ月以上、株式の所有者たるを疏明したる場合に限り、之を斟酌すべく、疏明の爲には、公證人の面前に於ける宣誓に代る保證 *Versicherung an Eides Statt* を以て足る。

(二)、少數株主の請求に依り總會を延期したる場合に於て、判決機關 *Spruchstelle* が第八十八條乃至第九十二條の規定に依り、報告の拒絶は正當なること、又は前の總會に際し若は中間の時期に正當完全に報告の行はれたることを證明したるとき、及び第二百二十六條第一項に依り新株主總會に證明書の提出せられたるときは、少數株主は更に總會の延期を請求することを得ず。或る問に對する回答が問題たる場合に、前の總會に於て既に此問を發することを得べかりし場合にあつても、少數株主は更めて總會の延期を請求することを得ず。

(三)、判決機關が報告の拒絶は正當なること若は正當なりしこと、又は報告は正確完全に爲されたと、若は爲されたりしことを證明したるときは、新株主總會の招集に因つて生じたる費用は、延期の動議を提出したる株主に於て、連帶して之を負擔す。

第八十八條

(ロ)、會社に依る判決機關への出訴、

(一)、決議取消の訴 *Anfechtungsklage* の提起あり、此の訴が第八十六條に對する違反の理由とするときは、會社は以下の規定の定むる所に従つて、取消の目的を成す報告の拒絶は、會社若は社會公共の重

大なる利益に依つて是認することを得るものなりや否や、又は取消の目的を成す報告が、良心に従ふ誠實なる計算實施の原則に合致するものなりや否やに關し裁判を求むる爲、判決機關に出訴することを得。

(二)、前項に依る判決機關への出訴は、原告の承諾あるにあらざれば、取消を求められたる決議の行はれたる株主總會の日以後、二ヶ月の期間内にあらざれば之を許さず。

(三)、此の判決機關は國政府 *Reichsregierung* に於て、又は國政府の授權に基き最上級邦官廳 *oberste Landesbehörde* に於て之を指定す。

第八十九條

會社と株主の一員との間に争を存する場合に於て、會社が、報告の拒絶の正當なること、又は報告は正確完全に爲されたることを、即時に裁判所に依つて確認せらるゝの正當なる利益を疏明したるときは、決議取消の訴の提起せられたるにあらざる場合にあつても、會社は判決機關に出訴することを得。

第九十條

(ハ)、判決機關の裁判の效力、

判決機關の裁判は、終局的にして、裁判所及び行政官廳を羈束す。

第九十一條

(ニ)、判決機關の面前に於ける手續、

(一)、判決機關は、裁判を爲すに先だち、關係人を審訊するを要す。

- (二) 關係人の陳述は、其の承諾ありたる場合に限り、相手方に之を通知すべし。
- (三) 非訟事件手續法第六條、第七條、第十條第一段、第十二條、第十三條、第十五條の規定を準用す。
- 報告判決手續 *Anskningsprøvelser* の特殊の需要に適應せしむる爲、所要の規定を設くるの權を國政府に委任す。

- (四) 判決機關の裁判には理由を付することを必要とせず。
- (五) 判決機關は請求ありたる時は、裁判に關して關係人に證明書を付與するを要す。
- (六) 判決機關は、公平なる裁量に従つて關係人に費用を分配す。報告判決事件に於ける手数料及び費用に關する規定を制定するの權を國政府に委任す。

第九十二條 (2)、絶對多數決の原則 (第二百五十一條)、

- (一) 株主總會の決議は、法令又は定款を以て比較多數又は其の他の要件を規定したるにあらざる以上は、議決權の多數 *Mehrheit der abgegebenen Stimmen* (議決權の絶對多數決 *einfache Stimmmehrheit*) を必要とす。

- (二) 選任については、定款を以て別段の規定を設くることを得。

第九十三條 (3)、議決權 (第二百五十二條)、

- (一) 各株式は議決權 *Stimmrecht* を與ふ。議決權は株金額に依つて之を行使す。一人の株主が數個の株

式を有する場合につき、定款を以て最高金額を定むることに依り、又は等級別を設くることに依つて、其の議決權の行使を制限することを得。

- (二) 議決權は出資を完全に拂込むと共に始まる。定款を以て、議決權は株式に對して法令若は定款を以て規定したる、最低額の拂込 *Mindesteinzahlung* の行はるゝと共に始まる旨を規定することを得。

- (三) 未だ全額の拂込みなき株式に對する議決權の附與は、決議に際し代表せらるゝ資本の四分の三以上を包括する多數を以てするに於てのみ、定款の變更の方法に於て之を決議することを得るも、保險會社の場合に於ては定款を以て、決議に際して代表せらるゝ資本に従つて算定せらるゝ別段の多數を以て、此の多數に代ふることを得。此の決議は、第一百五條第二項に依り明示的に決議の目的たる事項を通知したる場合に限り、之を爲すことを得。

- (四) 議決權は代理人に依つて之を行使することを得。委任狀については書面に依る形式を必要とし、且之を以て充分とす。委任狀は會社に於て之を保管す。

- (五) 決議に依つて責任を解除せらるべき者、又は義務を免除せらるべき者は、此の場合に自己の爲たる、他人の爲たるを問はず議決權を有することなし。

- (六) 株主が會社との間の明示若は默示の合意に依つて、株主權 *Aktienrecht* の行使、若は株式の讓渡、又は其の他株式の處分を會社の利益の爲に羈束せらるゝときは (羈束株 *gebundene Aktie*)、此の株主の議

決議は休止す。營業上の損益共通契約 *Interessengemeinschaftsvertrag* に依る羈束の場合、及び第九十五條第二項に記載したる契約には、本項の規定を適用せず。

(七)、其の他の點に於ては、議決權の行使の條件及び形式は、定款に依つて定まる。

第九十四條 (4)、數種の議決權 *mehrfaeles Stimmrecht* (議決權株 *Stimmrechtsaktie*)、

(一)、數種の株式の發行ありたるときは、定款は以下の規定の定むる所に従つて、或る種の株式に他の種の株式に於けるよりも有力なる議決權を與へ、又は或る種の株式に其の株金額に相當せざる議決權の區別を設けることに依つて、他の種類の株式に優先せしむることを得(議決權株)。

(二)、議決權に於ける特權の附與は、決議に際し代表せらるゝ資本の四分の三以上を包括する多數を以てしてのみ、定款の變更の方法に於て之を議決することを得べく、定款を以て尙ほ他の要件を設けることを得。此の決議は、第九十五條第二項に依り明示的に決議の目的たる事項を通知したる場合に限り、之を爲すことを得。

第九十五條 議決權株は記名式たるを要す。之を讓渡するには會社の認許を必要とす。

第九十六條 (5)、議決權株の消却、優先權の制限、

(一)、議決權株は、其の株主總會の決議に依つて發生して以來、五年の満了したる後は、之を消却することを得。定款を以て是よりも短き期間を定むることを得。現存せる株式に議決權の點に於ける優先權

を附與したるときは、優先權を附與する定款の規定を商業登記簿に登記すると同時に、株式は發生したるものと見做す。消却は券面額を以て行ひ、又は定款を以て消却金額の定めらるゝ場合には、此の定めたる金額を以て行ふ。第五十七條、第六十七條、第六十八條の規定を適用せず。

(二)、株主總會は議決權株を消却する代りに、議決權の點に於ける優先權の制限を決議することを得。

(三)、前二項に記載したる種類の決議には、決議に際し代表せらるゝ資本の絶對多數を必要とするものにして、議決權の多數は此の場合には必要ならず。第一百四十三條第三項の規定を適用せず。

(四)、議決權の點に於ける優先權が株主の特別の權利、又は株主の特別の給付の對價として供與せられたるときは、此の株式を消却するに際し、又は優先權を制限するに當つて、株主より買收したる權利又は株主の提供したる給付の價額を株主に報償するを要す。

(五)、消却又は制限は、商業登記簿に登記する爲、取締役に於て之を届出づべし。

(六)、獨逸國の認可官署 *Zulassungsstelle* が、會社の有價證券を取引所に於て取引するの認可、又は認可の存續につき、議決權の點に於ける優先權の存するものあらば、之を廢止し若は制限することを條件とするときは、議決權株の消却又は優先權の制限は、本條第一項に記載したる期間の満了するに先だちて、之を爲すことを得。

第九十七條 (6)、議決權を伴はざる優先株、

- (一)、數種の株券の發行ありたる時は、以下の規定に依り別段の結果を生ずるにあらざる限りは、定款を以て或る種の株式の議決権を除外し、若は制限することを得（議決権を伴はざる優先株）。
- (二)、此の株式の總株金額は、資本の四分の一を超過することを得ず。第二百五十七條第三項、第一百七十三條の規定は其の效力を妨ぐることなし。

第九十八條

- (一)、議決権を伴はざる優先株は、利益及び會社財産の分配の際に於ける優先権を與へらるゝを要す。
- (二)、此の株式は定款を以て、又は資本増加に關する決議を爲すに當つて、豫め之に對して配當せらるべき利益の割前の百分率が制限せられ、利益の割前支拂の方法竝に會社財産の分配の場合に於ける優先権が確定せらるゝにあらざれば、之を發行することを得ず。

第九十九條

- (一)、議決権を伴はざる優先株には、債券所有者の共同の權利に關する一八九九年十二月四日の法律の規定を準用す。
- (二)、優先権は共同の代表者の同意ありたる場合に限り、優先株主の決議に基いて之を廢止し、若は制限することを得るものとし、此の決議には投せられたる議決権の四分の三の多數を必要とす。
- (三)、優先若は平等の權利を伴ふ新株式は、發行に際し明示的に之を留保したる場合に限り、共同の代表

者の同意を得ることなきも之を發行することを得。かくの如き株式を引受くる優先株主の權利は、之を奪ふことを得ず。

- (四)、株主總會の決議は、共同の代表者を以てするに於てのみ優先株主に於て、無効又は取消の訴の方法に於て之に異議を述ぶることを得。

第百條 優先株主の當然受くべきものと豫定せらるゝ利益の割前が、相連續する二年間に互つて全然支拂はれず、若は完全には支拂はれざるときは、利益の割前の支拂が再び開始せられて、滯納額の全額が償却済となるまでは、此の株式は議決権を獲得す。

第百一條

株主總會に出席する權利、竝に株主總會に於て報告を求むる權利は、議決権の除外若は制限に依つて之を妨ぐることなし。

第百二條 株主總會の招集、(a)、招集事由（第二百五十三條）、

- (一)、株主總會は、法令上若は定款を以て、取締役以外の者も招集の權ありとしたるにあらざる以上は、取締役が之を招集す。
- (二)、株主總會は法令上若は定款を以て明示的に規定したる場合の外、會社の利益が必要とするときに之を招集すべし。

(三)、定款に別段の規定を存せざる以上は、株主總會は會社の所在地に於て開會すべし。

第百三條 (第二百五十四條)

(一)、資本の合計二十分の一に達する持分を擁する株主が、目的及び事由を開示して書面を以て招集を請求したるときは、株主總會を招集すべし。定款を以て、株主總會の招集を請求する権利を、前段所定の資本の持分よりも少き持分の所有に繋らしめたるときは、定款の規定する所の儘とす。

(二)、株主はまた、株主總會の決議の目的たる事項を通知せられんことを請求するの権利をも有す。

(三)、取締役も監査役も株主總會招集の請求に應ぜざるときは、會社の所在地の裁判所は、株主總會招集の請求を爲したる株主に、株主總會の招集若は決議の目的たる事項の通知を爲すの權を委任することを得。同時に裁判所は、株主總會に於ける議事の指揮に關して指圖を爲すことを得。此の招集若は通知を爲すに當つては、裁判所よりの授權を援用するを要す。

(四)、株主總會は、生じたる費用を會社に於て負擔するを要するや否やを決議す。

第百四條 (b)、招集期間 (第二百五十五條)、

(一)、株主總會は定款を以て定めたる方法に於て、會日の二週間以上前に之を招集すべし。

(二)、定款中に於て、會日前一定の時期までに株券を供託するを議決權行使の條件とするときは、此の期間は、供託につき二週間以上の餘裕を存するやうに定むべし。此の場合に於ては、公證人に供託する

を以て足る。

(三)、定款中に前項に記載したる種類の規定を設けざるときは、株主總會に出席すべき旨の通知が總會前三日以内に行はれたるにあらざる以上は、總會への出席の通知を許すを要す。

第百五條 (c)、議事日程の通知 (第二百五十六條)、

(一)、株主總會の目的は、招集の際之を通知すべし。苟も株主の請求ありたるときは、其の何人にも提案の謄本を配付すべし。

(二)、會日の一週間以上前に適法に上程を通知することなかりし事項に關しては、決議を爲すことを得ざるも、本法の規定上、又は定款の條項上決議を爲すに議決權の絶對多數にては不充分なるときは、會日の二週間以上前に通知を爲すを要す。議決權の行使が株券の供託を條件とするときは、此の會日に代ふるに株式供託の期限満了の日を以てす。

(三)、株主總會に於て提出せられたる、臨時總會の招集を求むる動議に關する決議、竝に動議の提出及び決議を伴はざる會合には、通知を必要とせず。

第百六條 (d)、特別の通知 (第二百五十七條)、

苟も株券を會社に供託したる株主たる以上は、何人も株主總會の招集及び決議の目的たる事項の公告の行はるゝと共に、書留郵便を以て其の自己に通知せられんことを請求することを得。此の株主は、株主

總會に於て行はれたる決議についても、同じ通知を請求することを得。

第七七條 (e)、出席したる株主又は代表せられたる株主の名簿及び代表せられたる株式資本の一覽表、株主總會に於ては、出席したる株主又は株主の代表者の住所、氏名を記載し、並に其各人の代表する株式金額を掲げたる一覽表を作成すべし。此の一覽表は第一回の表決に先立ち、之を閱覽に供すべく、此の一覽表には議長 *Vorsitzende* に於て署名するを要す。

第八八條 (7)、議事録 (第二百五十九條)、

- (一)、株主總會の何れの決議も、其の效力を有するが爲には、議事に關して裁判所又は公證人の作成したる議事録 *seriell oder notariell aufgenommenen Niederschrift* を以て、之を録取することを必要とす。
- (二)、議事録には開會の場所及び日時、裁判官若は公證人の氏名、並に決議の方法及び結果を記載すべし。
- (三)、前條に依り作成したる株主總會への出席者の名簿、並に招集の適正なることについての證明書は、之を議事録に添付すべし。株主總會の招集に關する證明書の内容を記載して之を議事録中に掲ぐるに於ては、此の證明書を添付せざることを得。
- (四)、議事録には裁判官又は公證人に於て、署名することを必要とす。證人を立會はしむる必要なし。
- (五)、議事録の公の認證を経たる謄本は、總會後遲滯なく取締役に於て之を商業登記簿に登記の爲提出すべし。

すべし。

第九九條 (8)、決算書及び營業報告書、(a)、株主總會の決議 (第二百六十條)、

- (一)、株主總會は貸借對照表及び損益計算書 (年度末計算書) の承認、利益配當及び取締役及び監査役の責任解除に關して決議す。
- (二)、取締役は營業年度の最初の三ヶ月内に、經過したる營業年度につき決算書並に營業報告書を監査役に提出し、其の意見書を附して株主總會に提出するを要す。定款を以て別段の期間を定むることを得るも、六ヶ月を超ゆることを得ず。

第一百十條 (b)、營業報告書、

- (一)、營業報告書中に於ては、會社の財産状態及び諸般の状況を開陳し、決算書を説明すべし。
- (二)、決算書を説明するに當つては、前年度の決算書との相違をも究明すべく、尙ほ當該營業年度の經過中に於ける會社の状況に於ける主要なる變動をも指摘すべし。
- (三)、會社の状況が他の企業との關係に依つて著しき影響を受くる以上は、此の企業及び會社と此の企業との關係についても報告を爲すべし。特に子會社との關係について然りとす (第五十六條第一項第三項)。
- (四)、營業報告書中に於ては、決算書の検査が果して行はれたるや否や、若し行はれたりとせば如何なる

機關に依つて行はれたるか、及び検査の最終の結果上重大なる異議を述べべき理由を存するや否やを
開示すべし。

(五) 其の外營業報告書中に於ては、左の諸件についての報告を爲すべし。

- (1) 本法の施行前若は施行後に發行せられたる株券にして、株主が發起人として若は引受人として、
又は第六十三條に依る新株引受權 *Bezugsrecht* を行使するに當つて會社の計算に於て引受けたる
もの、其の換價及び賣得金の利用、
- (2) 羈束株 (第九十三條第六項)、其の換價及び賣得金の利用、
- (3) 條件付の増資 *bedingte Kapitalerhöhung* (第五十七條第一項) の場合に於ては、経過したる營
業年度内に引受ありたる株式の金額、
- (4) 承認済の資本 *genehmigtes Kapital*
- (5) 本法の施行前若は施行後に發行ありたる享益證券 *Genussschein*
- (6) 長期債務の辨濟期、
- (7) 貸借對照表中に於て明白ならざる質權の設定及び保全讓渡を包含する代當責任關係、及び會社に
とつての權利若は義務を成立せしめ、又は發生せしむるの根據となる、貸借對照表中に斟酌せられ
ざる其の他の權利關係、

(8) 後日供給義務又は引取の義務 *Lieferungs- oder Abnahmeverpflichtung* を履行することに因り、又は

其の他の方法に於て發生するものと豫期せらるゝ損失、

- (9) 會社がシンデケート、カルテル、協約及び之に類似の聯合に屬すること、
- (10) 報告を爲す時期の終了後に發生したる特殊の意義を有する出來事。
- (六) 報告は良心に従ふ誠實なる計算の實施の原則に、合致することを必要とす。報告は會社又は公共の
重大なる利益が必要とする限りに於てのみ、之を見合はすことを得。

第百十一條 (c)、決算書の内容 (第二百六十一條)、

- (一) 決算書の作成については、第百十二條乃至第百十五條中に別段の規定を設けざる以上は、商法第一
編第四章の規定を適用し、其の他の點に於ては適正なる簿記及び貸借對照表作成の原則を適用す。
- (二) 決算書は明瞭にして整然と作成し、關係者をして會社の狀況を、成るべく明瞭確實に理解するを得
しむべし。

第百十二條 (d)、貸借對照表に於ける評價 (第二百六十一條)、

貸借對照表の個々の項目の評價については、左の規定を適用す。

- (1) 永久的に會社の營業の經營の爲にせらるゝ設備、有價證券及び其の他の財産物件は、其の或は生
ずべき價格の減少の割前を使用若は收益の全期間に亙つて平等に配當するに當つて、各年度の貸借

對照表にとつて明かとなる額を控除し、又は價額修正費目 Wertberichtigungskosten の形式に於て之を計上する以上は、現在の價格の減少せると否とには關係なく取得價額又は製作價額を以て之を計上することを得。製作價額を計算するに當つては、相當の範圍に於て控除を考慮することを得べく、製作の期間に割當てらるゝ經營費用及び管理費用の相當なる割前を通算することを得るものとす。此の場合には販賣費用 Vertriebskosten は經營費用及び管理費用の一部と看做さず。

(2)、永久的に會社の營業の爲にせらるゝにあらざる商品、有價證券及び其の他の財産物件は、取得價額又は製作價額以上には評價することを得ず。製作價額を算定するに當つては、前號第二段の規定を適用す。

取得價額又は製作價額が貸借對照表作成の日に於ける取引所價格 Börsenpreis 又は市價 Marktpreis よりも高價なるときは、此の取引所價格又は市價以上には計上すべからず。

取引所價格又は市價が確定すべからざる場合に、取得價額又は製作價額が貸借對照表作成の日に於ける其の物に附すべき價格を超ゆるときは、此の價額以上には計上すべからず。

(3)、社債は、其の償還額を負債の部に計上すべし。償還額が發行額を超ゆるときは、其の差額は別にして資産の部に計上することを得。かくの如くして計上したる資産の部の項目よりは、當該貸借對照表の年度中に行はれたる償還の、償還金額に對する割合に相當する分額以上を毎年控除するを要す。

するも、償還期間の満了するに當つては、此の資産の項目が全部控除せらるゝやうに算定するを要す。

(4)、設立費用は之を資産として計上することを得ず。

(5)、營業價格若は商號價格 Geschäfts-oder Firmenwert については、資産の部に一項目を計上することを得ず。然れども企業の引受と交換的に爲したる反對給付が、引受の時期について調査したる企業の各個の財産物件の價格を超ゆるときは、此の差額は別に資産の部に掲ぐることを得。かくの如くにして計上したる資産の項目よりは、各貸借對照表の年度内に生じたる減價に相當する分額以上を、毎年控除するを要す。

(6)、資本金額は、株金額を以て負債の部に掲ぐべし。

第百十三條 (e)、貸借對照表の區分、

(一)、貸借對照表は、特に左の項目を各別に掲ぐるを要するも、更に詳細なる區分、若は企業の目的に由來する別様の區分を爲すことを妨げず。

資産の部に掲ぐるを要するもの、

(1)、未拂込資本額、

(2)、設備財産 Anlagevermögen.

- (イ) 工作物を除外せる土地、
- (ロ) 建物、
- (a) 營業用及び居住用建物、
- (b) 工場及び其の他の工作物、
- (一) 機械及び機械的設備、
- (ニ) 什器、經營用及び營業用の屬具、
- (ホ) 免許、特許、許可、商標及び之に類似の權利、
- (3) 關與竝に關與の爲の有價證券。或る會社の株式の株金額が合計して此の會社の資本の四分の一に達するとき、竝に或る鑛山會社 (Favoritgesellschaft) の持分 Kuxe の數が合計して此の鑛山會社の持分の四分の一に達するときは、是等の株式竝に持分は、疑ある場合には關與の爲のものと看做す。
- (4) 流動財産 Umlaufvermögen.
 - (イ) 原料、補助材料及び經營材料、
 - (ロ) 半製品、
 - (ハ) 既製品、商品、
 - (ニ) (3)又は(4)のヌの下に擧ぐべからざる有價證券、自己株式は特別に記載するを要す。

- (三) ホ、會社に屬する抵當權、土地負擔、定期土地負擔、
 - (ヘ) 會社の爲したる支拂、
 - (二) ト、商品の供給及び給付に基く債權、
 - (チ) 子會社に對する債權、
 - (リ) 取締役員、監査役員及び使用人に對する債權、
 - (ス) 手形及び小切手、
 - (ル) 銀行券發行銀行及び郵便振替局に於ける預金を包含する現金、
 - ヲ、其の他の銀行預金、
 - (5) 計算の限界を示す爲の項目、
- 負債の部に掲ぐるを要するもの、
- (1) 資本金額。各種の優先株の總株金額は、別に之を掲ぐべく、議決權株 (第九十四條第一項) の發行ありたるときは、其の外に通常株と議決權株との總議決權數を記載すべし。
 - (2) 準備金、
 - (イ) 法定準備金、
 - (ロ) 其の他の準備金、

(3) 價額修正費目、
(4) 債務、

イ、社債、其の擔保付なる場合には擔保を記載するを要す。

ロ、會社の不動産の負擔に係る抵當權にして保全抵當にあらざるもの、又は社債の擔保に供せらるるにあらざるもの。土地負擔及び定期土地負擔。

ハ、得意先よりの内金拂、

ニ、商品の供給及び給付に基く債務、

ホ、子會社に對する債務、

ヘ、取締役員、監査役員及び使用人に對する債務、

ト、爲替手形の引受及び約束手形の振出より生じたる債務、

チ、銀行に對する債務、

(5) 計算の限界を示す爲の項目、

(二)、當該の年度の純益若は純損は、貸借對照表の末尾に一括して掲げ、前年度の利益若は損失の繰越額とは區別すべし。

(三)、設備財産については、其の各項目に屬する増減額を各別に掲ぐべし。債權債務の相殺は許さざるも

のとし、個人的債權に基かざる不動産の負擔についても亦同じ。準備金、豫備金及び價額修正費目の額は、之を會社の債務の下に掲ぐることを得ず。債權又は債務が數個の項目に屬するときは、之を掲げたる項目の下に於て、それが他の項目にも屬する旨を明かにすべし。

第百十四條 保證、手形保證及び損害填補契約 (Garantievertrag) に因る債務は、是と同額の求償權を存する場合にあつても、其の全額を貸借對照表中に於て明かにすべし。

第百十五條 (f) 損益計算書の區分、

(一)、損益計算書には特に左の項目を各別に掲ぐべく、是よりも詳細に區分し、又は企業の目的に由來する別様の區分を爲すことを妨げず。

(1) 支出の側に掲ぐべきもの、

イ、賃銀及び俸給、

ロ、社會的公課、

ハ、設備の減價償却、

ニ、其の他の減價償却、

ホ、利子收入 *Einkünfte* を超ゆる利子、

ヘ、會社の財産増價税 *Besitzsteuer*。

ト、原料、補助材料及び經營材料の費用を除外せる其の他の一切の費用、商業の經營の場合にあつては、買付けたる商品の費用は除外す。

(2) 収入の側に掲ぐべきもの、

イ、参加に因る収入、

ロ、利子支拂 *Aufwandszins* を超ゆる利子及び其の他の資本収益、

ハ、臨時の収益及び取得、

(二) 當該年度の純益若は純損は、損益計算書の末尾に一括して之を掲げ、前年度の損益繰越額と區別すべし。

(三) 資本の減少より生ずる帳簿上の利益が、減價償却又は豫備金に使用せらるゝときは、其の爲したる減價償却又は豫備金の額は、各別に之を掲ぐべし。

第百十六條 (g)、決算書の雛形紙、コンツェルン會社及びコンツェルンの決算、

國政府は左の權限を委任せらるゝものとす。

(1) 決算書の作成について、雛形紙を規定し、貸借對照表及び損益計算書は第百十三條乃至第百十五條の規定に依る代りに、此の雛形紙に従つて區分すべきものとするの件、

(2) 一個若は數個の他の企業との關係に依つて、狀況に著しき影響を受くる會社について、自己の決

(一) 算書の作成及び共同の決算書の作成に關する規定を制定すべきものとするの件、

第百十七條 (h)、法定準備金(第百六十二條)、

貸借對照表上生ずる損失を補填する爲に、準備金を設くべし。此の準備金には左の金額を積立つべし。

(1) 準備金が資本の十分の一、又は定款を以て定めたるそれ以上の額に達するまでは、毎年の純益の二十分の一以上の金額、

(2) 會社を設立するに當り、又は資本金を増加するに當つて額面以上の價額を以て株式を發行することによつて、株金額以上及び株式の發行に因つて生じたる費用以上に收得したる金額、

(3) 資本を増加することなくして株式に對して優先權を提供すると交換的に株主より給付せられたる拂込金額にして、特別の減價償却又は特別の損失の補填の爲に使用するの決議あらざりしもの。

第百十八條 (i)、決算の検査、(1)、原則、

(一) 會社の決算書は、承認を求むる爲に株主總會に提出するに先だち、其の基本となる帳簿と營業報告とを併せて、一人若は數人の専門の検査役 (*Bilanzprüfer*) をして之を検査せしむべし。

(二) 決算の検査は、決算が形式上適當に作成せられりや否や、財産目録及び營業帳簿と一致するや否やの點のみに制限することを得ず、第百十一條乃至第百十七條の規定を遵守しありや否やの點にも及

ぶことを必要とす。

第百十九條 (ロ) 決算検査役の選任、

- (一) 決算検査役は、各營業年度につき株主總會に於て豫め之を選任す。
- (二) 取締役、監査役又は資本の十分の一に達する持分を擁する少數株主は、會社の利益に於て決算検査役の選任に對し、株主總會の議事録を以て異議を申立つるの權利を有す。第八十七條第一項第二段の規定を準用す。

- (三) 會社の所在地の裁判所は、商業階級の公の代表機關 *amtliche Vertretung des Handelsstandes* 及び關係者を審訊したる後、前項の異議について終局的の裁判を爲す。異議を理由ありとする場合には、裁判所は別の決算検査役を任命するを要するものとし、此の任命は最終とす。

- (四) 株主總會が決算検査役を選任せざりしときは、前項に記載したる裁判所は、商業階級の公の代表機關を審訊したる後、決算検査役を任命するものとし、此の任命は最終とす。取締役又は監査役の申立ありたるときは、選任に係る決算検査役が就任を拒みたる場合、又はかくの如き決算検査役の缺くるに至りたる場合についても亦同じ。

第百二十條 (ハ) 決算検査役の人選、

- (一) 決算検査役として選任若は任命せらるべきは、左の各號の一に該當する者に限る。

(1) 専門的經驗を有する者にして、會計の検査に關して充分なる素養を具備する者、

(2) 信託會社にして、其の營業主、取締役員若は業務執行員が前號に依り決算検査役としての個人につき規定せらるゝ資格を具備するとき、

- (二) 會社の取締役員及び監査役員並に使用人は、之を決算検査役に選任し、乃至之を任命することを得ず。検査せらるべき會社の取締役員又は監査役員が、事務の執行上に著しき勢力を有するか、又は有することを得べき地位に在る信託會社についても亦同じ。

第百二十一條 (ニ) 決算検査役の報告を求むる權利、

- (一) 取締役は、決算検査役の會社の帳簿及び書類を閲覽し、會社の現金在高及び有價證券及び商品の現在高を検査するを許すを要す。
- (二) 決算検査役は、自己の任務たる検査の義務を細心に履行するに當つて必要とする、一切の解明と立證とを要求することを得。

第百二十二條 (ホ) 検査報告、

- (一) 決算検査役は、決算の結果につき書面を以て報告を爲すを要す。此報告中に於ては、決算書が第百十一條乃至第百十七條の規定に適するや否や、取締役が決算検査役の要求に係る解明及び立證を提供したりや否やを確認するを要す。

- (二) 報告書には、決算検査役の全員署名すべし。報告書は取締役提出し、取締役を通じて之を監査役に提出すべし。監査役の各員は、此の報告書を閲覧するの権利を有す。
- (三) 取締役は、審査の最終の結果上重大なる異議申立の理由を存するや否やにつき、決算の承認について決議すべき株主總會に報告を爲すを要す。

第二百二十三條 (へ) 確認の記載 Bestätigungsvermerk.

審査の最終の結果上會社の決算書に對して異議を述べざる時は、決算検査役は、「會社の決算書、其の基本となる帳簿及び取締役の營業報告は、法令の規定に適合す」と云ふ字句を以て、検査の結果を確認するを要す。此の確認の記載 Bestätigungsvermerk は、決算書を公表し、乃至は是が複本を作る毎に、すべて之を記載するを要す。

第二百二十四條 (ト) 決算検査役の注意の義務及び代當責任、

- (一) 決算検査役は良心に従つて公平に検査を爲し、且之を黙秘するの義務を負ふ。決算検査役は其の任務を執行するに當つて承知したる營業上及び經營上の祕密を、妄りに利用することを得ず。
- (二) 決算検査役其の任務に違反したるときは、是より生じたる損害につき會社に對して代當の責任を負ふものとし、數人の決算検査役は連帶して代當の責任を負ふ。決算検査役たるべき信託會社は、其の選任に係る人物の選及び指揮につき、取引上必要なる注意を拂ひたる時、又はかくの如き注意を

拂ふに於ても尙ほ損害を生じたるべしと思量せらるゝときは、其の損害賠償の義務を免除せらるゝものとす。

- (三) 信託會社が検査を委任せられたるときは、其の選任に係る者をも本條第一項及び第二項第一段の規定に所謂決算検査役と看做す。第一條第一段に規定したる黙秘の義務は、信託會社に委任したる場合にあつては、此の信託會社の監査役及び監査役員に對しても成立す。

- (四) 本條の規定に基く請求權は、五年を以て消滅す。

第二百二十五條 (k) 決算の検査を實施し、決算の審査に關する規定の施行せらるゝまでの間、一時的に此の問題を解決する爲の國政府に對する授權、

- (一) 國政府は左の權限を委任せらるゝものとす。

- (1) 決算検査役としての仕事を實施する資格を特殊の條件に繋らしむるの件、
- (2) 決算の検査を實施するにつき一般的の指令を發するの件、
- (3) 第一百八條乃至第二百二十四條の規定の施行せらるゝまでの間、基本となる帳簿と取締役の營業報告とを併せて會社の決算書を検査するについての暫行的規定を制定するの件、
- (二) 前項の規定は、第二百二十九條乃至第三百三十一條の規定に依る検査には、之を適用せず。

第二百二十六條 (l) 決算書の展示 (第二百六十三條)、

- (一) 第九條第二項に記載したる提出書類は、株主總會の會日に先だつ最近二週間以上の間、會社の事務室に於て株主の閲覽の爲に展示すべし。
- (二) 苟も株主の請求ありたるときは、其の如何なる株主たるを問はず株主總會の會日に先だつ遅くも二週間前に、決算報告、營業報告及び監査役の意見書の謄本を之に付與すべし。
- (三) 議決權の行使が株券の供託を條件とするときは、株主總會の會日に代ふるに、供託を爲すべき期限の満了する日を以てす。

第二百二十七條 (m)、決算書に關する總會の延期(第二百六十四條)、

- (一) 決算の承認についての總會は、株主總會に於て議決權の絶對多數を以て議決ありたる時、又は資本の十分の一に達する持分を擁する少數株主の請求ありたる時は、第八十七條の條件を存することなきも尙ほ之を延期すべし。少數株主の請求は、其の決算書の特定の項目を難詰 *Benstuegen* する場合に限り、之を斟酌すべし。
- (二) 少數株主の請求に依り總會を延期したるときは、此の少數株主は第八十七條第二項の條件を具備するにあらざれば、再延期を請求することを得ず。

第二百二十八條 (n)、決算書の公告(第二百六十五條)、

- (一) 取締役は株主總會の承認ありたる時は、遲滞なく決算書を會社の公告登載紙に公告するを要す。

- (二) 此の公告及び第九條第二項に記載したる營業報告並に監査役の意見書は、本店の商業登記簿に登記する爲提出すべし。裁判所は、決算書及び營業報告を作成するに當つて、第一百十條乃至第一百七條の規定の遵守ありたりや否やを審査するを要せず。

第二百二十九條 (10)、検査委員會(第二百六十六條)、

- (一) 株主總會は、設立又は事務の執行の際に於ける出來事を検査せしむる爲、議決權の絶對多數を以て検査役の選任を議決するを得るものとす、之に依つて第一百八條乃至第二百二十四條の規定を妨ぐることなし。此の議決を爲すに當つては、同時に取締役員たり、又は監査役員たる株主は、検査が取締役又は監査役に向つて爲すべき責任解除に及ぶべきとき、又は取締役員若は監査役員と會社との間の訴訟の提起に及ぶべきときは、自己の爲にも、また他人の爲にも決議に與ることを得ず。
- (二) 株主總會に於て、設立の際に於ける出來事又は業務執行の際の出來事にして二年以上前に遡るにあらざるものを検査する爲に、検査役を選任せんことを求むる動議が否決せられたるときは、資本の合計十分の一に達する持分を擁する少數株主の動議に依り、會社の所在地の裁判所に於て検査役を任命することを得。

- (三) 株主總會が検査役を選任したるときは、前項に記載したると同じ少數株主は、會社の所在地の裁判所に、他の者を検査役に任命せんことを申請するの權を有す。

- (四) 前項に依る申請は、株主總會の會日以後二週間の期間内に之を爲すべし。
- (五) 第二項に依る申請は、出來事に際して私曲又は法令若は定款に對する重大なる違反の行はれたることの、嫌疑の原因を提出したる場合に限り、之を許すべし。申請人は此の申請に關して裁判あるまでの間、株券を供託し、且株主總會の會日より逆算して三ヶ月以上、株式の所有者たるを疏明するを要す。
- (六) 任命に先だち取締役及び監査役を審訊すべし。第二項の場合に於て、第三百三十一條第三項第二段又は民法の規定に基き、會社は原告若は原告中の若干者に對して賠償請求權を有すること、又は賠償請求權を生ずることあるべきことの疏明ありたるときは、請求に依り自由なる裁量に従つて定むべき擔保の提供を以て、任命の條件たらしむることを得。
- 第三百十條 決算検査役の人選及び責任に關する第二百十條及び第二百二十四條の規定は、前條に依り設立又は業務執行の際に於ける出來事を検査する爲に選任せらるる検査役にも之を準用するも、第二百十條の規定は、裁判所の任命したる検査役にのみ之を準用す。
- 第三百十一條 (第二百六十七條)、
- (一) 取締役は第二百十條の場合に於ては、検査役の會社の帳簿及び書類を閲覧し、現金在高竝に有價證券及び商品の現在高を検査するを許すを要す。

- (二) 検査の結果に關する報告は、検査役に於て遲滯なく之を取締役及び本店の商業登記簿に登記の爲提出すべく、取締役に於て次の株主總會を招集するに當つて、決議の目的たる事項として之を通知すべし。
- (三) 第二百二十九條第二項及び第三項の場合に於ては、株主總會は、生じたる費用を會社に於て負擔すべきものなりや否やを議決す。裁判所が検査役の任命を求むる申請を却下したるとき、又は検査の結果上此の申請の理由なきことが判明したるときは、故意又は重大なる過失の責に任ずべき株主は、申請に依つて會社に生じたる損害につき、連帶して代當の責任を負ふ。
- 第三百十二條 (11) 代當責任の請求を主張するの義務 (第二百六十八條)、
- (一) 第三十一條、第三十二條、第三十三條及び第三十七條に依り義務を負ふ者に對する、設立に由來する會社の請求權、又は取締役員及び監査役員に對する業務の執行に由來する會社の請求權は、株主總會に於て議決權の絶對多數を以て議決せられたるか、又は資本の十分の一に達する持分を擁する少數株主より之を請求したるときは、之を主張することを必要とす。検査報告 (第十五條第二項、第三十六條第三項、第二百二十二條、第三百三十一條第二項) 中に於て、第三十一條、第三十二條、第三十三條及び第三十七條に依り義務を負ふ者、又は取締役員若は監査役員の過誤を確認したる場合に於て、株主總會が議決權の絶對多數を以て之を議決したるとき、又は資本の十分の一に達する持分を擁する少

數株主が之を請求したるときは、右に掲げたる者の過誤に由來する請求を主張することを必要とす。

- (二) 株主總會は訴訟を遂行する爲に、特別の代理人を選任することを得。少數株主が請求權の主張を請求したるときは、會社の所在地の裁判所は少數株主の指名したる者を、少數株主の訴訟を遂行する爲の代理人として任命することを得。其の他の點に於ては第八十條の規定する所の儘とし、少數株主が請求權の主張を請求したる場合にあつても、此の規定を適用す。

第三百三十三條 (第二百六十九條)、

- (一) 少數株主の請求に依る請求權の主張は、株主總會の會日後三ヶ月の期間内に之を爲すを要す。株主總會の議事録が請求權の主張に關係ある以上は、訴狀には公の認證を経たる謄本を以て、株主總會の議事録を添付すべし。

- (二) 少數株主は會社の資本の十分の一に達する數の株券、第三百三十二條第一項第二段の場合に於ては同じく二十分の一に達する數の株券を、訴訟の間供託するを要するものとし、少數株主を成す株主は、株主總會より逆算して三ヶ月以上株式の所有者たることを疏明すべし。受訴裁判所は、供託したる株券を期限に先だちて請戻すを許すことを得。

- (三) 被告が、本條第五項又は民法の規定に基き、自己は少數株主を成す株主又は其の中の若干者に對して賠償請求權を有すること、又は賠償請求權の生ずることあるべきことを疏明したるときは、裁判所

は少數株主に於て裁判所に擔保を供すべき旨を命ずることを得。擔保の種類及び數額は、裁判所が自由なる裁量に従つて之を定む。擔保を立つる爲の期間の確定、及び期間を懈怠したる結果についての民事訴訟法の規定を適用す。

- (四) 少數株主は會社に對して、會社の負擔に歸する訴訟費用を賠償するの義務を負ふ。
 (五) 理由なき訴に依つて被告に生じたる損害については、故意又は重大なる過失の責に任ずべき株主は、被告に對し連帶して代當の責任を負ふ。

第三百三十四條 (12)、代當責任の請求權の拋棄 (第二百七十條)、

會社は少數を成す株主の中、他の株主の株式をしてもはや資本の十分の一を成さざるに至らしむる丈の株主が同意したるときに限り、第三百三十二條第一項の規定に基き少數株主に於て主張を請求したる請求權を拋棄することを得るものとし、和解についても亦同じ。

第三百三十五條 株主總會の決議の無効、

株主總會の決議は、左の場合に限り無効とす。

- (1) 公の利益の爲に設けたる規定にして、關係者に於て是が遵守を拋棄することを得ざるものに違反したるとき、又は其の他株式會社の本質と相容れざる時、又は
 (2) 決議取消の訴に依り判決を以て無効を宣告せられたるとき。

第三百三十六條 (1)、決議取消の訴(第二百七十一條第一項、第二項)、

(一)、株主總會の決議は、法令又は定款に違反したるの廉を以て、訴の方法を以て之を取消すことを得。本條の規定に所謂法令の違反は、株主が會社事業に關係なき特別の利益を自己又は第三者の爲に追求する、議決權の行使に基いて決議の行はれたる場合にあつても、之を存するものとす。

(二)、此の訴は一ヶ月の期間内に之を提起することを必要とす。

第三百三十七條 (a)、取消の權限(第二百七十一條第三項)、

(一)、取消を求むるの權限を有する者左の如し。

(1)、苟も株主總會に出席したる株主にして、決議に對し異議を議事録に留めたる者、

(2)、株主總會に出席せざる株主にして、不當に株主總會に出席することを許されざりしとき、又は株主總會の招集が適當ならず、若は決議の目的たる事項が適當に通知せられざるを取消の理由とするとき、

(二)、決議に依つて法令又は定款上許さる、程度以上に互つて、減價償却又は豫備金の積立を定めたることを理由とする取消は、取消の訴を起したる一人又は數人の株主の持分が、資本の二十分の一に達する場合に限り之を許す。

第三百三十八條(第二百七十一條第四項)、

前條の外取消の權限を有する者左の如し。

(1)、取締役、

(2)、取締役員又は監査役員が實行するに於ては罪となるか、又は會社の債權者に對して代當の責任を負ふに至るべき處置が決議の目的たる事項なる場合にあつては、取締役及び監査役の各員。

第三百三十九條 (b)、受動的當事者適格。訴の適法。擔保の提供。手續(第二百七十二條)、

(一)、此の訴は、會社に對して指向すべし。會社は取締役及び監査役を以て代理人とし、取締役が訴ふる場合には、監査役を以て代理人とす。

(二)、此の訴については、會社の所在地を管轄する地方裁判所が專屬管轄權を有す。第三百三十六條第二項に記載したる期間の満了するまでは口頭辯論を行はず。數個の取消の訴は、同時に辯論及び裁判を爲す爲に之を併合すべし。

(三)、會社が第四百十條第二項又は民法の規定に基き、原告又は原告中の若干者に對し、損害賠償請求權を有すること、又は損害賠償請求權を生ずることあるべきを疏明したるときは、裁判所は原告より會社に擔保を供すべき旨を命ずることを得。擔保の種類及び數額は、裁判所が自由なる裁量に従つて之を定む。擔保を供すべき期間の確定、及び此の期間を懈怠したる結果に關する民事訴訟法の規定を適用す。

- (四)、取締役は訴の提起ありたること、及び口頭辯論期日を遅滞なく會社の公告登載紙に公告するを要す。
- (五)、訴が第八十六條の違反を理由とせるときは、第八十八條に依り判決機關に出訴ありたる以上は、判決機關が裁判を爲すまで取消の訴訟を中止すべし。

第四百十條 (c)、判決の效力 (第二百七十三條)、

- (一)、確定判決を以て決議の無効を宣告したるときは、此の判決は當事者にあらざる株主の爲及びかくの如き株主に對しても、效力を有す。取締役は遅滞なく判決を商業登記簿に登記の爲に提出するを要す。決議を商業登記簿に登記したりしときは、判決をも登記すべきものとし、判決の登記は決議の登記と同様に之を公告すべし。

- (二)、決議の理由なき登記に依つて會社に生じたる損害については、故意又は重大なる過失の責に任ずべき原告は、會社に對し連帶して代當の責任を負ふ。

第四百十一條 (2)、無効の訴、

- (一)、株主總會の決議の無効の確認 (第三百三十五條第一號) を求めて訴を提起したるときは、第三百三十九條第一項、第二項第一段、第四項、第四百十條の規定を準用す。
- (二)、數個の無効の訴は、同時に辯論及び裁判を爲す爲に之を併合すべし。無効の訴 *Nichtigkeitsprozess*

と取消の訴 *Anfechtungsprozess* を併合することを許す。

第四節 定款の變更

第四百十二條 (1)、通則 (第二百七十四條)、

- (一)、苟も定款を變更するには、株主總會の決議を必要とす。單なる字句上の改正は、株主總會に於て之を監査役に委任することを得。
- (二)、第二百五條第一項、第二項に依り爲すべき通知中には、其の意圖せる定款の變更の要旨を明かならしむべし。
- (三)、第九條に規定したる確定は、第三十五條に規定したる時効期間の満了したる後に至つて初めて、之を變更することを得。

第四百十三條 (第二百七十五條)、

- (一)、前條第一項に記載したる株主總會の決議は、決議に際して代表せらるゝ資本の四分三以上を包括する多數を必要とす。定款を以て、此の多數に代ふるに、決議に際し代表せらるゝ資本に従つて算定せらるゝ別の多數を以てすることを得。
- (二)、企業の目的の變更については、前項第一段に記載したる多數に達することを必要とするも、定款を

- 以て尙ほ別段の要件を定むることを得。
- (三)、異なる権利を伴ふ數種の株式の從來の關係を、或種の株式の不利益に變更すべきときは、株主總會の決議の外、別の表決を以て爲したる、不利益を被れる株主の決議を必要とするものとし、此の決議には第一項の規定を適用す。此の決議は、第百五條第二項に依り明示的に決議の目的たる事項を通知したる場合に限り、之を爲すことを得。

第四百四十四條 (第二百七十六條)、

第四十二條に記載したる種類の給付を爲すべき株主の義務は、原始定款中に規定せられざるときは、其の義務を負ふべき株主全員の同意ありたる場合に限り、之を設定することを得。

第四百四十五條 (第二百七十七條)、

- (一)、定款の變更は、商業登記簿に登記する爲に之を届出づべし。以下の規定に依り別段の結果を生ずるにあらざる以上は、届出は取締役を通じて之を爲すべし。
- (二)、變更が第二十二條に記載したる事項に關せざる以上は、登記に際し裁判所に提出せられたる證書を援用するを以て足る。變更ありたる規定の公告が規定せらるゝ以上は、變更を公告すべし。
- (三)、變更は會社の所在地を管轄する裁判所の商業登記簿に登記せらるゝまでは、效力を有せず。
- 第四百四十六條 (2)、資本の増加、(イ)、通則 (第二百七十八條)、

- (一)、新株式の發行に依る資本の増加は、從來の資本の全額拂込まるゝまでは、之を爲すべからず。保險會社にあつては、定款を以て、別段の規定を爲すことを得。資本の増加は、徴收したる拂込の比較的小部分につきて、滯納金を残存することに依つて妨げらるゝことなし。
- (二)、異なる権利を伴ふ數種の株式を存するときは、株主總會の決議の外に、別の表決に於て爲したる、各種の株主の決議を必要とす。此の決議には、決議に際して代表せらるゝ資本の四分の三以上を包括する多數を必要とす。定款を以て、此の多數に代ふるに、決議に際して代表せらるゝ資本に依つて算定する、別の多數を以てすることを得。此の決議は、第百五條第二項に依り、明示的に決議の目的たる事項を通知したる場合に限り之を爲すことを得。
- (三)、券面額以上の價額を以て新株券を發行せんとするときは、資本の増加に關する決議中に於て、發行を爲すべき最低額を確定すべし。

第四百四十七條 (2)、現物出資及び財産引受を以てする資本の増加 (第二百七十九條)、

- (一)、増加したる資本に現物出資を爲したるときは、又は會社の引受けたる財産物件に對する報償を、出資に通算したるときは、現物出資又は財産引受の目的物、會社をして此の目的物を取得せしむべき人、及び現物出資に對して提供すべき株式又は引受けたる物件に對して提供すべき報償は、資本の増加に關する決議中に於て之を確定するを要す。

(二) 此の種の合意は、株主總會の決議中に於て、成規の通り確定せらるるにあらざれば、會社に對しては無効とす。第三十六條及び第三十七條の規定の效力を妨ぐることなし。

第四百四十八條 (3)、商業登記簿に登記の爲の届出 (第二百八十條)、

(一)、資本の増加に關する決議は、取締役及び筆頭監査役又は其の代理人を通じて、商業登記簿への登記の爲に届出づべし。

(二)、前項の届書中に於て、從來の資本金の拂込ありたること、又は拂込は行はれざりしとするも、届書中に記載したる金額より以上の滞納はあらざる旨の保證を爲すべし。

第四百四十九條 (4)、新株式の申込 (第二百八十一條)、

(一)、新株式の申込は、書面に依る意思表示を以て之を爲し、數額に従つて關與を明かにすることを必要とし、數種の株券の發行せらるゝ場合に於ては、株金額又は株券の種類に従つて關與を明かにするを要す。此の意思表示 (株式申込證 *Zeichnungsschein*) は二通作成すべきものにして、左の諸件を掲ぐるを要す。

(1)、資本の増加に關する決議を爲したる年月日、

(2)、株券を發行する價額及び確定したる拂込の金額、

(3)、第四百四十七條に規定したる確定事項、及び權利を異にする數種の株券の發行せらるゝ場合に於つ

ては、各種の株券の總株金額、

(4)、一定の時期までに資本の増加の行はれたるを商業登記簿に登記するにあらざれば、申込は羈束力を失ふに至るべきこと。

(二)、前項の規定に適當せざる内容を有する株式申込證、又は前項第四號に記載したる留保以外に、株式申込人の義務の制限を掲ぐる株式申込證は無効とす。

(三)、株式申込證の無効なるにも拘らず、資本の増加を商業登記簿に登記したる場合に於て、株式申込人が株式申込證に基づきて株主として權利を行使し、又は義務を履行する以上は、株式申込人は會社に對し、有效なる株式申込證に據ると同様の義務を負ふ。

(四)、株式申込證中に掲げざる制限は、何れも會社に對して效力を有せず。

第五百十條 (5)、株式引受權 (第二百八十二條)、

(一)、苟も其の請求ありたる時は、何れの株主に對しても、從來の資本についての其の持分に相當する新株式の割前を、割當つることを必要とす。

(二)、取締役は株主に向つて新株式を發行する價額を、會社の公告掲載紙上に公告するを要す。此の公告中には、新株引受權 *Bezugsrecht* を行使するについての期間を定むることを得るものとし、此の期間は二週間以上たるを要す。

- (三)、新株引受権は、決議に際して代表せらるる資本の三分の一以上を包括する多数を以てするにあらざれば、其の全部又は一部を除外することを得ず。定款を以て尙ほ他の要件を定むることを得。
- (四)、新株引受権の全部又は一部を除外する決議は、第百五條第二項に依り此の除外を明示的に通知するにあらざれば、之を爲すことを得ず。

第百五十一條 (第二百八十三條)、

- (一)、條件付の資本増加の場合 (第百五十七條第一項) を除き、新に發行せらるべき株式を引受くる権利は、第百五十條に記載したる権利の保留の下にのみ、之を株主に約束することを得。
- (二)、資本の増加に關する決議に先だちて爲したる約束は、會社に對しては效力を有せず。

第百五十二條 (6)、豫備審査手續 Vorprüfungsverfahren (第二百八十四條)、

- (一)、取締役は會社の所在地を管轄する裁判所に、左の書類を提出するを要す。
 - (1)、株式申込證の複本及び取締役員の署名したる株式申込人の名簿にして、各人に割當たる株式と、之に對して行はれたる拂込とを明かにするもの、
 - (2)、第百四十七條の場合に於ては、同條に記載したる確定事項の基本となれるか、又は之を實施する爲に締結したる契約、
 - (3)、新株の發行に依つて會社にとつて生じたる費用の計算書、

(4)、企業の目的たる事項に顧み、資本の増加に國の許可を必要とするときは、此の許可書。

- (二)、前項に記載したる書類の提出に、資本の増加に關する決議の届書 (第百四十八條第一項) を併合することを得。

(三)、提出ありたる書類は、原本、正本若は公の認證を経たる謄本を以て、之を裁判所に保管す。

第百五十三條

- (一)、裁判所は、前條第一項に記載したる書類が完全に存在するや否や、及び法律の規定に適合するや否やを審査するを要す。
- (二)、是等の書類の完全にして適法なることにつき、異議を述べべからざるとき、又はもはや異議を述べべからざるに至りたるときは、裁判所は遲滯なく之を取締役に通知するを要す。

第百五十四條 (7)、届出手續、

- (一)、前條第二項に記載したる裁判所の通知が取締役不到達したるときは、取締役及び筆頭監査役 Vorsitzende des Aufsichtsrats 又は其の代理人は、商業登記簿に登記する爲、資本の増加を届出づるを要す。

(二)、第二十一條第二項乃至第四項の規定を適用す。

(三)、登記の公告には、株式の發行せらるる價額をも掲ぐべし。

第五十五條 (8)、登記(第二百八十五條)、

資本増加の登記は、増加に關する決議の登記と併合することを得。

第五十六條 (第二百八十七條)、

- (一)、資本の増加を商業登記簿に登記するに先だち、増加せらるべき資本に對する株券及び假株券を發行することを得ず。
- (二)、追加されたる資本に關する持分權は、前項記載の時期以前には、之を讓渡するも會社に對して效力を有せず。

第五十七條 (III)、條件付の資本の増加、引受株、(1)、條件、

- (一)、株主總會は、本條第二項に記載したる目的の一の爲に、新に發行すべき株式には新株引受權 *Bezugsrecht* 又は轉換權 *Umtauschrecht* 又は此の二つの權利を二つ乍ら與ふることとして(引受株 *Bezugsaktie*)、及び資本の増加は此の權利の行使せらるる時期に至つて初めて、且此の權利の行使せらるる程度に於てのみ實施せらるべきものとして(條件付の資本増加)、資本の増加を決議することを得。以下に新株引受權について規定したる規定は、轉換權についても適用す。
- (二)、條件付の資本の増加は、數個の企業を併合する爲、又は會社の株主又は會社の發行したるか若は發行すべき債券の持主に引受株を提供する爲に限り、之を許す。

- (三)、引受株の總株金額は、資本金の半を越ゆることを得ず。第九十七條第二項第一段、第七十三條の規定は其の效力を妨げず。

第五十八條 (2)、多數の要件、

- (一)、此の決議には、決議に際して代表せらるる資本の四分の三以上を包括することを必要とするものとす。定款を以て尙ほ別の要件を定むることを得。
- (二)、第四百十六條及び第四百十七條の規定は、條件付の資本の増加に之を適用するも、引受株と交換的にする株券又は債券の交付は、第四百十七條第一項に所謂現物出資又は財産引受と看做さず。
- (三)、資本の増加に關する決議中に於ては、左の諸件を確定することを必要とす。
- (1)、引受株の發行せらるる價額、又は此の額を算出する基礎、
- (2)、第四百十七條に規定したる確定事項、及び異なる權利を伴ふ數種の引受株の發行せらるる場合にあつては、各種の株式の總株金額、
- (3)、條件付の資本の増加の目的。

第五十九條 (3)、豫備審査手續、

- (一)、取締役は會社の所在地を管轄する裁判所に左の書類を提出するを要す。
- (1)、第四百十七條の場合に於ては、同條に記載せる確定事項の基本となれるか、又は其の實行の爲に

締結せられたる契約、

- (2)、引受株の發行に因つて會社にとつて生ずるものと豫見せらるゝ費用の計算書、
- (3)、企業の目的に顧み、資本の増加に國の許可を必要とする場合に於ては、此の許可書。
- (二)、提出に際し、從來の資本の拂込ありたること、又は拂込の行はれざるものありとするも、提出に際し記載したる金額以上の滞納は存せざることを保證を爲すべし。
- (三)、提出ありたる書類は、原本、正本又は公の認證を経たる謄本に於て、裁判所に之を保管す。

第六十條

- (一)、裁判所は條件付の資本の増加に關する決議が、第五百七條の規定に適合するや否や、及び第五十九條第一項中に記載されたる書類は、完全にして且適法に存在するや否やを審査するを要す。
- (二)、條件付の資本の増加に關する決議につき、及び第五十九條第一項に記載したる書類の完全にして且適法なることにつき、もはや異議を述べべからざるときは、裁判所は遲滞なく之を取締役に通知するを要す。

第六十一條 (4)、届出手續、

- (一)、前條第二項に記載したる裁判所の通知が、取締役に到達したるときは、取締役及び筆頭監査役又は其の代理人は、商業登記簿に登記する爲、條件付の資本の増加に關する決議を届出づるを要す。

- (二)、新株引受權の行使に由來する株式の分配を求むる請求權は、決議の登記と共に發生す。

- (三)、登記の公告中には、第五十八條第三項に記載したる開示事項をも掲載すべきも、第四百七條中に規定したる確定事項に關しては、裁判所に提出したる證書を援用するを以て足る。

第六十二條 (5)、登記、

條件付の資本の増加に關する決議を商業登記簿に登記するに先だちて、引受株を發行することを得ず。

第六十三條 (6)、株式引受の意思表示、

- (一)、新株引受權は書面に依る意思表示を以て之を行使す。此の意思表示 (株式引受の意思表示 *Bezugserklärung*) は、二通交附すべきものとし、數額に従つて會社に對する關與の程度を開示すべく、引受株が異なる價額若は種類を以て發行せらるゝ場合に於ては、引受株の價額又は種類に従つて關與の程度を開示するを要す。

- (二)、株式引受の意思表示は、株式申込の意思表示 *Zeichnungserklärung* を爲すと同一の効果を有す。前項の規定に適合せざる内容の株式引受の意思表示、又は表意者の義務を制限する内容を有する株式引受の意思表示は、絶對無効とす。

- (三)、引受の意思表示の無効なるにも拘らず、引受株の發行ありたる場合に於て、表意者が株式引受の意思表示に基き、株主として權利を行使し、又は義務を履行したるときは、表意者は有效なる株式引受

の意思表示に依ると同様、會社に對して義務を負ふ。

(四) 株式引受の意思表示中に包含せらるゝことなき制限は、何れも會社に對しては效力を有せず。

第六十四條 (7)、額面以下を以てする發行の禁止、

(一) 取締役は、條件付の資本の増加に關する決議中に於て確定したる目的を履行する上に於てのみ、引受株を發行することを得べく、此の決議中に於て確定したる對價 (Zugewert) の全額給付せらるゝ以前には、之を發行することを得ず。

(二) 持參人が轉換の權利を有する *umtauschberechtigt* 債券が、額面以下の價額を以て發行せられたるとき、又は發行せらるゝときは、債券の發行價額と券面額との間の差額が、轉換權者の追拂 *Zuzahlung* に依つて、又は會社の準備金よりして補填せらるゝ場合に限り、轉換 *Umtausch* を爲すことを得。法定準備金は、此の目的の爲に使用することを得ず。また債券の發行せらるゝ總價額が、引受株の總株金額を越ゆる場合には、第一段の規定を適用せず。

第六十五條 (8)、引受株の發行、

(一) 株式に基く權利義務は、引受株の發行と共に發生す。

(二) 條件付の資本の増加に關する決議に反對する株主總會の決議は、引受權者に對しては效力を有せず。

第六十六條

(一) 取締役は營業年度の満了後遅くも一ヶ月内に、商業登記簿に登記する爲、満了したる營業年度に於ては資本の増加は、引受株の發行に依つて如何なる程度まで實施せられたるかを、届出づるを要す。

(二) 此の届書には、株式引受の意思表示の複本と、取締役に於て署名したる、引受權を行使する者の名簿とを添付するを要するものとし、此の名簿には、各株主に配當されたる株式、竝に之に對して爲したる拂込とを記載するを要す。

(三) 取締役は此の届書中に於て、引受株は條件付の資本の増加に關する決議中に於て確定したる目的を達成する爲にのみ發行したるものにして、確定したる對價の全額の給付せらるゝに先だちて發行せられたるにあらざる旨を開陳するを要す。

(四) 提出したる書類は、原本、正本又は公の認證を経たる謄本に於て、裁判所に之を保管す。

第六十七條 (IV)、資本減少、(1)、通則 (第二百八十八條)、

(一) 資本の減少は、決議に際して代表せらるゝ資本の四分の三以上を包括する多數を以てするにあらざれば、之を決議することを得ず。定款を以て、更に別段の要件を定むることを得。

(二) 同時に此の決議を以て、資本の減少は如何なる目的を以て行はるゝものなりや、特に資本の減少は資本の一部を株主に拂戻す爲に行ふものなりや否や、及び如何なる方法に於て此の處分を實施すべき

やを確定することを必要とす。

- (三)、異なる権利を伴ふ數種の株式を存するときは、株主總會の決議の外に、各別の表決に於て爲したる各種の株主の決議を必要とするものとし、此の決議には、本條第一項及び第四百四十三條第三項第二段の規定を適用す。

第六十八條 (2)、發行の届出。債権者保護の規定(第二百八十九條)、

- (一)、取締役は商業登記簿に登記する爲、資本の減少に關する決議を届出づるを要す。
 (二)、取締役は其の外、資本減少の決議を指示して、決議の登記後會社の債権者に、其の請求を届出でんことを催告するを要す。此の催告は、會社の公告掲載紙上に三回公告すべし。知れたる債権者には、特別の通知を以て、届出を催告すべし。
 (三)、最後の公示催告に先だつて債権を證明したる債権者には、辨濟を爲すべく、又は債権者が擔保を供せしむる目的を以て債権を届出でたる場合には、擔保を立つべし。
 (四)、株主に對する支拂は、資本の減少に基きては、本條第二項に規定したる公示催告が第三回目に行はれたる日以後一年を経過したる後、及び届出でたる債権者に辨濟又は擔保の供せられたる後に初めて之を爲すことを得。資本減少の目的たる、株式に對し拂込を爲す株主の義務は、前記の時期までは免除の效力を生ぜず。

第六十九條 (3)、株式の失權の宣言(第二百九十條)、

- (一)、資本の減少を實施する爲に、交換、押印 *Stempelung* 又は其の他類似の處置に依る株式の數の減少を規定したるときは、會社は、催告を爲したるに拘らず會社に提供せらるることなかりし株式の失權を宣告することを得。株券の提供はありたるも、新株券を以て代換するに必要な數に達せず、且關係人の計算に於て換價する爲に會社の處分に屬せしめらるることなかりしものについても亦同じ。
 (二)、株券提供の催告には、失權の宣言の警告を掲ぐるを要す。失權の宣言は、第四十九條第二項の定むる所に依る催告を、會社の公告掲載紙上に掲載したる場合に限り、之を爲すことを得。
 (三)、失權を宣言したる株式の代りに發行すべき新株は、關係人の計算に於て取引所價格を以て、また取引所價格の存存せざる場合に於ては競賣に依つて、會社に於て之を賣却すべし。會社の所在地に於て競賣するも、相當の結果を期待する能はざるときは、他の相當の地に於て、株式を競賣すべし。競賣の時日及び場所は、事案の概略を表示して、會社の公告掲載紙に公告すべし。關係人には特に通知を爲すべきも、通知を爲すこと能はざるときは、此の通知を爲さざることを得。此の公告及び通知は、競賣の一ヶ月以上前に之を爲すことを必要とす。賣得金は關係人に拂渡すべく、又は供託の權利を存する場合には、之を供託すべし。

第七十條 (4)、登記(第二百九十一條)、

取締役は、商業登記簿に登記する爲、資本の減少を届出づるを要す。

第五節 承認済の資本

第七十一條 (1)、制度及び條件、

- (一)、定款を以て取締役委任するに、資本金以上特定の株金額まで、拂込に對して新株を發行するの権限を以てすることを得 (承認済の資本 *Genehmigtes Kapital*)。
- (二)、前項の権限の委任は、監査役の承認ありたる場合に限り新株の發行を許すこととして、取締役に権限を附與することをも得。
- (三)、定款の變更の方法に於て、第一項の権限を附與せるときは、株主總會の決議は、決議に際して代表せらるる資本の四分の三以上を包括する多數を必要とす。第四百十二條、第四百十六條第二項の規定を準用す。

第七十二條 (2)、新株の發行、

新株の發行には、以下の規定よりして別段の結果を生ずるにあらざる限りは、資本の増加に關する決議に代ふるに、新株を發行するについての定款上の授權を以てすることとして、第四百十六條第一項、第四百四十八條乃至第五百十六條の規定を準用す。

第七十三條 3)、總株金額、

承認済の資本の總株金額は、資本の半額を超ゆることを得ず。第九十七條第二項、第五十七條第三項の規定は、其の效力を妨げらるることなし。

第七十四條 (4)、現物出資又は財産引受と交換的にする發行、

- (一)、現物出資、又は會社の引受けたる財産物件に對する報償と引換にする株式の發行は、権限の委任中に此の事を明記するにあらざれば、爲すことを得ず。
- (二)、現物出資又は財産引受の目的物、會社をして目的物を取得せしむべき人、及び出資に對して供與すべき株式の數額、又は引受けたる財産物件に對して供與すべき報償は、権限の委任中に確定せられざる以上は、取締役に於て之を確定すべく、第七十一條第二項の場合に於ては、監査役の承認を得て之を確定すべし。

(三)、成規の確定を存するにあらざれば、此の種の合意は會社に對しては效力を有せず。

(四)、第三十六條、第三十七條の規定の效力を妨げず。

(五)、本條第二項第一段に記載したる確定事項の基本となりたる契約、又は其の實施の爲に締結したる契約は、資本の増加の届出に先だち、第五十二條第一項第一號、第三號及び第四號に記載したる書類と同時に、之を商業登記簿に登記の爲提出すべし。

第七十五條 會社の登記に先だちて、承認済の資本に對して現物出資としての出資、又は相殺の方法に於てする出資を給付すべき旨の合意を爲したるときは（第七十四條第一項）、定款には第四百十七條第二項に記載したる確定事項を掲ぐるを要す。此の場合に於ては、發起人に代ふるに取締役を以てし、會社の届出及び登記に代ふるに、資本の増加の届出及び登記を以てすることとして、會社の設立につき規定したる第九條第四項、第十三條乃至第十八條、第十九條第一項第二號、第五號の規定を、資本の増加に準用す。

第七十六條 (5)、株式發行の條件、

株式發行の條件を權限の委任中に於て確定せざるときは、取締役に於て之を確定し、第七十一條第二項の場合に於ては、監査役の承認を得て之を確定す。第七十四條、第七十五條の規定は、其の効果を妨げらるゝことなし。

第七十七條 (6)、株式申込證、

- (一)、株式申込證には、資本の増加に關する決議の日の代りに、定款の確定の日を、又は定款の變更の方法に於て權限の委任の行はれたる場合に於ては、株主總會の決議の日を掲ぐるを要す。
- (二)、第七十四條の場合に於ては、株式申込證には、同條の規定中に規定したる確定を掲ぐべし。

第六節 會社の解散及無効

第七十八條 (1)、解散、(1)、會社法に依る解散（第二百九十二條）、

- (一)、株式會社は左の事由に依つて解散す。
 - (1)、定款に定めたる期間の満了、
 - (2)、株主總會の解散の決議。此の決議には決議に際して代表せらるゝ資本の四分の三以上を包括する多數を必要とす。定款を以て更に別段の要件を定むることを得。
 - (3)、會社の財産に關する破産の開始。
 - (二)、株式の全部を擧げて一人の手に歸することに依つて、會社の解散を來すことなし。
 - (三)、本節の規定は、他の事由に因つて株式會社の解散の行はるゝ場合にも、之を適用すべし。
- 第七十九條 (2)、公法に依る解散、
- (一)、株主が違法の決議を爲すことに依つて、又は認識と欲求を以て *voidable* 取締役若は監査役の違法の行爲を生せしむることに依つて、會社が公共の福祉を危殆ならしめたるときは、會社を解散せしむるを得るものとし、解散の故を以つて損害の賠償を請求することを得ず。
 - (二)、解散の手續及び官廳の管轄は、行政訴訟事件につき邦法上適用せらるゝ規定に従つて定まる。行政

訴訟手續を存せざるときは、解散は上級行政官廳の請求に依り auf Befehl der Behörde 裁判所の裁判を以てしてのみ之を爲すことを得。此の場合に於ては、會社の所在地を管轄する地方裁判所が、專屬的の管轄権を有す。

第八十條 (3)、届出(第二百九十三條)、

會社の解散は、破産の場合の外は、商業登記簿に登記する爲、取締役を以て届出づべし。

第八十一條 (4)、清算、(a)、清算の必要、

(一)、會社の解散ありたるときは、會社の財産に關して破産の開始せられざる以上は、清算を行ふ。

(二)、清算の終了するまでは、本節又は清算の目的上より別段の結果を生ぜざる以上は、前節の規定を適用すべし。

第八十二條 (b)、清算人(第二百九十五條)、

(一)、清算は、定款又は株主總會の決議を以て、別人を清算人に指定したるにあらざる限りは、清算人としての取締役員の任務とす。

(二)、監査役又は資本の合計二十分の一に達する持分を擁する少數株主の申請ありたるときは、會社の所在地の裁判所は、重要な事由に因り清算人を任命することを得。少數を成す株主は、此の申請を爲すに當つて、自己は三ヶ月以上株式の所有者なるを疏明するを要す。

(三)、裁判所は、任命につき設けたる條件の下に、清算人を解任することを得。裁判所の任命したるにあらざる清算人は、其の任期の満了以前にあつても、株主總會に於て之を解任することを得。

第八十三條(第二百九十六條)、

(一)、最初の清算人は取締役に於て、商業登記簿に登記する爲に届出づべきものとし、清算人の更迭ありたるときは、すべて清算人に於て届出づべし。清算人を選任するに當つて、其の代理權に關して定めを爲したるときは、此の定めをも登記する爲に届出づべし。

(二)、此の届書には、本店の裁判所に差出すべき、選任又は解任に關する證書の、公の認證を経たる謄本を添付すべし。

(三)、裁判所が清算人を任命し、又は解任したるの登記は、職權を以て之を爲す。

(四)、清算人は、裁判所に保管せしむる爲、商號と其の署名とを届出づるを要す。

第八十四條 (c)、債權者の呼出(第二百九十七條)、

清算人は會社の解散したる旨を指示して、會社の債權者に、其の請求を届出づべきことを催告するを要す。此の公告は、三回會社の公告掲載紙上に公告すべし。

第八十五條 (d)、清算人の其の他の義務(第二百九十八條)、

(一)、清算人の事務の範圍、並に清算人が商號を届出づるに遵守すべき形式は、商法第四百十九條、第百

五十一條及び第五十三條の規定に従つて定まる。

(二)、解散したる會社の支拂不能を生じたるときは、清算人は破産の開始を申請するを要するものとし、年度末貸借對照表 *Talresbilanz* 又は中間貸借對照表 *Zwischenbilanz* を作成するに當つて、會社の財産が債務を償還するに足らざること判明したるとき亦同じ。

(三)、其の外清算人は、其の事務の範圍内に於ては、取締役の權利義務を有するものとし、取締役に於けると同様監査役の監督を受く。

(四)、意思表示、特に會社の爲にする清算人の署名には、定款を以て、又は其の選任に際して、別段の定めを爲したるにあらざる以上は、清算人全員の協力を必要とす。

(五)、支配人を選任するを許さず。第六十六條の規定を適用せず。

第八十六條 (第二百九十九條)、

清算人は清算開始の際と、其の後各年度の終末に貸借對照表を作成することを必要とするものとし、會社の從來の營業年度を存置することを得。第九條、第十條、第二十六條乃至第三十一條の規定は、利益配當に關する規定を除きて之を適用するも、第十一條乃至第二十五條の規定は適用せず。

第八十七條 (e)、財産の分配 (第三百條)、

(一)、債務を濟清したる後に殘存せる會社の財産は、之を株主に分配す。

(二)、異なる権利を伴ふ數種の株式を存せざる以上は、分配は株金額 *Aktienbeträge* の割合に應じて之を爲す。

(三)、拂込がすべての株式に對して平等の割合に於て行はれざるときは、資本に對して給付したる拂込を償還し、殘額を株金額の割合に應じて分配す。現存せる財産が拂込を償還するに足らざるときは、株主は株金額の割合に應じて損失を負擔するを要するものとし、未拂込の部分は、是が爲に必要な以上は、之を徴收すべし。

第八十八條 (第三百一條)、

(一)、財産の分配は、第八十四條中に規定したる債權者に對する公示催告の、第三回目 (第六十八條第二項參照) に行はれたる日以来一年を経過したるときに限り、之を爲すことを得。

(二)、知れたる債權者が自ら届出でざるときは、供託の權利を存する以上は、債權者の爲に辨濟金額を供託すべし。

(三)、債務の濟清 *Berichtigung* が現在の所實行し得べからざるとき、又は債務に争あるときは、債權者が擔保を供したる場合に限り、財産を分配することを得。

第八十九條 (f)、清算の終了 (第三百二條)、

(一)、清算が終了し、最終決算 *Schlussrechnung* が行はれたるときは、清算人は商業登記簿に登記する爲

- に、會社の商號の消滅を届出づるを要す。
- (二)、會社の帳簿及び書類は、會社の所在地の裁判所に於て指定すべき確實なる場所に、十年間保管せしむる爲に寄託すべし。
- (三)、株主及び債権者には裁判所に於て、帳簿及び書類を閲覧するの権限を與ふることを得。
- (四)、後に至つて更に分配の處分に屬せしめらるべき別の財産あることが明かとなりたるときは、會社の所在地の裁判所は、關係者の申請に依り新に從來の清算人を選任するか、又は別の清算人を任設するを要す。

第九十條 (5)、解散したる會社の存続(第三百七條)、

- (一)、株式會社が存続期間の満了又は株主總會の決議に依つて解散せられたる場合に於て、債務の濟清後に尙ほ残存する會社の財産を株主の間に分配し始めざる間は、株主總會は會社の存続を決議することを得。此の決議は、決議に際し代表せらるる資本の四分の三以上を包括する多數を必要とするものとし、定款を以て更に別段の要件を定むることを得。
- (二)、會社が破産の開始に依つて解散したるも、強制和議の締結後破産の廢止ありたるか、又は破産債務者の申請に依り、破産が中止せられたる場合に於ても亦前項に同じ。
- (三)、取締役は會社の存続を、商業登記簿に登記する爲に届出づるを要するものとし、届出を爲すに當つ

第九十條 (5)は、本條第一項の場合に於ては、債務を濟清したる後に残存する會社の財産を株主の間に分配し始めざる時に、株主總會の決議の行はれたるの保證を爲すべし。

第九十一條 (II)、無効、(1)、無効の宣告を求むる訴(第三百九條)、

- (一)、定款に第五條第二項上重要な規定を掲げざるか、又は是等の規定の一が無効なるときは、各株主、各取締役員及び各監査役員は、訴の方法を以て會社を無効と宣告せられんことを申請することを得。第三百三十九條第一項乃至第四項及び第四百十條の規定を準用す。
- (二)、此の訴は、會社の登記後五年の期間内にあらざれば、之を起すことを得ず。取締役は訴狀の謄本を、本店の商業登記所に提出するを要す。

第九十二條 (2)、無効の補正(第三百十條)、

商號又は會社の所在地、企業の目的、取締役の選任及び組織、會社の公告の方式、又は株主總會の招集の方式に關する規定の欠缺は、定款の變更に關する本法の規定に従ふ株主總會の決議を以て、之を補正することを得。此の株主總會の招集は、欠缺か招集の方式に關する規定に關係するものなるときは、會社の公告掲載紙に掲載することに依つて之を爲す。

第九十三條 (3)、無効の宣告の効果(第三百十一條)、

- (一)、會社の無効を商業登記簿に登記したるときは、其の諸般の關係を決済する爲には、解散の場合につ

して適用ある規定を準用す。

- (二) 會社の名義に於て爲したる法律行為の効果は、會社の無効に依つて妨げらるゝことなし。
- (三) 社員は、約定したる債務を履行するに必要な限りは、約束したる拂込を爲すを要す。

第七節 各種の内容を有する規定

第九十四條 轉換社債 Wandelschuldverschreibungen. 利益配當付社債 Gewinn Schuldverschreibungen.

- (一) 株式の引受又は轉換を求むる權利を債權者に供與する債券(轉換社債)、又は債權者の爲に、株主に歸屬する利益又は會社財産についての持分の、其の場合場合に於ける最低の範圍内に於ける權利を設定する社債、又は債權者の權利が右に記す所と別の方法に於て、利益若は會社財産に關する株主の持分と結合せしめらるゝ社債(利益配當付社債)の發行は、株主總會の決議に依つてのみ之を爲すことを得。此の決議には、決議に際し代表せらるゝ資本の四分の三以上を包括する多數を必要とするも、定款を以て此の多數に代ふるに、資本に従つて算定する別の多數を以てすることを得。

- (二) 前項の規定は、享益證券 Genusschein の發行にも之を適用す。

- (三) 前二項の場合に於ては、第五百十條の規定を準用す。

第九十五條 營業上の損益共通契約、

- (一) 全般的の利益共同體 eine allgemeine Gewinngemeinschaft を組織する爲の、營業上の損益共通契約 Interessengemeinschaftsvertrag が有效なるが爲には、之に關與する各資本會社 Kapitalgesellschaft の社員總會 Mitgliederversammlung の認許を必要とす。

- (二) 資本會社が他人に其の企業の經營を賃貸し、若は其の他之を委任する契約、又は資本會社が他人の計算に於て其の企業の指揮を引受くる契約には、此の會社の社員總會の認許を必要とす。

- (三) 前二項の規定は、かくの如き契約を取消し、又は其の内容を變更する合意に準用す。

- (四) 前三項に記載したる種類の決議には、決議に際して代表せらるゝ資本の四分の三以上にして、且、有限責任會社たる場合に於ては、投せられたる議決權の四分の三以上を包括する多數を必要とす。定款を以て、定款の變更に關する決議には更に大なる多數を規定したる場合には、此の多數を以てするにあらざれば決議を爲すことを得ず。

第九十六條 株式所有期間の計算、

本法に於て、株主が一定の期間中株式の所有者たりしことを、株主としての權利を行使するの條件とする以上は、左の場合にあつても期間の開始以前に株式の取得ありたるものと看做す。

- (1) 此の時期の以前に設定されたる引渡請求權 Anspruch auf Uebertragung を履行する爲に、此の期間の開始後に銀行又は銀行家が株主に株式を引渡したるとき、

(2)、銀行又は銀行家が此の期間の開始後、消費貸借類似の寄託契約 *darlehensartiger Verwaltungsvortrage* を履行して、株主に株式を引渡したる場合に於て、株主は銀行又は銀行家に株式を交付したるものにして、同種同額の株式の引渡を請求する権利は、此の交付の時より取得の時まで間斷なく存続し居たるとき。

(3)、株主が死因に依りて此の期間の開始後に株主となり、又は國政府に於て指定を爲すの権限を委任せらるゝ其の場合に於て此の期間の開始後に株主となりたるも、取得者又は其の他の前者 *Rechtsvorgänger* は此の期間前既に株式を取得し居たるとき。

第九十七條 國政府に對する各種の権限の委任、

- (一)、國政府は一般的の規定を設けて、小規模若は特殊の株式會社及び株式合資會社につき、
 - (1)、取締役の選任及び存続、又は
 - (2)、年度末貸借對照表(第九十三條)及び損益計算書(第九十五條)の區分の義務、又は、
 - (3)、決算検査役に依る決算書の検査の義務(第九十八條乃至第二百二十四條)に關する規定の除外例を認むるの権限を委任せらるゝものとす。
- (二)、其の外、國政府は、如何なる會社を以て小規模若は特殊の會社と看做すべきものなりやを定むることを得。

第九十八條 外國の株式會社の認許、

- (一)、外國の株式會社が内國に於て營業を爲すには、國政府又は國政府の定めたる官署の許可を必要とするも、相互主義の保證を存する場合は此の限にあらざとす。
- (二)、國政府は、前項の規定を實施するに必要な法令及び一般的の行政規程を制定するの権限を委任せらるゝものとす。

第二章 株式合資會社

第九十九條 株式合資會社の觀念(第三百二十條)、

- (一)、株式合資會社の社員少くとも二人は、會社の債權者に對して無限の代當責任を負ひ(無限責任社員 *persönlich haftender Gesellschafter*) 他の社員は、株式に分割されたる會社の資本に對する出資を以てしてのみ、會社に關與す(株式合資會社株主 *Kommanditisten*)。
- (二)、無限責任社員相互間、及び其の株主全體並に第三者に對する權利關係、特に無限責任社員の業務執行及び會社代表の権限は、合資會社について適用ある商法の規定に従つて定まる。
- (三)、其の他の點に於ては株式合資會社については、以下の規定又は取締役の存在せざることよりして別段の結果を生ずるにあらざる限りは、株式會社に關する第一章の規定を適用す。

第二百條 設立(第三百二十一條)、

- (一)、定款の内容は、五人以上の者が裁判所又は公證人の調書を以て、之を確定することを必要とす。無限責任社員はすべて確定に關與することを必要とするも、無限責任社員以外にあつては、株主として株式を引受くる者にあらざれば、確定に與ることを得ず。調書には、各關係人の引受けたる株式の數額を記載すべし。

- (二)、定款の内容を確定したる社員、又は現物出資を爲したる社員は、會社の發起人と看做す。

第二百一條 定款の内容(第三百二十二條)、

- (一)、定款は第五條第二項第一號乃至第三號、第五號、第六號に規定したる確定事項の外、各無限責任社員の氏名、身分及び住所を記載するを要す。

- (二)、無限責任社員の財産出資は、資本に對して行はれざる以上は、定款を以て其の數額及び種類を確定するを要す。

- (三)、第九條第一項の規定は、無限責任社員の爲に約束したる一切の特別の利益に之を適用す。

第二百二條 届出及び登記(第三百二十三條)、

- (一)、第二十一條第二項第一段に依る商業登記の爲の會社の届書と併合すべき開陳中に於ては、現金を以て出資を爲すを要する以上は、徴收に係る金額は現金若は第二十一條第三項に記載したる方法に於て

拂込まれ、且終局的に無限責任社員の自由なる處分に屬せしめらるゝことを開示すべし。第二十一條

- (二)第三項の場合に於ては、取締役の勘定に於てする拂込に代ふるに、無限責任社員の勘定に於てする拂込を以てす。第二十一條第四項第一段の場合に於ては、取締役の無制限の處分權に關する證明に代ふるに、無限責任社員の無制限の處分權に關する證明を以てす。

- (三)二、商業登記簿に登記するに當つては、取締役員の代りに無限責任社員を記載すべし。定款に無限責任社員の會社を代表する權限に關して特別の規定を掲ぐるときは、此の規定をも登記すべし。

第二百三條 追加設立(第三百二十四條)、

第三十六條に記載したる株主總會の決議については、此の決議が會社の登記後最初の一年内に締結せられたる契約に關する場合には、無限責任社員の株式に屬せざる資本の四分の一以上の持分を擁する多數を必要とす。第三十六條第四項第一段の規定は其の效力を妨ぐるることなし。

第二百四條 無限責任社員(第三百二十五條)、

株式會社の取締役についての規定にして、左の事項に關するものは、之を無限責任社員に準用す。

- (1)、商業登記の爲にする届出、提出及び陳述、
- (2)、株主總會の招集、
- (3)、決算書の作成、提出及び公告、並に營業報告の提出

- (4) 株主總會の決議の取消、
- (5) 決算書を審査し、又は創立若は業務執行の際に於ける出来事を検査する爲に検査役を選任したる場合に於ける手續、竝に検査役及び監査役に對する任務、
- (6) 資本減少の場合に債権者に向つて爲すべき催告、
- (7) 業務の執行に因る會社の損害賠償請求權の主張、
- (8) 破産又は裁判上の和解手續の開始を求むる申立の提出。

第二百五條 競争業禁止 (第三百二十六條)、

- (一) 無限責任社員たる者は、會社の認許を得ることなくして會社の商業部門に於て取引を爲し、乃至は他の同種の商事會社に無限責任社員として關與するを得ず。此の認許は他の無限責任社員に於て之を與へ、認許を與ふるの權限が定款に依つて、若は株主總會の決議に依つて監査役に委任せられざる以上は株主總會に於て、之を與ふ。
- (二) 無限責任社員が前項に依り其の任務に屬する義務に違反したるときは、第六十六條第二項の規定を準用す。
- (三) 此の會社の請求權は、他の無限責任社員及び監査役が取引の締結、又は無限責任社員他の會社への關與を知悉したる時より、三ヶ月を以て消滅するものとし、其の知悉と否とに關係なく其の發生の

時より五年を以て消滅す。

第二百六條 株主總會 (第三百二十七條)、

- (一) 株主總會に於ては、無限責任社員は、其の株式を所有する場合にあつても、監査役の選舉については議決權を有せず。
- (二) 株主總會の決議には、其の合資會社の場合に於て無限責任社員と有限責任社員との承認を必要とする事項に關する限りは、無限責任社員の承認を必要とす。
- (三) 検査役の選任及び第二百二十九條乃至第三百三十三條に依り創立若は業務の執行に基く會社の請求の主張に關して、株主總會又は少數株主に屬する權限を行使するには、無限責任社員の承認を必要とせず。
- (四) 無限責任社員の承認を必要とする株主總會の決議は、承認のありたる場合に初めて之を商業登記の爲に提出すべし。商業登記簿に登記すべき決議にあつては、無限責任社員の承認は決議について作成すべき議事録、又は議事録の附録中に之を録取すべし。

第二百七條 監査役 (第三百二十八條)、

- (一) 株主の決議は、定款に別段の定めを爲さざる以上は、監査役に於て之を執行す。
- (二) 株主の全員が無限責任社員に對し、又は無限責任社員が株主の全員に對して遂行するを要する訴訟

(二)に於ては、株主は監査役に依つて代表せらるゝも、株主總會に於て特別の代表者を選任する場合は、此の限にあらざとす。株主の負擔に屬する訴訟費用については、會社に於て代當の責任を負ふも、其の株主に對する求償を妨ぐることなし。

(三)、第八十條第二項の規定を準用す。

(四)、無限責任社員は、監査役員たることを得ず。

第二百八條 無限責任社員の利益配當分(第三百二十九條)、

(一)、無限責任社員にとつて年所得上、其の株式に對する配當に屬せざる利益配當分を生じたる時は、株式にあらざる此の社員の資本に對する出資額 *Kapitalanteile* を超過する缺損 *Unterbilanz* を存する場合には、拂渡を見合はすことを必要とす。かくの如き缺損を存する以上は、資本に對する出資額に基きて其の他の方法に於て金錢を拂出すを許さず。

(二)、無限責任社員にとつて生ずる利益には、準備金に關する第一百七條第一號の規定を適用す。

第二百九條 解散(第三百三十條)、

(一)、株式合資會社の解散の原因竝に數人の無限責任社員中の一人の退社は、以下に掲ぐる標準を以て、合資會社につきて適用ある商法の規定に従つて定まる。

(二)、株主の一人の財産に關し破産の開始あるも、會社の解散の結果を來さざるものとし、株主の一人の

債權者は、會社に解約申入を爲すの權利を有せず。

(三)、株主に依る解約申入竝に會社の解散に關しての其の同意については、株主總會の決議を必要とするものとし、此の決議には、決議に際し代表せらるゝ資本の四分の三以上を包括する多數を必要とす。

裁判所の裁判に依る會社の解散を求むる申立についても亦同じ。定款を以て更に別段の、決議についての要件を設くることを得。

(四)、無限責任社員は、除名 *Ausschließung* の場合を除いては、定款に退社を認むる旨を表示せる場合に限り、退社することを得。

(五)、會社の解散竝に無限責任社員の一の退社は、無限責任社員全員に於て、商業登記簿に登記する爲に届出べし。商法第四百十三條第三項の規定を適用す。

第二百十條 清算(第三百三十一條)、

(一)、定款に別段の規定を爲さざる以上は、清算は無限責任社員全員、及び株主總會の選任に係る一人若は數人の清算人に於て之を行ふ。

(二)、各無限責任社員も亦、裁判所が清算人を任命し又は之を解任せんことを、求むる申立を爲すの權を有す。

第三章 資本會社の合併、財産の譲渡及び組織の變更、

第一節 合併及び財産の譲渡、

第二百一十一條 (I)、合併、(1)、觀念及び條件、

(一)、清算を除く株式會社の合同 Vereinigung (合併 Verschmelzung) は、左の方法に依つて之を行ふことを得。

(1)、甲會社 (讓渡會社 übertragende Gesellschaft) の財産を全體として、乙會社 (讓受會社 übernehmende Gesellschaft) に譲渡し、其の對價として乙會社の株式の提供を受くること、

(2)、新株式會社を設立し、合同すべき各會社の財産を全體として新會社に譲渡し、其の對價として新會社の株式の提供を受くること。

(二)、新株式會社の設立に依る株式會社の合併は、合同すべき會社のそれ々が、二年以上商業登記簿に登記せられたりし場合に限り、之を許す。

第二百一十二條 (2)、株主總會の決議、

(一)、合併は、合同すべき各會社の株主總會の決議に基きてのみ、之を許す。提供すべき株式の總株金額

が、讓受會社の資本の十分の一を超へざる時は、讓受會社の株主總會の決議を必要とせざるものと

(二)し、第二百一十四條の場合に於ては、増加したる資本を計算の基礎とすべし。

(二)、此の決議には、決議に際し代表せらるる資本の四分の三以上を包括する多數を必要とするも、定款一を以て別段の要件を設くることを得。定款を以て資本の増加に關する決議につき別の多數を規定したるときは、讓受會社は此の多數を以て合併を決議することを得。

第二百一十三條 (2)、合併契約、

(一)、合併契約は、裁判所又は公證人の公證を必要とするものとし、民法第三百十條の規定は、合併契約には之を適用せず。

(二)、二十年以上を隔てたる後に至つて初めて效力を發生せしむべき方法に於て、合併契約を締結したるときは、讓渡會社は二十年後に至つて、半年間の解約申入期間を遵守して、此の契約に解約を申入るゝことを得るものとし、或る條件の下に契約を締結したる場合に於て、二十年内に此の條件の成就を見ざりしとき亦之に同じ。

第二百一十四條 (第三百五條)、

(一)、合併を遂行する爲に行ふ讓受會社の資本の増加の場合にあつては、第四百十六條第一項、第四百十八條第二項、第四百十九條、第四百五十條、第四百五十一條第一項、第四百五十二條第一項第一號、第四百五

十四條第二項の規定を適用せざるものとし、第七十一條に規定したる権限の委任に基く新株の發行に依つて、資本の増加の行はるゝ場合にあつても亦同じ。

(二) 取締役は、第五十二條第一項第二號乃至第四號に記載したる書類を除き、合併契約並に合同すべき會社の株主總會の合併の決議の議事録を、正本又は公の認證を経たる謄本を以て提出すべし。

(三) 讓渡會社の株式の轉換には、第六十九條の規定を適用す。

第二百十五條 (4)、合併の實施、

(一) 合併は、讓受會社が讓渡會社の株式又は自己の株式を所有する場合には、資本を増加することなくして、之を實施することを得。讓受會社は讓渡會社に對して株式を交付する爲に、資本の十分の一の自己の株式を取得することを得。

(二) 讓受會社の株式に對する現金の拂込は、此の株式の株金額の十分の一を超ゆることを得ず。

第二百十六條 (5)、届出及び登記、

(一) 合同すべき會社の取締役は、其の代表する會社の所在地の商業登記簿に登記する爲、合併を届出づるを要す。

(二) 合併契約並に合同すべき會社の株主總會の合併の決議の議事録が、既に商業登記の爲に提出せられざりし場合には、是等の證書を届書に添付すべし。

(三) 前條の場合に於ては、讓受會社の資本の増加を商業登記簿に登記するに先だちて、合併を登記することを得ず。

(四) 讓渡會社の合併の決議中に於て、之に提供すべき株式を受領する爲に信託業者を擧げたる時は、此の信託業者が株式を占有せることを裁判所に通知したる場合に、初めて合併を登記すべし。

(五) 讓渡會社の所在地の商業登記簿に合併を登記すると共に、此の會社の財産は、債務をも併せて讓受會社に移轉し、讓渡會社の商號は消滅す。讓渡會社の解散の特別の登記を必要とせず。

(六) 讓渡會社の所在地の裁判所は、自己の許に保管せらるゝ證書及び其の他の書類を、合併の登記後職權を以て讓受會社の所在地の裁判所に、保管の爲送付するを要す。

第二百十七條 (6)、代當責任 (a)、條件、

(一) 讓渡會社の取締役員及び監査役員は連帶して、此の會社及び其の債權者が合併に依つて被りたる損害を賠償するの義務を負ふ。合同すべき會社の財産状態を検査するに當り、及び合併契約を締結するに當つて、通常の營業者の注意を拂ひたる取締役員及び監査役員は、此の賠償義務を免かる。

(二) 讓渡會社の所在地の商業登記簿に合併を登記したる後に至つて初めて損害を生じたる時は、讓渡會社は其の程度に於ては、且前項に記載したる請求權の主張については、引續き存続したるものと看做す。

- (三)、第一項に依る請求権は、讓渡會社の所在地の商業登記簿に合併を登記して以來、五年を以て消滅す。
- (四)、讓受會社の取締役員及び監査役員は此の會社及び其の債權者に對する代當責任については、一般の規定に従ふ。

第二百十八條 (b)、實施、

- (一)、第二百十七條第一項に記載したる請求権を主張するには、讓渡會社の所在地の裁判所は、此の會社の一人若は數人の株主の申立に依り、特別の代理人を任命するを要す。讓受會社の財産に關して合併の登記後破算の開始ありたる時、又は財團の欠缺の故を以て破産の開始を拒まれたるとき、又は裁判上の和解手續の開始ありたる時は、讓渡會社の債權者も、代理人の任命を求むる申立を爲すの權を有す。
- (二)、代理人は自己の選任の目的を指示して、讓渡會社の株主及び債權者に向つて、自己の定むべき一月を下らざる相當の期間内に前條第一項に記載したる請求を届出づべき旨を催告するを要す。此の催告は、三回、讓渡會社の公告掲載紙に公告すべし。
- (三)、此の請求を主張することに依つて得たる金額は、讓渡會社の債權者が讓受會社に依つて辨濟せられざるか、又は讓受會社に依つて擔保を供せられざる限りは、代理人を通じて讓渡會社の債權者の辨濟

に使用すべし。殘額は株主の間に之を分配するものとし、此の分配には第八十七條第二項及び第三項の規定を準用す。期間を遵守して届出でざる債權者及び株主は、分配に際し斟酌せず。

第二百十九條 (7)、新株式會社の設置に依る合併、

- (一)、新株式會社の設置に依る株式會社の合併の場合に於ては、合同すべき各會社を讓渡會社、新會社を讓受會社と看做すこととして、第二百十二條第一項第一段、第二項第一段、第二百十三條、第二百四條第三項、第二百五條第二項、第二百十六條第一項、第二項、第四項、第六項、第二百十七條第一項乃至第三項、第二百十八條の規定を準用するものとし、其の他の點に於ては、以下の特別規定を適用す。
- (二)、新會社の定款と其の監査役員を選任には、合同すべき會社の株主總會の認許を必要とす。
- (三)、新會社の設立には、第五條第二項、第三項、第二十二條、第二十四條第一項、第二十六條の創立に關する規定を準用す。第九條中に記載したる種類の確定事項にして、合同すべき會社の定款に掲げたりしものは、新會社の定款に收むべし。第四百十二條第三項の規定の效力を妨げず。
- (四)、合同すべき會社の取締役は、商業登記簿に登記する爲に新會社の所在地を管轄する裁判所に、新會社を届出づるを要す。合併の登記は、新會社の登記に先だちては、之を爲すことを得ざるも、此の二つの登記は、之を互に併合することを得。新會社の登記と同時に、讓渡會社の財産は新會社に移轉

し、讓渡會社の商號は消滅す。讓渡會社の解散の特別の登記を必要とせず。

(五) 新會社の登記の公告中には、登記の内容の外、左の諸件を掲ぐべし。

- (1) 筆頭監査役員の氏名、身分及び住所、
- (2) 新會社が讓渡會社の株主に提供したる株式の數額及び種類、及び此の株式を分配する方法及び時期についての合併契約の規定。

第二百二十條 (8)、株式會社と株式合資會社との合併、

- (一) 株式會社と株式合資會社との合併には、以下の規定及び取締役の存在せざるによりして、別段の結果を生ぜざる以上は、第二百一十一條乃至第二百十九條の規定を準用す。

- (二) 合併に同意する多數株主の持分は、無限責任社員株式に屬せざる資本の部分の、四分の一以上を成すを要す。

- (三) 株式會社の取締役に關する規定は、之を無限責任社員に準用す。

第二百二十一條 (9)、株式會社と有限責任會社との合併、

- (一) 有限責任會社の財産を全體として株式會社に讓渡し、之に對して株式會社の株式の提供を受くることとして、株式會社と有限責任會社とが合併したるときは、本條第二項よりして別段の結果を生ずるにあらざる限り、取締役及び讓渡株式會社の株主總會に代ふるに、業務執行社員及び有限責任會社の

社員總會を以てすることとして、第二百十二條、第二百十三條、第二百十四條第一項、第二項、第二百十五條、第二百十六條の規定を準用す。

- (二) 第二百十二條第一項第一段に記載したる決議については、社員の投じたる議決權の四分の三の多數を必要とす。此の決議は、裁判所又は公證人に於て之を公證することを必要とす。

- (三) 業務執行員及び監査役の選任せられたる場合に於ては有限責任會社の監査役員は、連帶して會社及び其の社員の合併に依つて被りたる損害を賠償するの義務を負ふ。會社の財産状態を検査するに當り、及び合併契約を締結するに當つて、通常の營業者としての注意を拂ひたる業務執行社員及び監査役員は、賠償の義務を免がる。第二百十七條第二項乃至第四項及び第二百十八條の規定を準用す。

第二百二十二條 (10)、株式合資會社と有限責任會社との合併、

有限責任會社の財産を全體として株式合資會社に讓渡し、之に對して株式合資會社の株式の提供を受くることに依つて、株式合資會社が有限責任會社と合併したるときは、第二百二十一條の規定を準用す。其の外株式合資會社には、第二百二十條第二項、第三項の規定を適用す。

第二百二十三條 (11)、財産の讓渡(1)、國有となりたるに因る財産の讓渡(第三百四條)、

株式會社又は株式合資會社の財産が全體として、清算を除外して、國、邦又は内國の市町村團體の引受くる所となりたるときは、讓渡會社には第二百十二條第一項第一段、第二項第一段、第二百十三條、第

二百十六條第一項、第二項、第五項、第二百十七條第一項乃至第三項、第二百十八條第一項第一段、第二項及び第三項を準用す。

第二百二十四條 (2)、其の他の方法に依る財産の譲渡(第三百三條)、

(一)、第二百十一條乃至第二百二十三條の規定の適用を受けざる會社の全財産の譲渡は、株主總會の決議に基づいてのみ之を許す。此の決議には、決議に際し代表せらるる資本の四分の三以上を包括する多數を必要とするも、定款を以て更に別段の要件を設けることを得。

(二)、譲渡契約には、第二百十三條の規定を適用す。

(三)、會社の取締役員及び監査役員は連帶して、會社財産の譲渡に依つて會社及び其の債権者の被りたる損害を賠償するの義務を負ふ。譲渡契約の締結に際し、通常の營業者としての注意を拂ひたる取締役員及び監査役員は、賠償の義務を免る。

(四)、會社財産の譲渡を機會として、會社の解散を決議したるときは、清算人は決議したる處置の實施に伴ふ業務及び法律上の行爲の権限を有することとして、第八十一條乃至第八十三條、第八十五條乃至第八十七條、第八十九條の規定を適用す。

第二百二十五條 (四)、共通の規定(第三百八條)、

株式會社又は株式合資會社の商號が、其の財産の移轉に依り、他の資本會社若は法人との合併に依り、

又は他の資本會社若は法人に對する財産の譲渡に依つて、豫め清算を経ることなくして消滅したるときは、移轉に關する株主總會の決議の取消は、解散したる會社の権利承繼人に指向すべし。

第二節 資本會社の組織變更

第二百二十六條 (1)、株式會社の株式合資會社への組織變更、

(一)、株式會社は、其の組織を變更して株式合資會社とすることを得。

(二)、組織變更の爲には株主總會の決議と、無限責任社員一人以上の参加を必要とす。此の参加は、裁判所又は公證人の調書を以て之を表示すべし。

(三)、定款の變更に關する規定を適用す。此の決議中に於て商號を確定し、更に組織變更を實施するに必要なる處置を爲すべし。無限責任社員(第二項)は、すべて定款の變更に際し關與することを必要とす。

(四)、無限責任社員の参加については、創立に代ふるに會社の組織變更を以てすることとして、第十四條乃至第十八條及び第三十一條乃至第三十五條を適用す。

第二百二十七條

(一)、組織變更の決議を届出づるに當つては、同時に商業登記簿に登記する爲無限責任社員を届出づべ

(一) 無限責任社員の参加に關する證書の正本、又は公の認證を經たる謄本を添付すべし。
(二) 届書には、最後に公告したる貸借對照表を添付すべし。

第二百二十八條

組織變更の登記の時以後は、會社は株式合資會社として存續す。取締役は消滅す。無限責任社員は、既に成立せる義務に關しても、會社の債權者に對して無制限の責任を負ふ。

第二百二十九條 (2)、株式合資會社の組織を株式會社に變更するの件 (第三百三十二條)、

(一)、株式合資會社は、株主總會及び無限責任社員全員の決議に依つて、其の組織を株式會社に變更することを得。

(二)、定款の變更に關する規定を適用す。

(三)、組織變更に同意する多數株主の持分は、無限責任社員の株式に屬せざる資本の部分の、四分の一以上を成すことを必要とす。此の決議中に於ては、商號並に取締役の選任及び組織の方法を確定し、組織變更の實施に必要な其の他の處分を爲すべし。

第二百三十條 (第三百三十三條)、

(一)、組織變更の決議を届出づるに當つては、同時に商業登記簿に登記する爲に、取締役員を届出づべし。是が選任に關する證書の正本若は公の認證を經たる謄本一通を、本店の裁判所の爲に添付すべし。

(二)、此の届書には、最後に公告したる貸借對照表を添付すべし。

第二百三十一條 (第三百三十條)、

組織變更の登記のありたる時より、會社は株式會社として存續す。無限責任社員は退社するも、登記までに生じたる會社の義務に對する無限責任社員の代當責任は、其の效力を妨げらるゝことなし。

第二百三十二條 (3)、株式會社の組織を有限責任會社に變更するの件、

(一)、株式會社は、株主總會の決議を以て、其の組織を變更して有限責任會社とすることを得。

(二)、前項の決議には、決議に際し代表せらるゝ資本の四分の三以上を包括する多數を必要とす。

(三)、此の決議中に於て商號を確定し、組織變更の實施に必要な其の他の處分を爲すべし。

(四)、社員の持分 (Gesellschaftsanteil) は、株式に於けるとは別様に、之を分割することを得。持分の分割の變更は、株式の併合若は其の分解の方法に於て之を爲すことを得るものとし、是が爲には關係社員の同意は必要ならず。第六十九條の規定を準用す。

第二百三十三條、

(一)、組織變更の決議を届出づるに當つては、同時に商業登記簿に登記する爲、業務執行員を届出づべし。此の届書には、届出人に於て署名したる社員の名簿を添付し、社員の氏名、身分、住所、並に各

社員の引受けたる資本出資 *Stammbeitrag* の額を明かならしむるを要す。

- (二) 此の届書には、最近に公告したる貸借対照表を添付すべし。
- (三) 業務執行員は、裁判所に保管する爲、其の署名を届出づるを要す。

第二百三十四條

組織變更の登記ありたる時以來、會社は有限責任會社として存続す。資本は資本出資となり、株式は社員所持となる。取締役は消滅し、監査役も其の認められざる以上は亦同じ。

第二百三十五條

- (一) 業務執行員は、登記後遅滞なく組織變更の行はれたるを指示して、會社の債權者に其の請求を届出づべきを催告するを要す。此の催告は三回會社の公告掲載紙に公告すべし。知れたる債權者には、特別の通知を以て届出を催告すべし。
- (二) 最後の公示催告に先だちて、債權を證明したる債權者には、辨済を爲すべく、擔保を供せしむる目的を以て、届出でたる債權者には擔保を供すべし。
- (三) 業務執行員は此の規定の遵守につき、債權者に對して連帶して代當の責任を負ふ。

第二百三十六條

- (一) 組織變更に反對して議事録上に異議を留めたる各社員は、社員としての持分 *Gesellschaftsanteil* を會社

の處分に屬せしむることを得。業務執行員は、社員に向つて是が爲の除斥期間を定むることを得。社員が知れ居たるときは、持に之を通知すべく、然らざる場合には、會社の公告掲載紙上に三回公告することに依つて之を爲すことを得。期間の指定は組織變更の登記後にあらざれば之を爲すことを許さず。此の期間は、三ヶ月以上たるを要す。

- (二) 會社の處分に屬せしめたる社員所持分は、會社が社員計算に於て取引所價格を以て賣却すべく、取引所價格を存せざる場合には、競賣に依つて之を賣却すべし。第六十九條第三項第二段乃至第六段の規定を準用す。

第二百三十七條 (4) 有限責任會社の組織を株式會社に變更するの件、

- (一) 有限責任會社は、社員總會の決議を以て、其の組織を變更して株式會社とすることを得。
- (二) 定款の變更に關する有限責任會社法の規定を準用す。社員所持分の讓渡が會社の認許を條件とするときは、全員の一致を必要とす。
- (三) 此の決議中に於て、商號並に取締役の選任及び組織の方法及び監査役の組織の方法を確定すべく、組織變更の實施に必要な其の他の處分を爲すべし。
- (四) 株式は、從來の社員所持分に於けるとは別様に、之を分割することを得るものとし、此の分割の變更は、社員所持分の併合若は分割に依つて之を爲すことを得るものとし、是が爲に關係社員の同意を

必要とせず。

第二百三十八條

- (一) 組織變更に同意したる社員は、議事録に其の氏名を列挙すべし。
- (二) 組織變更に同意したる社員は、會社の組織變更と同時に、又は特別なる裁判所若は公證人の調書に於て、會社の最初の監査役を選任し、又は此の有限責任會社につき既に監査役を存する場合には、此の監査役を追認するを要す。定款上株主總會に依る以外の方法に於て選任を爲すことを必要とせざる以上は、最初の取締役の選任についても亦同じ。
- (三) 此の組織變更には、組織變更に同意したる社員は發起人と同視することとして、第九條、第十三條乃至第十八條、第三十一條乃至第三十七條の規定を準用す。第三十六條第一項に記載したる二年の期間は、組織變更を商業登記簿に登記したるときより起算す。

第二百三十九條

- (一) 組織變更の決議と同時に、商業登記簿に登記する爲、取締役員を届出づべし。取締役及び監査役の選任に關する證書の正本又は公の認證を経たる謄本を添付すべし。其の外届書には、検査報告並に其の基礎たる證書、並に商業階級の公の代表機關が検査役を選任したる場合に於ては、検査役の報告書が此の代表機關に提出せられたる旨の證明書を添付すべし。

第二百四十條

- (二) 届書には、最近に社員總會の承認する所となりたる貸借對照表を添付すべし。
- 組織變更の登記の公告中には、組織變更の登記の内容の外に、最初の取締役員の氏名、身分及び住所を掲ぐべし。第二十三條第二項の規定を準用す。

第二百四十一條

組織變更の登記ありたるときより、會社は株式會社として存続す。資本出資は資本となり、社員所持分は株式となる。

第二百四十二條

- (一) 取締役は第二百三十九條第二項に規定したる貸借對照表が、既に公告せられたるにあらざる限りは、登記後遅滞なく會社の公告掲載紙に之を公告するを要す。
- (二) 取締役員及び監査役員は、此の規定の遵守につき債權者に對し連帶して代當の責任を負ふも、監査役員は違反の行はるゝを知り乍ら、然も之に干渉することなかりし場合に限る。

第二百四十三條

- (一) 組織變更に反對して議事録上異議を留めたる社員は、何れも其の株式を會社の處分に屬せしむることを得。取締役は是が爲に株主に對し除斥期間を定むることを得。株主が知れ居たる場合に於つて

は、期間の指定は特に此の株主に通知すべく、然らざる場合には會社の公告掲載紙上に三回公告することに依つて、之を爲すことを得。期間の指定は、組織變更の登記ありたる後にあらざれば、之を許さず。此の期間は、三ヶ月以上たるを要す。

(二) 會社の處分に屬せしめたる株式は、會社が株主の計算に於て、取引所價格を以て之を賣却すべく、取引所價格を存せざるときは、競賣を以て之を賣却すべし。第百六十九條第三項第二段乃至第六段の規定を適用す。

第二百四十四條 (5)、株式合資會社の組織を有限責任會社に變更するの件、

(一) 株式合資會社は、株主總會と無限責任社員的全員の決議に依つて、其の組織を變更して有限責任會社と、することを得。

(二) 定款の變更に關する規定を適用す。

(三) 組織變更に同意する多數株主の持分は、無限責任社員株式に屬せざる資本の部分の、四分の一以上を成すを要す。

第二百四十五條

組織變更の登記ありたるとき以來、會社は有限責任會社として存続す。資本は資本出資となり、株式は社員持分となる。監査役が追認せられざるときは、監査役は消滅す。無限責任社員は退社するも、登

記までに發生したる會社の義務に對する其の代當責任は、其の效力を妨げらるゝことなし。

第二百四十六條

前二條の規定よりして別段の結果を生じたるにあらざる限りは、株式會社の組織を有限責任會社に變更する場合についての規定を準用す。

第二百四十七條 (6)、有限責任會社の組織を株式會社に變更する場合、

(一) 有限責任會社の組織を變更して、株式合資會社と爲すことを得。

(二) 此の組織の變更には、社員總會の決議と、無限責任社員一人以上の参加を必要とす。此の参加は、裁判所若は公證人の調書を以て表示すべし。

(三) 無限責任社員(第二項)は、全員定款の變更に關與することを必要とす。

(四) 組織の變更には、組織の變更に同意したる社員並に無限責任社員を發起人と同視することとして、第九條、第十三條乃至第十八條、第三十一條乃至第三十七條の規定を準用するものとし、第三十六條第二項に記載したる二年の期間は、組織の變更を商業登記簿に登記したるときより起算す。

第二百四十八條

組織變更の決議と同時に、商業登記簿に登記する爲、無限責任社員を届出づべし。其の参加に關する正本若は公の認證を経たる謄本を添付すべし。

第二百四十九條 組織變更の登記ありたる時より、會社は株式合資會社として存続す。資本出資は資本となり、社員持分は株式となる。無限責任社員は、既に成立せる義務に關しても、會社の債權者に對して無制限の代當責任を負ふ。

第二百五十條

第二百四十七條乃至第二百四十九條に依り、又は取締役の存在せざる點よりして別段の結果を生ずるにあらざる限りは、有限責任會社の組織を株式會社に變更する場合に關する規定を準用す。

第四章 罰 則

第二百五十一條 其の意圖を以てして會社に不利益を被らしむる行爲(第三百十二條)、

- (一) 取締役若しくは監査役員又は清算人其の意圖を以てして *absichtlich* 會社の不利益となる行爲を爲したるときは、輕懲役を以て罰し、同時に罰金を科す。
 - (二) 同時に公權の褫奪を言渡すことを得。
 - (三) 減輕すべき情狀を存する時は、罰金のみを言渡すことを得。
- 第二百五十二條 虚偽の開示(第三百十三條)、
- (一) 左の場合には輕懲役を以て罰し、同時に罰金を科す。

(1) 發起人若しくは取締役又は監査役員商業登記簿に會社を登記するの目的を以て、資本の引受又は拂込株券の發行價額又は第九條に規定したる確定事項に關して、認識と欲求を以て *irreflexiv* 虚偽若しくは不完全の開示を爲したるとき、

(2) 前號に掲げたる事實に關して、認識と欲求を以て第三十二條第三號に記載したる株式の公告に於て、虚偽又は不完全の開示を爲したる者、

(3) 取締役又は監査役員資本の増加を商業登記簿に登記するの目的を以て、從來の資本の拂込又は増加したる資本の引受若しくは拂込に關して、又は株券の發行價額に關して、又は第四百四十七條に記載したる確定事項に關して、認識と欲求を以て虚偽若しくは不完全の開示を爲したるとき、

(4) 取締役条件付の資本の増加を登記するの目的を以て、条件付の資本の増加の目的の達成に關し、又は引受株に對して提供すべき對價の完全なる豫先給付に關して、認識と欲求を以て、虚偽若しくは不完全の開示を爲したるとき、

(二) 同時に公權の褫奪を言渡すことを得。

(三) 減輕すべき情狀を存するときは、罰金のみ處す。

第二百五十三條 不實の説明、株券發行の禁止違反(第三百十四條)、

(一) 取締役若しくは監査役員又は清算人認識と欲求を以て、左の行爲を爲したるときは、一年以下の輕懲

役を以て罰し、同時に罰金を科す。

(1)、其の説明に於て、会社の財産状態に關する其の所見中に於て、検査役に與へたる報告中に於て、又は株主總會に於て爲したる演述中に於て、会社の諸般の關係の現状を不實に説明し、又は不實に之を隠蔽したるとき、

(2)、一部拂込（第二條第二項）の額を記載せざる記名式株券を發行したるとき、又は券面額の全額の拂込なき株券若は額面以上の發行の場合にあつては發行價額の全額の拂込あるに先だちて無記名式の株券を發行したるとき、

(3)、商業登記簿に會社の登記せらるゝに先だち、又は條件付の資本増加の場合にあつては、條件付の資本増加に關する決議の商業登記簿に登記せらるゝに先だちて、株券又は假株券を發行したるとき、

(4)、別段の資本増加の場合に於ては、其の商業登記簿に登記せらるゝに先だちて、株券又は假株券を發行したるとき。

(二)、本條第一號の場合に於ては、同時に公權の褫奪を言渡すことを得。

(三)、減輕すべき情狀を存するときは、罰金のみに處す。

第二百五十四條 監査役の欠缺、和解若は破産の申立の懈怠（第三百十五條）、

(一)、左に記載したる者は、三ヶ月以下の輕懲役を以て罰し、同時に罰金を科す。

(1)、取締役員又は清算人竝に監査役員會社をして三ヶ月以上監査役を欠缺せしめたる時、又は第七十四條第一項に依り必要なる員數の監査役員を欠缺せしめたる時、

(2)、取締役員第七十一條第二項の規定に反して、破産若は裁判上の和解手續の開始を求むる申立を懈りたる時、

(3)、清算人第八十五條第二項の規定に反して、破産の開始を求むる申立を懈りたる時、

(二)、減輕すべき情狀を存するときは、罰金のみに處す。

(三)、本人の責任にあらざりて監査役の選任若は補充、又は手續開始の申立を懈りたることの確認されたる者は、之を罰せず。

第二百五十五條 供託證書の偽造若は變造（第三百十六條）、

株券又は假株券の供託に關して、株主總會に於ける議決權を證明するの用を爲すべき證明書を、認識と欲求を以て偽造し、又は之を變造し、又はかくの如き證明書の偽造若は變造なるを知り乍ら、議決權を行使する爲に之を使用したる者は、一年以下の輕懲役を以て罰し、同時に罰金に處す。其の外公權の褫奪を言渡すことを得。減輕すべき情狀を有するときは、罰金のみに處す。

第二百五十六條 議決權の買収（第三百十七條）、

(一)、株主總會に於ける議決に際し或る意向を以て議決を爲すこと、又は株主總會に於ける議決に加はら

あることに對し、特別の利益を提供せしめ、若は約束せしめたる者は、罰金又は一年以下の輕懲役を以て罰す。

(二)、人が株主總會に於ける議決に際し、或る意向に於て議決すること、又は株主總會に於ける議決に關與せざることに對して、特別の利益を提供し若は約束したる者の罰亦前項に同じ。

第二百五十七條 他人の株式の濫用(第三百十八條)、

自己が代理權を有せざる他人の株式を、此の他人の承諾を受くることなくして、株主總會に於ける議決權の行使の爲、又は第八十六條、第八十七條、第三三條、第一百十九條、第二百二十七條、第二百二十九條、第三百二十二條、第三百三十六條、第八十二條、第九十一條、第二百十八條に記載したる權利の一を行使する爲に利用したる者は、輕懲役を以て罰す。報酬を與へて他人の株式を借受け、之について前記の權利の一を行使したる者、竝に株式を貸與することに依つて認識と欲求を以て之に加功したる者の罰亦同じ。

第二百五十八條 黙秘の義務の違反、

信託會社の検査役若は使用人として、本法の課したる黙秘の義務に違反したる者、又は其の任務を履行するに當つて承知したる取引上若は經營上の秘密を妄りに利用したる者は、一年以下の輕懲役又は罰金を以て罰す。

第二百五十九條 秩序罰(第三百十九條)、

(一)、第七十一條第一項、第七十九條第一項、第九十九條第二項、第二百二十六條第一項、第三百一十一條第一項、第二項、第三百三十九條第四項、第六十六條第三項、第八十六條、第八十九條第二項に掲げたる規定を遵守せしむる爲、第十九條に記載したる裁判所は、秩序罰を以て取締役員又は清算人を督勵すべし。秩序罰の多額は、商法第十四條第二段に依つて定まる。

(二)、第十九條第一項、第四百十五條第一項、第四百四十八條第一項、第五百二十二條第一項、第二百十六條第一項、第二百十九條第四項に規定したる商業登記の爲の届出に關しては、商法第十四條に依る秩序罰を課せず。

第二百六十條 株式合資會社の無限責任社員の可罰性、
取締役員に關する本章の規定は、株式合資會社の無限責任社員にも之を適用す。

株式會社及び株式合資會社法施行法草案

第一條 株式會社及び株式合資會社法の施行、

- (一)、株式會社及び株式合資會社法は、本法と同時に、……年……月……日を以て之を施行す。
- (二)、國政府は、株式會社及び株式合資會社法第十八條乃至第二百二十四條及び第二百二十九條第一項第一

段の規定の施行せらるゝ時期を定む。此の時期までは、從來の法文に於ける商法第二百六十六條第一項の規定は、株式會社及び株式合資會社法第二百二十九條第一項第一段の規定に代つて、引續き其の效力を保有す。株式會社法及び株式合資會社法第十八條及び第三百十條中に於て、本條第一段に列擧せる規定を援用せる限りは、是等の規定は本條第一項に記載したる時期に既に施行せられたるものと看做す。

第二條 商法の之に相當する規定の廢止、

(一) 前條第一項に記載したる時期を以て、一八九七年五月十日の商法第二編第三章及び第四章の規定を廢止す。

(二) 前項に記載したる規定を改正する爲に制定せられたる規定についても亦同じ。

第三條 國法及び邦法に於ける援用、

國法又は邦法に於て、商法第二編第三章及び第四章の規定を援用せる限りは、株式會社法及び株式合資會社法の之に相當する規定が之に代る。

第四條 命令の廢止、

株式に對する拂込輕減の爲の一九一七年五月二十四日の告示は、第一條第一項に記載したる日を以て之を廢止す。

第五條 經營協議會法に基く株式會社法の特別規定の維持、

經營貸借對照表 Betriebsbilanz 及び經營損益計算書 Betriebsgewinn- und Verlustrechnung (譯者註) に関する一九二一年二月五日の法律、及び經營協議員 Betriebsratsmitglieder を監查役中に加ふるの件に関する一九二二年二月十五日の法律、竝に此の法律に關して制定したる一九二二年三月二十三日の選舉規程の規定の效力を妨ぐることなし。

(譯者註) 一九二〇年二月四日の經營協議會法第七十二條に依れば、企業者に於て商業帳簿を備へ置くべき義務を負ふ經營 Betrieb であつて、當時三百人以上の被傭者 Arbeitnehmer 又は五十人以上の使用人 Angestellte が經營内に於て従業するものにあつては、經營協議員 Betriebsratte は毎年、此の點につき制定せらるべき法律の定むる所に従つて、當該營業年度の經過後六ヶ月内に、經過したる營業年度の經營貸借對照表及び經營損益計算書を經營委員會 Betriebsausschuss に、經營委員會の設けなき場合に於ては經營協議員に閱覽の爲に提出し、是が説明を爲さんことを請求することが出来る。而して經營貸借對照表及び經營損益計算書に関する一九二一年二月五日の法律第一條に依れば、此の經營貸借對照表は、當該の企業について適用のある貸借對照表に關する法定の原則に従つて、企業の資産及び負債の状態を明かにし、それ丈で、且他の書類とは無關係に此の企業の財産状態を判斷することを得しめなければならない。

第六條 金馬克貸借對照表の作成に關する命令の維持、

(一) 本條第二項に依り別段の結果を生ぜざる以上は、金馬克貸借對照表の作成に關する命令 (Goldbilanzverordnung (譯者註)、及び此の命令の補充若は施行の爲に制定したる法令、及び普通の行政規定の規定は、其の效力を妨ぐることなし。

(二) 一九二三年十二月二十八日の金馬克貸借對照表の作成に關する命令第十七條第二項の規定は、第一條第一項に記載したる日を以て之を廢止す。

(譯者註) 一九二三年十二月二十八日の金馬克貸借對照表の作成に關する命令第一條に依れば、商業帳簿を備へ置くの義務を負ふ商人は、一九二四年一月一日以後は、金馬克を以て財産目錄並に貸借對照表を作成することを必要とし、米國のドル貨の四十二分の十を以て此の金馬克の同價とすることになつてゐる。

第七條 登記官吏の代當責任

登記官吏故意又は重大なる過失に因り、株式會社及び株式合資會社法の規定に基き、自己の擔任に屬する職務上の義務に違反したるときは、國家に對し民法第八百三十九條に規定したる責任に該る。民法第八百五十二條第一項に規定したる三年の時効は、國家が被害者に對する國家の賠償の義務を承認したる時、又は國家に對する賠償の義務の確定したる時より進行を開始す。

第八條 追加設立に關する規定の遡及效

株式會社及び株式合資會社法第三十六條第七項の規定は、同法の施行以前に締結せられたる契約にも之を適用す。

第九條 貯藏株 *Vorratsaktien* の消却

(一) 株式會社及び株式合資會社法の施行以前に發行せられたる株券にして、株主が發起人若しは申込人として會社の計算に於て引受けたるものは、本法の施行後一年の期間内に出資全額の拂込ありたるにあ

らざる以上は、此の期間内に消却すべし。

(二) 消却についての株主の同意は必要ならず。株式會社及び株式合資會社法第五十七條、第六十七條、第六十八條の規定は、此の消却には適用せず。

(三) 取締役は、商業登記簿に登記する爲、消却を届出づるを要す。

(四) 第三者に株式に對する褫奪すべからざる引受權又は轉換權を與へたるときは、本條第一項の規定を適用せず。

第十條

前條の規定に反して消却が行はれざるときは、株式會社及び株式合資會社法第四十一條の規定を適用す。

第十一條 全額拂込まざる議決權に關する規定の遡及效

株式會社及び株式合資會社法第九十三條第二項、第三項の規定は、其の施行の當時未だ全額の拂込なかりし株式に之を適用す。

第十二條 許可を與ふる官署の權限の擴張

(一) 或る株式會社又は株式合資會社の有價證券が、内國市場に於ける取引所の取引を許可せられたる場合に於て、此の株式會社又は株式合資會社が、株式會社及び株式合資會社法の施行以前に、議決權株

Stimmrechtlosigkeit (同法第九十四條第一項)を發行したるときは、此の株式會社の取締役、又は其の株式合資會社たる場合に於ては、此の會社の無限責任社員は、同法の施行後三ヶ月の期間内に、此の會社の有價證券の取引所取引を許可したる各許可官署に、議決權株の存在を通知するの義務を負ふ。

(二)、此の通知は、株金額と各個の優先株に歸屬する議決權の數、並に通常株と議決權株の總議決權數に關する申述を掲ぐるを要す。

(三)、此の通知が行はれざるときは、會社の有價證券の取引所取引を許可したる許可官署は、此の會社の有價證券の取引所取引を除外するの權を有す。

第十三條 無記名の議決權株を記名株に書換ふる件、

(一)、株式會社及び株式合資會社法の施行の當時無記名なりし議決權株は、同法の施行後一年の期間内に記名株に書換ふべし。此の期間中は、議決權の點に於ける優先權の行使は、株式が豫め記名株に書換へられ居たる場合に限り、之を許す。此の期間中書換を爲さざるときは、此の議決權株は法律上當然に議決權の點に於ける優先權を行使するの權利を失ふ。

(二)、書換は此の會社の取締役に依つて、之を爲すことを得。

(三)、書換ありたる後は、議決權株を讓渡するには、會社の同意を必要とす。

第十四條 舊議決權株の消却、

株式會社及び株式合資會社法第九十六條の規定は、同法の施行後三年を經過したるときは、株式の消却又は議決權の點に於ける優先權の制限を爲し得ることとして、其の施行の當時既に發行せられ居たる議決權株に之を適用す。同法第九十六條第六項の規定は、其の效力を妨ぐることなし。

第十五條 營業上の損益共通契約其他に關する規定の遡及效。

株式會社及び株式合資會社法第九十五條第三項の規定は、其の施行以前に有效に締結せられたる契約の廢止、又は其の内容の變更にも之を適用す。此の場合には、株主總會の決議には、第九十五條第四項の規定を適用す。

第十六條 商法の改正。

商法第十五條第三項(譯者註)に於て、「登記」と云ふ語辭の前に、「株式會社及び株式合資會社法第二十九條第一項第一段を除外して」と云ふ字句を挿入す。

(譯者註)商法第十五條の規定は左の通りである。

商業登記簿に登記すべき事實の登記及び公告なき間は、此の事實は登記すべかりし事項の本人に於て、第三者に對抗することを得ざるも、此の事實が此の第三者に知れ居たる場合は、此の限りにあらずとす。(第二項)此の事實の登記及び公告ありたるときは、第三者は此の事實を認むることを必要とするも、第三者が此の事實を知らず、且知ることを必要としたるにあらざる場合は、此の限にあらざとす。(第三項)商業登記簿に登記せられたる支店との營業上の取引については、本條の規定の趣意に於ては、支店の裁判所に依る登記及び公告を以て標準とす。

第十七條 有限責任會社法の改正、

有限責任會社法は、左の如く之を改正し、加補す。

(1)、第十七條第六項に次の一段を追加す。

株式會社及び株式合資會社法第二百三十七條第四項の、組織變更を目的とする社員持分の分割に關する規定は、其の效力を妨ぐることなし。

(2)、第八十條及び第八十一條を削除す。

第十八條 非訟事件手續法の改正。

非訟事件手續法は、左の如く改正し、加補す。

(1)、第四百四十四條に於て、第一項と第二項との間に、新に第二項として左の一項を挿入し、從來の第二項を第三項とす。

第一項第一段に依る抹消は、會社を商業登記簿に登記してより五年の期間内に限り、之を許す。

(2)、第四百四十四條の新に第三項となりたる從來の第二項に於て、「公の利益の爲に設けたる規定にして、關係者に於て其の遵守を斷念することを得ざるか、又は其他株式會社の性質と相容れざるものに違反したるとき」の字句を追加す。

(3)、第四百四十四條の從來の第三項を第四項とし、「第一項及び第二項の場合に於て」の字句に代ふるに、「第一項及び第三項の場合に於て」の字句を以てす。

(條文完)

一九三〇年獨逸國株式會社及び株式合資

會社法草案説明書

緒 論

今日株式會社法の改正は、歐洲の殆どすべての國に於て行はれて居るのであつて、其の既に新法を公布して居るものに、オランダ、イギリス、ポーランド、リヒテンシュタイン及びリトアニアの諸國があり、草案を發表して居るものに、スウキス、イタリー、スペイン及びハンガリーの諸國があり、フランスは株式會社法中の重要な問題を特別法を以て解決し、チェッコスロウアキヤと我が獨逸國とは、株式會社法の全般に互る改正を準備中であると云ふ有様である。

之を大體の上から觀察すると、以上に述べた株式會社法改正の運動には、共通な、若は少くとも其の本質に於て一致した原動力がある。此の原動力たるや獨り、戰爭中到る所に見受けられたやうに、法律の設けた制限を蹂躪して顧みない、株式會社の横暴を制止しやうと云ふ點に存するばかりでなく、原因は更に深い所に存する。即ち先づ第一に資金調達の様式が變つて來たこと、經濟機構の變化したること、法律的に

孤立した各個獨立の企業を解散して、新に之を合同する風が盛んであることなどの爲に、經濟生活が一變して了つたのを以て、其の原因と見ることが出来る。其の内最後の企業の合同は、最初は誠に亂雜な、秩序のないものであつたが、漸時に一定の計畫に従ふ集中と、合理的な共同經濟 (Gemeinwirtschaft) の形を具へつゝある。

次に社會の階級的秩序の革まつた結果として、共同意思 (Gemeinschaftswille) をどう形成するかの問題が、經濟上の企業にとつても、利害の重心となるに至つたのも、亦株式會社法改正の運動の盛んとなつた原因の一つである。

かくの如き經濟上、社會上の激動は、恐ろしく偉大な力を以て、今日では既に時世後れとなつて了つた、平穩な、單純な、昔乍らの關係を規律することを目的とする法規をば、全く置き去りにして進んで了つたのである。こゝに於てか、生活の秩序としての法は、今や新しい生活形式に適應すべく、努力しつゝある。是は歐洲の殆んどすべての國について云ひ得ることであつて、更生の爲め苦闘の渦中に在る法が新しいと古いとは一向關係がない。即ち一九一七年に至つて初めて新株式會社法を制定した所のイギリスですらも、早くも斯法改正の必要を痛感しつゝあるが如きは、誠に意味の深い現象であると謂はなければならぬ。

併し乍ら各國がそれ／＼其の國情を異にするに従つて、株式會社法改正の衝動が、彼にあつては經濟上の側面に強く、之にあつては社會的の一面に急なるものゝあるのは、おのづからなる勢である。我が獨逸國の如きは、現在社會的方面の刺戟が重きを爲しつゝある。否、我が獨逸に於ては、若し關係者が、會社内部に於ける支配權爭奪の争に、甚しく夢中にならないとすれば、急激な株式會社法改正の問題は、恐らく殆ど存するものではあるまいとも云ひ得やう。加之現存の法規に對してする批評も、必ずしも一八八四年の株式會社法改正法に基いて一八九七年の商法典中で制定した儘の株式會社法に、指向せらるゝものではないのである。即ち我が獨逸に於て、經濟上の發達の會て豫想だもしなかつた程度の飛躍も、戰爭の結果としての痛烈な敗衄も、經濟復興の爲の遅々たる粘り強い努力も、何れも從來常に昔乍らの形態を保有する、商法典の法規の下に行はれて來たことを念頭に置いて考へるならば、獨逸のすべての商法學者の所見に同じで、世界でも優秀な立法例として遍く認められて居る我が獨逸商法が時世の變遷に順應するの能力を持つて居るお蔭で、其の内容が人知れぬ中に變化して來て了つて居るのだと、論決するの外はあるまい。此の變化は、とりわけ二つの點に於て明かなるものがある。其の一つは、企業は獨り關係國民各個の利益を追求する爲の形式である計りでなく、それ自體一個の特殊な法益 (Rechtsgut) であり、特別の任務を有する施設 (Einrichtung) であつて、之を保護し、助長するの必要が、よしんば株主の特別の利益と相容れない場合にあつても、國家は之を保護し、助長することを見合はせる譯には行かないものであるといふ法律思想が、純然たる個人主義的見解に取つて代つたことである。是と同時にハッキリと判るのは、株式會

社の内部に於ける支配關係の變動であつて、是は一つは現代に於ける集中的傾向の一つの結果であり、一つは會社の理事の任に當る者の運動の自由をより大ならしめやうとする、欲求に由來するものに外ならぬ。即ち企業の發展を、變動恒なき多數株主の意向とは、出來る丈無關係ならしめやうと云ふ目的に添はんが爲には、株主總會並に各個の株主の權力を殺ぐの外はなかつたのである。かくて我が獨逸の株式會社の發達した結果、各個の株主の法律上の地位につき從來行はれて居た見解を、隨分と拋棄することを餘儀なくされるに至つたのは争ふべからざる事實であると共に、此の發展の結果に依れば、各個の株主は云ふに足る丈の資本を出捐せず、*ohne neuwertigen Kapitalaufwand* また資本の危険を伴ふこともなく *ohne Kapitalrisiko* 會社を支配することが出来るものであると云ふことが明確に識認されるやうになつて來た。此の二つの事實こそ獨逸の株式會社法改正の希望の出發點を成すものであつて、此の希望はフランクフルト普通保險會社の破綻のやうな出來事に著しく促進されて、次第に滔天の勢を示すやうになつて來たのである。惟ふにかくの如き改正が必要であり、緊切であることは到底否認することは出來ないが、併しまた他の一面から云へば、一八九七年の法律状態に復歸しやうと云ふのは、それは經濟的發展の自然の法則を誤認し、現代の大經濟組織の基礎を破壊することを意味するものではあるまいか。畢竟大切なことは、我が獨逸國の國民經濟を復興させる爲に、新しい經濟上の形式の健全な發達を遂げるやうな方法を準備すると共に、他の一面に於ては株式會社の内部に於ける、支配權爭奪の爲の避くべからざる争闘を適當

に緩和するの作用を及ぼし、同時に正常な利益の危殆に瀕せしめられるのを防護する爲の豫防手段を強化すると云ふ點にある。此の場合に先づ第一に、少數株主の利益を考慮する必要のあるのは勿論のこと乍ら、只それのみを考慮する譯には行かないのであつて、他人の財産を管理する者は、收支を明細ならしめるの義務を負ふと云ふ、何れの文明國の法規にも熟知されて居る所の普通の法律上の原則は、現代の大企業についても國民全體との關係に於て適用のあることである。蓋し國民の財産のかゝる企業に投資されてゐる額は、實に驚くべきものがあるのであつて、従つて國民は、企業の福祉の許す以上は、其の管理の結果を知悉するにつき國民全體として、切實な正當の利益を持つて居るものだからである。

以上のやうな考慮から出發して、本草案は、企業それ自體の利益も、各個の株主の個人的な利益も、何れも共に保護の必要ありとする、判例に於て發達を遂げた原則を、正當と認めるものである。惟ふに企業の管理が適當であり、各個の株主の着眼が正しくあるならば、實際に於て企業と其の株主との間に、利害の衝突を存することはない譯である。従つて若し立法者にして、企業管理の利益のみに重きを置くことを新株式會社法の方針とし、乃至はまたどうすれば其の時々の株主の最大の利益を、達成することが出来るかと云ふ點のみを立法の目標としやうとするならば、それは立法者としての任務を誤認するものに外なるまい。企業の管理は専ら企業の爲に役立たしめられることを必要とすると共に、株主はまた、現代の株式會社は獨り個人の利益を追求する爲の一形式たるのみに止まらず、其の程度に種々の差等こそあれ、何れ

も國民全般の利益にも役立たしめらるべきものであることを、深く念頭に置かなければならない。本草案は、企業の盛衰が理事の任に當る者の迅速な決断と、敏活な行動に依る所の大なるもの、あるのを看過するものではない。理事者の行動の範圍を餘りに甚だしく制限し、特に其の資金調達の領域に於ける活動を束縛するが如きは、企業の利益と背馳するは勿論、同時にまた株主竝に社會公共の利益とも相容れないものがあるであらう。併し乍ら他人の資本を管理するに當つて其の管理の權限の増大するにつれて、計算を明細にする義務が重くなり、監督を受ける範圍の擴大するのは止むを得ない所である。即ち本草案は、公示の義務 *Offenlegungspflicht* を著しく重からしめるのを以て、信用を回復し、之を鞏固ならしめる所以の條件と認め、株主總會に於て株主の報告を求める權利を強力にし、取締役に於て爲すべき營業報告の報告義務を重からしめ、貸借対照表については出來得る丈明瞭であることを要求し、獨立の立場にある検査役 *Prüfer* をして定期に之を検査せしむべき旨を規定して居ると共に、他の半面に於ては、本草案は、株主權の執行の際に於ける其の濫用に對して、企業を擁護しやうとして居るのである。此の限界に至るまでは、本草案は株主の保護を正常と認めるのであつて、特に獨逸の株式會社制度の經濟的勃興の風雲に乗じて、近年屢々繰返されたやうな幾多の弊害を除去することには、わけても深く意を用ひて居るのである。即ち多數の意思を矯めるの弊を除く爲の有力な手段として、本草案は貯藏株 *Vorratsaktion* を廢止すると共に、同じ理由から議決權株 *Stimmrechtaktie* の利用を著しく制限し、其の消却を容易ならしめた外、株主

總會の權限を擴張して、若干の重要な事項は其の認許を受けなければならぬこととした。また優先權の除外を複雑にし、現行法上存在して居る少數株主權の若干者を改善し、新に幾つかの少數株主權 *Minoritätsrechte* を認めることにした。

資金調達の方法に關しては、本草案は、從來行はれて居た方法を更に擴張するの必要ありと認め、諸外國の株式會社法を比較して、外國の立法例中から我が國の改正の提案を採つた。現在特に合同 *Fusion* や組織變更の領域で、集中の過程を妨げる障礙を一掃しやうと云ふのである。

以上に述べたやうな本草案の主たる任務に較ぶれば、制定後年月の経過と共に其の價值を失つて了つて、今日では到底是認することの出來ない困難や煩累としか感ぜられない、會社法中の若干規定を廢止するが如きは、單なる從屬的の意義をしか持たない需要を充す丈のことに過ぎないのである。

以上の要求は、苟も立法者にして問題たる利益を、自分の本分に從つて考量するならば、當然自分に課せなければならぬ要件であるが、此の要件は株式會社法の全般に互る改正の骨組内に於てするのでなければ、満足に遂げることは出來ないのであつて、個々の問題を一々孤立的に改正するの不可能であることは、國政府が屢次の機會に度々聲明した通りである。我が獨逸の輿論が、次第に壓倒的の多數を以て此の見解を信奉するに至つたことを、確認し得られるのは誠に満足とする所である。實際の所、株式會社法の問題を取扱ふ上に深く想を致すにつれて、此の法律を有機的に改正することをしないで、多少にせよ氣紛

れな調子を持つた非組織的な、つぎはぎ細工を試みやうとするが如きは、獨り學問的に謬つたことである計りでなく、經濟上の必要に應ずる立法の立場から云つても、有害であることを痛感しないでは居られない。株式會社立法の機構は、此の法律の適用さるべき經濟上の出來事を編み合せることに依つて定まる。現代の株式會社は云はゞ一個の聯動機のやうなもので、其の中の或る部分を取り外せば、従つてまた必然的に經濟組織に重大な害を及ぼさずには居ないのである。

本草案が株式會社法に其の改正の領域上で従來行はれた思索を、すべて深く斟酌して居るのは勿論のことである。由來株式會社法の改正は、一九二六年ケルンに開かれた第三十四回獨逸法曹大會の決議に係る委員會の設置に依つて、纏つた形を執るに至つたものであつて、此の委員會は一九二八年秋に其の提案を公にしたのであるが、國議會の改正工作も、法曹大會の工作と兩々相並んで行はれ、改正上の極く重要な問題を組織的に編輯彙纂した設問書の編成に依つて、一先づ終りを告げた。此の設問書は經濟界の主なる團體、各新聞紙、並に法律専門の新聞雜誌、職工組合、及び辯護士、公證人、裁判官の職業上の代表機關、各大學の法學部、株式會社法上の問題を特別に研究する團體に呈示されたのである。此の方式に對し懸念を挿んだ者もないではなかつたが、それ等の懸念が全く謂れないものであることが明かとなつた計りでなく、設問書の志した目的は、完全に之を達成することが出來て、比較的短い期間の間に株式會社法の改正に關心を持つ社會各方面の意見を、集中的に、秩序的に纏め上げることが出來たので、適宜是等の意見を深刻に、批評的に評價する上に多大の便益が得られたのである。

株式會社法に關する問題の全部を擧げて、一舉に是を解決し盡すと共に、此の領域に於ける現行法の全般に互つて、之を一層緊密に要約しやうと云ふのも、本草案の期する所であつて、本草案は、此の目的は株式會社法並に之と類似する株式合資會社に關する法律の規定を、商法典の範圍から別除して、株式會社及び株式合資會社に關する單行法の形式に組入れることに依つて、最もよく之を達成することが出来るものと思料するものである。加之かくの如く株式會社法を獨立させることにすると、相連續した條文の順序に於て、従來の法典中に追加規定を組入れる場合に於けるよりも、遙に判り易く、また遙に要領を得易く、新法を展開することが出來ると云ふ利益がある。用語上の點に於ける若干の改正も、かう云ふ風にすれば格別の困難もなく成し遂げることが出來やうと云つたものである。

第一章 株式會社

第一節 株式會社の設立

現行法の株式會社設立に關する規定は、既に充分成績を擧げて居る次第であるから、本草案としては只

之を現代の需要に適應せしめ、二三の點に於て實際上に明かになつた缺點を除く丈に止めることが出来る。

所謂裏人形を表面に押立てることに依つて、發起人の責任に關する規定を潜脱しやうとするのを防ぐ爲、形式上の發起人が蔭に隠れて居る本人の計算に於て株式を引受けた場合に於ては、本人を形式上の發起人と同視することにした(第三十一條第五項、尙ほ第十四條第二項第二號をも参照)。

所謂漸時設立 *Stufenweise* に關する規定は、本草案にはもはや踏襲することをしなかつた。此の規定は獨逸に於ても、はたまた現在まだ之を認めて居る多數の外國に於ても、今日となつては全く其の意義を失つて了つたからである。從來の商法第八十九條を廢止した結果として、株式申込證に關する規定を、資本増加に關する規程中に收めることとし(第四百十九條)、其の他にも、若干の規定を新しい法律状態に適應させる必要があつた。

設立及び資本増加の際に於ける株金額の四分の一、及び額面以上の發行價額は、現金を以て拂込むべしとする要件は、本草案も亦之を墨守したが、拂込の方法に至つては、一九一七年五月二十四日の命令の規定を踏襲し、之を擴張して拂込を容易にし、届出の際拂込まれた金額が「取締役の占有する所である」ことを必要とするの要件は、時世に適しない次第でもあるし、第一不經濟なことなので之を削除することにした。假令一時たりとも募集した財産を利用せずに置くのは、避くべきであつて、債権者を保護する爲

には、拂込まれた金額を取締役の自由な處分に屬せしめる丈で充分である。従つて有限責任會社について既に現存して居る法律状態(有限責任會社法第八條第二項)を、株式會社法についても踏襲する(第二十一條第二項)に懸念を存しない譯である。只第四十三條の禁止の下に屬しない場合に於ても、一度拂込まれた金額の株式引受人に返還されるのを妨止する爲、スウキス政府案第六百三十三條第二項第二號に倣つて、「終局的に」取締役の自由な處分に屬することを必要とするのは、云ふまでもない。

本草案はまた、登記裁判所判事の側からの發議に從つて、從來の届出手續 *Anmelungsverfahren* を、豫備審査手續 *Vorprüfungsverfahren* と届出手續とに區分することを提案した。届出には從來と同様發起人と取締役員及び監査役員の全員の協力を必要とするのであるが、届出それ自體は、登記裁判所が取締役に向つて、豫備審査手續に於て取締役の提出すべき基本資料の適正であることを證明した場合に始めて、之を爲すべきものである。此の新規程は制定法を汎く行はれて居る實際上の慣行に適應させた丈のことで、之に相當する改正は、資本増加のあらゆる形式について、之を規定して居るのである。

設立の經過を審査する場合の登記裁判所の任務は、從來よりも遙に明確に限定することにした。即ち審査は原則として届出の基礎資料の形式的の適否に制限することを必要とし、裁判所が定款の内容に異議を挿むことの出来るのは、定款が、公の利益の爲めに設けてある規定であつて然も關係者に於て遵守を抛棄することを得ないものに違反した場合、又は株式會社の本質と相容れない場合に限られる(第二十條第

一項)。然し届出手續に於ては、現金の拂込の證明に關する第二十一條の特別規定の定むる所に従つて、審査の義務は擴張されて居る。

登記官吏の代當責任は、國家に對する關係に於ては、故意と重大な過失とに制限される（施行法草案第七條）。是はプロシヤ邦法が既に不動産登記官吏について規定してある規律と一致する次第である（不動産登記法プロシヤ邦施行法第八條）。

所謂變態設立 *qualifizierte Gründung* については、現行法は、特別の検査役に依る検査を規定して居るが、現在の所では法律は、検査の結果の芳しくなかつた場合に、登記を拒む丈の根據を登記裁判所に與へては居ないのである。そこで本草案は、検査役が登記に對して懸念を表明した場合には、裁判所は登記を拒むことを得るものとするに依つて、現行法を補充する提案をすることとした（第十七條第一項）。此の裁判所の裁判に對しては發起人は、非訟事件手續法に依り上訴を爲すことが出来る。かくの如く裁判所は新に登記を拒むの權を與へられることになつたのであるが、既に登記を拒むの權を與へた以上は、検査役を任命するに當つて、竝にまた検査役と發起人とが意見を異にするに至つた場合に當つて、獨立の裁判を爲すの權をも裁判所に與へるのが正しいやうに考へられる。（第十四條第三項、第十六條第一項）。併し乍ら此の二つの場合に於ては、豫め商業階級の公の代表機關に諮問するの必要があることになつて居る。而して本草案は検査役として認められる者の範圍に關する第十四條第四項及び第五項の規定、竝に検査役

の責任に關する第十八條の規定を以てして、設立の經過の検査を、以下に於て論ずべき決算の検査について生ずる法律状態と一致させることにした。

所謂現物設立の隱蔽 *verschleierte Sachgründung* の問題についての本草案の提案の目的とする所は、將來出来るだけ脱法行爲を阻止しやうとするに在る。惟ふに創立に關する事項 *Gründungsstatbestand* を隱蔽するに至らしめる重なる誘因は、現行法上追加設立 *Nachgründung*（設立後二年内に於ける特殊の財産引受契約）について、創立事項の報告の提出と、特別の検査役を以てする是が検査の規定されて居ない點に存する。即ち現物設立を企て、居り乍ら、先づ検査を受けなくて済む金銭設立 *Bargründung* の方法に依り、次に是亦検査を受けなくて済む追加設立の方法に依ることになれば、豫期通りの現物設立を遂げる事が出来て、然も設立の經過の検査は之を避け得られるのである。こゝに於てか本草案は、追加設立についても創立事項の報告の提出と検査とを規定し、追加設立契約 *Nachgründungsvertrag* の効力は、從來同様株主總會の同意の外、商業登記簿への登記をも條件とすることに提案した。そして株主總會の成規の同意なく、また商業登記簿への登記も行はれないときは、此の契約を實施するに當つて爲した法律的行爲も、效力を發生しないことになつて居る（第三十六條第一項第二段）。是は現行法の支配の下に生じた疑義を除去する爲に、本草案の明示的に確定した所なのである。其の外本草案は、追加設立契約の効力は、發起人が同じ事項に關して爲した合意が第九條第四項に依り會社に對して效力を有しないことに依つて、

妨げられるものではない旨を規定して居る（第三十六條第七項）。本草案の考は、發起人の胸中に意圖した所のものが實際は現物設立であつたからと云つて、金銭設立はそれが爲に金銭設立としての性質を失ふものではないと云ふ所から出て來て居るのであつて、發起人は其の引受けた金銭出資の給付につき、自分の爲した、取消すことの出来ない申込の意思表示の標準に従つて、會社に對し引續き責任を負ふものである。けれども會社の登記後もはや其の權限を有するに至つた會社の機關が、第三十六條の規定を遵守して、新に債權契約 *schuldrechtlicher Vertrag* を締結するのは一向差支ないのであつて、かくの如き契約は、發起人が會社に持込む心算であつた財産の取得を目的とする場合にあつても、效力を有することを失はない。蓋し此の種の契約を締結するに際し取締役及び監査役に於て責任を負ふことゝなつて居る以上は、新に認められた検査の制度と同様此の場合に會社の債權者に損害の發生するの餘地をなからしめるに足るだけの充分な保證を與へるもので、特に金銭出資の滞納に對する會社の拂込請求權と、賣買に因る債權との相殺は、第五十一條第二段の拋棄を許さない規定に依つて、全然禁せられる所である。而して第三十六條第七項の新規定は、過去にとつても重大な意義を有するものであるのに顧み、施行法草案第八條を以てして、之に遡及效を與へることとした。尙ほ是と關聯して本草案は、商法第二百八條（本草案では第三十七條）の規定の法文を改正して、苟も追加設立の行はれた場合には、取締役及び監査役の責任が加重されると云ふことを、法文上に確定しやうとしたのである。

株式會社設立無効の問題に關しては、本草案は、商法第三百九條（本草案では第九十一條）に規律されて居る場合を擴張すべしとする案には、聽従すべからざるものと考へる。具體の場合に於ける裁判は、之を判例に留保することが出来るからである。之に反し株式會社の設立無効の主張に、期間の制限を設けるのは、取引の安定を計る利益上必要であると考へた。此の除外期間として本草案の提案したのは、五年である（第九十一條第二項）。登記裁判所の抹消手續についても、同じ事が云ひ得られやう（施行法草案第十八條）。

支店に關する規定については、本草案は之を汎く現代の需要に適應せしめることにすると同時に、現行法の示して居る二三の缺陷（例へば支店の所在地の變更に關して）を、補正しやうとして居るものである。先づ第一に商法第十三條は、すべての事項の届出、登記及び公告を反覆するの必要ありとして居るのであるが、其の不適當であることが判明したので、是からは只、本店の裁判所に届出る丈で充分と云ふことにしやうと云ふのである。即ち本店の裁判所は登記と其の公告とを支店の裁判所に通知し、支店の裁判所は更めて之を審査することをしないで、直ちに此の登記を自己の商業登記簿に引繼いで登載し、支店の立場から見ても其の必要を存する程度に於てのみ、之を公告するのである（第二十六條）。支店の新設の届出（第二十五條）及び國內での移轉（第三十條）についても、亦同じ原則の適用がある。けれども支店の關係のみに關する登記については、商法典の一般の規定を其儘適用する（第二十七條）。そして外國に所

在地を有する會社の支店の届出は、從來の商法第二百一條第四項の規定に倚據する、本草案第二十八條の特別規定の適用を受けるのである。

最後に本草案は、外國の株式會社の認許と、公の福祉に基く株式會社の解散の問題を規律するには、特別の國法の規定を以てするのを適當として居るものである。

第二節 株式會社の組織

株式會社の理事機關を取締役と監査役とに二分するのは、從來充分成績を擧げて居る原則なので、本草案も亦之を墨守することにした。實際此の規律からは、別に不都合は生じなかつたのである。

先づ取締役について云へば、こゝでも現行法の規律は原則として維持することが出来るのであつて、本草案は只、取締役は三ヶ月以内の間隔を隔て、定時に監査役に、業務の経過と企業の状態とを、口頭若は書面で報告し、その他重要な事由があつた場合にも、かくの如き報告を爲すの義務を負ふものとするに依つて、此の規律を補完して居る丈のことである（第七十條）。

監査役に關する規律を改正するに當つては、本草案は先づ、商法第二百四十六條第一項の現行法文を以て、實際上遂行することの出来ない監督の義務を、監査役に課するものであるとする見解を斟酌して居

る。今獨立の地位にある専門家をして決算を検査せしめることとする以上は、是と關聯して監査役の任務の範圍を制限しても格別懸念の必要もあるまいし、監督は「管理のすべての部門」に互ることを必要とする云ふやうな要件は、兎に角之を削除することが出来るのである。とは云ふものゝ會社の機關としての監査役は、執行に關する全般的な監督權を掌握して居ることを要すると云ふ原則は、少しも變更する必要はないのであつて、此の意味に於て本草案は、監査役の統制の義務を書き改めて、第七十九條第一項に、監査役は「業務の執行を監督するを要する」ものとし、更に同條第三項に於ては、當該營業年度の會社の業務執行の検査は、如何なる期間の間隔を以て、如何なる方法に於て、且如何なる實質上の範圍に互つて行はれたか、此の検査の最後の結果から見て、果して異議の原因が見付かつたかどうかについての報告を爲すことを、監査役の義務として居るのである。加之本草案は、從來の商法第二百四十六條の規律を改正するのと關聯して、獨り綜合的の機關としての監査役のみに止まらず、各監査役員も亦監督權を有するものであるとする考を汎く貫徹して居る（第七十九條第二項參照）。從來監査役員が求償の訴に對して不知の抗辯を援用すると云ふことは、實際上決して稀ではなかつたのであるが、將來はかゝる弊風を防止しやうと云ふのである。

商法第二百四十八條第二項の從來の規定は、本草案には之を踏襲することをしなかつた。蓋し今日の狀勢の下に於ては、責任を解除せらるゝに先だつて或る取締役員の監査役に選任さるゝのを禁止すべき、法

律政策上の必要を識認し難いからである。

従來の商法第二百四十三條（本草案では第七十四條）の規定を補完するに當つては、定款を以て監査役につき比例代表の方式に依る代表選出の權を認められた場合には、之を許す旨を積極的の規定を以てして明確にし、同時にそれよりも更に一步を進めて、會社の爲に少數株主に監査役員選出の權利を與へるの道を開き、そして此の選出には特別の選舉を必要としないことを明かにした（第七十四條第五項と第一項とを照合せられたい）。是はとりわけ、資本上株式會社に關與する公法上の團體に監査役選舉に關する特別の合意なくして、有力な干渉を及ぼす手懸りを與へんが爲である。

監査役選舉の際に於ける得票同數の場合については、現行法には特別の規律はなかつたので、本草案はこゝに補完の必要を認めて、第七十五條に、かくの如き場合には取締役又は少數株主の申立に依り、裁判所に於て監査役を任命し、又は之を補充することを得るものと規定した。

更に本草案は、個々の監査役員に與ふるに、獨立して監査役會を招集するの權を以てせんことを提案して居る（第七十七條）。此の規律は、幾分有限責任會社法第五十條に倚據するものである。

本草案第八十三條の新規定は、取締役にも監査役にも共通なのであつて、實際上に於て理事員に信用を提供するに當つて生ずる二三の弊害を、豫防しやうとするものである。即ち將來は消費貸借の貸付並に各種の貸出及び前借は、監査役の明示的の承認がなければ之を許すことは出來ない。而して此の承認を與へ

る監査役會の決議には、消費貸借の利息並に償還に關する定めを、掲げることが必要とするのである。

（第七十二條第三項第七號をも参照）。

取締役員及び監査役員に對する損害賠償請求權の主張の問題に關する本草案の改正案（商法第二百六十八條乃至二百七十條、本草案では第三百三十二條乃至第三百三十四條）は、現在の法律狀態の下に於て、かくの如き求償の妨をする困難を一掃するか、又は少くとも之を緩和することを目的とするものである。此の場合に先づ第一に必要と考へられるのは、擔保の供與に關する規定（商法第二百六十九條第三項）の改正である。蓋し被告が、原告の訴の提起を全然不可能ならしめる程度の擔保を供することを、請求することも稀ではないからである。そこで本草案は、第三十三條第三項の提案を以てして、此の間に生ずる不都合を防止しやうと試みたのであつて、之に依れば將來は、被告が第三百三十三條第五項の特別規定に基き、又は少數を成す株主若は其の中の若干者に對して、自己が損害賠償請求權を有すること、又は自己の爲に損害賠償請求權を生ずることあるべきことを疏明しない以上は、少數株主に向て擔保を立てることを請求し得ないこととなるのである。此の改正は、最近の判例に於て、取消の訴の際に於ける擔保提供の問題について、大審院の執つた態度に倚據するものであるが（第二百二十九條第六項第二段及び第三百三十九條第三項の場合に於ける、同じ改正規律をも参照せられたい）株券供託の義務についても本草案の規定は、現行法に比較して著しく緩和されて居る。即ち従來は、訴訟の期間中を通じて株券を供託することを必要とした

のであるが、第三百三十三條第二項に依れば受訴裁判所は、供託された株券をもつと早く還付し得ることになつて居る。そして具體的の場合に於ける此の規定の運用は、裁判所の本分に從つての裁量に一任されてあるのである。最後に商法第二百六十八條第一項（本草案では第三百三十二條）について本草案の提案に係る補完案も亦、償還請求の訴を提起するのを容易ならしめることを意味するものであつて、訴の目的を成す取締役若しくは監査役の過誤 *Verfehlung* が、既に検査委員 *Prüfungskommission* の報告中に於て確認された場合には、通常の場合に於けるが如く資本の百分の十ではなくて、單にその百分の五を成すに止まる少數株主と雖、損害賠償請求權の主張を請求することが出来るのである。

第三節 株主總會と議決權

曩に緒論の所で述べて置いたやうに、本草案の旨とするところは、株式會社の内部に於ける特別利益 *Sonderinteresse* が、如何なる方向から、如何なる方向に向つて主張されやうとも、かゝる特別利益の爲めを計る偏頗な態度を、一切避けることに汎く努めるに在るのであるが、此の事はわけても從來から争のあつた、議決權株 *Stimmrechtsaktie* の問題に關する本草案の提案について、云ひ得られる所である。本草案は現行法と共に原則として、此の種の株式を發行（従つてまた之を保有）することを許して居るのであるが（第九十四條第一項）、此の場合に本草案の指導精神は、外國の資本の勢力が獨逸の經濟界を壓倒する

危険に具へて、防衛の手段を講ずるの必要があるものと見て居ること、竝に議決權株は整理の場合に於ても、全然之を缺くことは出来ないものと解することの二點に存すると共に、他の半面に於ては本草案は、多數の意思の矯められるのに對して株主を保護する爲に、議決權株の濫用に對する有效な豫防の處置を講じて居るのである。

此の問題を解決するに當つて、本草案の爲に方針を與へてくれたものは、大審院の判例である。即ち大審院は最近の原則的裁判に於て、議決權上の多數 *Stimmmehrheit* と資本上の多數 *Kapitalmehrheit* との區別を明快に論斷し、同時に法令又は定款を以て定めてある資本の數を計算するに當つては、議決權株の議決權の増大と云ふことは斟酌しないで差支ない旨を、初めて明かに判示し、議決權は其の程度に於て考量すべきであつて、計算すべきではない *die Stimmen seien insoweit zu wägen, nicht zu zählen* と喝破した。かくの如くにして大審院は、資本上の多數を計算するに當つても議決權株は、其の議決權に相當する高い評價を受くべきであると云ふ、一部學者の主張して居る異説を論駁したのである。惟ふに此の判例の意義は、株主總會に於て決議を爲すに當つて、議決權の外に株主の資本への關與の程度も、重きを爲すであらう所の一切の場合を、明確に限定するの點に存する。本草案は此の裁判に左袒して、其の内容を包容するとともに、百尺竿頭更に一步を進めて左の如き處置を提案して居る。

先づ第一に第九十二條第一項の多數決の原則の例外として、本草案が特別の意義を有する決議について

新たに規定した場合については、汎く「決議に際し代表せられる資本」に着眼することにした。即ち此の場合にあつては株主の保護は、獨り決議について一般的に複雑な多数決を規定されて居る點に存するのみに止まらず、寧ろ議決権株の優先議決権 *Vorzugsstimmrecht* は、此の所に認められることとなつた資本上の多数の計算の場合にあつては、之を斟酌することを得ないこととなつて居る爲に、更に一層手厚く有効になつて來て居るのである。議決権株の優先議決権は、通常の議決権上の多数を計算する場合に限り認められるのであつて、此の通常の議決権上の多数は資本上の多数を計算する場合に於ても、原則として（例外は第九十六條第三項）資本上の多数と相並んで有効な決議の成立する爲に必要とする處である。特に重要な例としてこゝで擧ぐべきは、現行法上に既に規定されて居る第三十六條第四項（從來の商法第二百七條第三項）、第四百四十三條第二項（從來の商法第二百七十五條第二項）、第六十七條第一項（從來の商法第二百八十八條第一項）、第二百二十四條第一項（從來の商法第三百三條第一項）の外、左の新しい事實を擧げることが出来る。

- (一)、株式會社の資金調達の領域に屬するもの、
 - (a)、條件付の資本の増加に關する決議。第五百五十八條第一項、
 - (b)、承認済の資本 *Genehmigtes Kapital* に關する決議。第七十一條第三項、
 - (c)、株式に轉換し得る社債 *Wandelschuldverschreibungen* 及び利益配當付社債 *Gewinnschuldverschrei-*

bungen の發行に關する決議。第九十四條第一項、

- (d)、享益證券 *Genußschein* の發行に關する決議。第九十四條第二項、
- (二)、未だ全額の拂込を爲さざる現存の株式又は新に發行すべき株式に議決権を付與するの件に關する決議。第九十三條第三項（施行法草案第十一條參照）、
- (三)、現存せる株式又は新に發行すべき株式に優先議決権を付與するの件に關する決議。第九十四條第二項、
- (四)、株式引受權の除外に關する決議。第五十條第三項、
- (五)、解散したる會社の存続に關する決議。第九十條第一項第二段、
- (六)、資本會社の合併及び組織の變更の領域に於ては、第二百十二條第二項、第二百三十二條第二項、
- (七)、營業上の損益共通契約及び之に類似のコンツェルン契約の締結、廢止及び内容の變更に關する決議。第九十五條第四項。

されば是等の場合に於ては、大審院が資本上の多数の觀念に與へた解釋に依れば、有效なる決議の成立する爲には、すべて二重の多数を必要とする譯である。即ち先づ第一に四分の三以上の資本上の多数を必要とする。此の多数を算定するに當つては、議決権株の議決権の點に於ける優先権は、斟酌されない。次に通常の議決権上の多数を必要とする。之を計算するに當つては、議決権株の優先権を併せ計算する。其

の結果として實際上に於ては左に列挙した場合に於ては、積極的の決議を成立せしめんが爲めには、二種の株主、換言すれば通常の株主と議決権の株主は、何れも統一的の行動を必要とするのである。

是等の規律は、本草案第四百十三條第一項の提案に依つて、著しく補完されて居る。今此の規定に相當する從來の商法第二百七十五條第一項に依れば、實際上に於て特に重要な定款の變更の場合については、複雑な資本上の多數は只任意的規定として規定されて居るに止まるのであつて、即ち現在の處では原始定款を以て資本上の多數の代りに、議決権の絶對的の多數を以て規定することも出來れば、また定款の變更の方法に於て——是は四分の三の資本上の多數を以て爲したる決議に限られるのであるが、——資本上の多數の要件に代ふるに、單なる議決権上の絶對多數の要件を以てすることも出来る。そうすれば此の二つの場合を通して同時に其の時まで除外されて居た議決権株の優先議決権をして、其のあらゆる效力を發揮するに至らしめることが出来る譯であつて、株式會社の大多數は、此の方法を利用して居た。所で本草案は、株主總會の自主權 *Autonomie* を制限して、第四百十三條第一項に規定してある四分の三の資本上の多數は、別の様式に依る資本上の多數にしか變更することを許されないと云ふことに改正して居るのであるから、定款の變更の一切の場合（例へば第二百二十六條第三項、第二百二十九條第二項、第二百四十四條第二項の場合を参照）を通じて、資本上の多數と云ふ觀念から明白となる範圍内に於ては、議決権株の優先議決権が法律上當然に除外される次第である。

本草案は以上に説明した規律を綜合して、議決権の問題についての他の多くの提案に比較して、次のやうな特徴を具備するものと考へる。先づ第一に新規律は、簡易であつて、然も實際上有效であると、誇稱し得るものと信ずる。次に會社が外國の資本の勢力に壓倒される懸念に對し、不斷の防衛を必要とするに云ふ考を、充分に斟酌することが出来る。蓋し複數議決権 *Mehrstimrecht* の制限は、専ら資金の調達若は其の他に類似の處置を目的とする決議に關するもので、監査役の選任とか、其の他組織上の點についての決議にまでも及ぶものではなく、然も外國の資本の壓倒が眞に危険を意味するのは、理事者の選任の場合に迄も干渉が行はれる場合に初めて見る所だからである。況んや資本上の多數と相並んで必要とされる議決権上の多數を計算するに當つては、優先議決権が斟酌されることになつて居るに於てをや。最後に、法令の許して居る場合に、資本上の多數に代ふるに議決権上の絶對多數を以てする旨を定款に規定して居る會社にあつては、法令に従つて多數の割合を定めることにして居る會社の場合に於けるよりも、議決権株に別段の意義の歸屬するのを避けることも出来る譯である。

本草案は、以上に説明した處置が——特に現行法上に既に包含されて居る第四百十三條第三項（從來の商法第二百七十五條第三項）、第四百十六條第二項（從來の商法第二百七十八條第二項）、第六十七條第二項（從來の商法第二百八十八條第三項）の諸規定との關係に於て——議決権株の意義並に實際上的評價にとつて、非常に大きな影響を持つものであるの事實に顧み、其の他の點に於ては努めて控え目勝にする

ことにして差支ないと考へる。従つて本草案は、特に例へば議決権全體との關係に於て、優先議決権の數上の制限を規定するやうなことは見合はせることにした。併し乍ら弊害を豫防する爲には、或る程度までは補充的の處置は缺くべからざるものであるやうに考へられる。特に實際上重要な決算の承認、利益配當及び取締役並に監査役の責任解除などの各場合については、根本的の考慮に因り、通常の議決権上の多數の原則を捨てることは出来ないからである。此の場合に弊害を豫防するに適した隨一の手段は、公示の義務 *Oftanlegungspflicht* を重くすることであると云ひ得られやう。そう云ふ譯で本草案は、議決権株は之を貸借對照表上に掲ぐべきものと規定したのであるが(第百十三條第一項、借方の(一))、是と同時に議決権株は、讓渡するに當つて會社の認許を受けることを必要とする記名株 *vinikulerte Namensaktie* の形式に於てのみ、之を發行することを許すことにして居る。(第九十五條。尙ほ施行法草案第十三條參照)かやうにすれば、實際上隨分多くの場合に行はれて居るやうに、外國人に議決権株を讓渡することが、著しく困難ならしめられるであらう。同時に議決権株の株主は、或る程度まで會社の信託上の受任者と看做すべきであることも、表明される次第である。

更に本草案は、議決権株の發行後五年、併し早くも本草案の施行後三年を満了したるときは、議決権株を消却することを得べく、又は其の議決権の點に於ける優先権を制限することを許す旨を明かにして居る(第九十六條並に之に關聯する施行法草案第十四條を照合せられたい)。従つて株主總會は、資本上の絶

對多數を以て、前記の期間の満了後も議決権株を存続せしめるのを正當と考へるかどうかを、自由に決定することが出来る譯である。是と相關聯して獨逸の取引所の認可官署 *Zulassungsstelle der deutschen Börsen* にも特に新法の施行直後に議決権株に關する或る程度の統制の權を與へることになつて居る(第九十六條第六項及び施行法草案第十二條參照)。然も此の權能は、邦政府と協調して有價證券の認可に關する告示を改正することに依つて、秩序罰を課するの權と、認可の行はれた後にあつても會社に適宜の負擔を規定するの道を取引所の機關に與へると云ふ風に、更に之を補充することになつて居る。

最後に尙ほ一言して置きたいのは、未だ株金額の全額の拂込のない株式に議決権を附與し、並に議決権株を創設するには、四分の三以上の資本上の多數を必要とすることになつて居ることである。(第九十三條第二項、第三項、第十四條第二項)。

議決権行使の際に於ける干渉に對する株主の損害賠償の義務を規律する規定は、本草案の認めない所である。かゝる規定を設けるのは、民法第八百二十六條に關する判例の從來の態度に對し、一新旗幟を樹てるものと謂ふべく、且又かくの如き賠償義務を設けるのは、株主の多數者が責任の危険を冒すことを好まない爲に、議決に或る程度の不安定を持込むことを免れ難い。決議の取消される危険の存する場合には、社員は會社の負擔に於て特別の利益を獲得する爲に、自己の議決権を濫用してはならないと云ふ精神は、從來の商法第二百七十一條の規律を改正するのと關聯して、本草案の評價した所であつて、此の點につ

ては尙ほ以下に論ずる所があるであらう。

本草案は明文を以て議決権を制限すると云ふ問題に關して現在存在して居る法律上の不安定の状態を一掃しやうとして、從來の商法第二百五十二條第三項第二段の規定の削除を提案した。蓋し此の規定は、此の場合第一に係争の因を成すものだからである。然も此の規定は、判例の現在の状況上、殆ど云ふに足る丈の意義は持たないのであるから、之を削除しても格別の懸念を挿む必要はあるまい。其の間利益の衝突があれば、株式會社法の一般の規定に依つて、場合場合に依つて解決することを判例に留保すれば済む譯である。

所謂資格の讓渡 *Legimationsübertragung* 及び銀行の寄託議決権 *Depotstimmrecht der Banken* に關しては、本草案は處置を見合はせることにした。無記名株 *Inhaberaktie* が我が獨逸に於ける株式制度の普通に行はれて居る形式であることを失はない以上は、資格の讓渡や寄託議決権も到底缺く譯には行き兼ねる。偏見を離れて考察するに於ては、銀行の議決権 *Bankstimmrecht* を廢止し、若は之に著しい制限を加へることを目的とする處置が、無記名株の株主の利益の擁護を危殆ならしめるに適したものであることを、識認せずには居られまいと思ふ。是等無記名株の株主の議決権が行使されないものと假定するならば、それと比較すればよし銀行を通じてなりとも其の利益の代表せられるのは、到底否認すべからざる特典を意味するものと謂はなければなるまい。取引條件 *Geschäftsbedingung* の中に特別の一項を印刷して、銀行が權

利を有するに至ることのあるのを寄託者 *Depotkunde* に注意しやうと云ふ提案もあるが、此の提案に従つて見た所で、餘り重きを爲すに足る丈の結果は期待することは出来ない。また銀行に向つて、議決権を行使する度毎に之に先だつてそれ〴〵の寄託者の特別委任狀を取るの義務を課して見た所で、是亦特に今日のやうな時世の下に於ては、銀行にとつて忍ぶべからざる負擔を來す丈であらうし、加之かくの如き處置は、其の結果に於ては、現在の法律状態に殆ど何の變更をも來すものではあるまいと思はれる。其の外資格の讓渡それ自體に關しては、此の問題は、從來の商法第二百五十二條第三項（本草案では第九十三條第五項）を改正したことに依つて、著しく實際上の意義を失つて了つて來て居る。契約の相手方にとつての議決権の制限が撤廢されると共に、資格の讓渡の方法を借りて此の議決権の禁止を回避するの必要も亦、なくなつて了ふのは云ふまでもないことだからである。

株主總會の取消及び無効の問題についての改正案に關しては、時間上無制限に無効を主張することを許すに於ては、場合に依つては會社の利益を著しく危殆ならしめることがあり得るものとして、之を考察の出發點として居るのであるが、それでも尙ほ、取消し得べき決議と無効の決議との區別は、民法上に確立されて居る原則をも拋棄しないでは、之を斷念することは出来ない。無効の主張に時間上の制限を設けることをも、本草案は原則に違反するものとして之を差控へて居る。それは期間の滿了することに依つて、無効の決議が補正せられるものと認めるのは、公の利益の許さない所である場合も考へられるからであ

る。之に反し本草案は、無効を主張するの根據となり得る法律事實は、判例に倣つて成るべく之を制限することを提案した。即ち第三百三十五條に依れば、株主總會の決議は、

(1)、公の利益の爲に設けた規定であつて、關係者に於て是が遵守を拋棄することを得ないものに違反したとき、又は其の他株式會社の本質と相容れないとき、

(2)、取消の訴に依り判決を以て無効を宣告せられたとき、
に限り之を無効とすべきである。

決議の取消が、法令又は定款に違反したことを條件とするのは、從來の通りであるが、第三百三十六條第一項第二段の明示的の規定に依れば、株主が自己又は第三者の爲に、會社と關係のない特別の利益を追求することを目的として議決権を行使したのが、決議の根據となつて居る場合にあつても、法令の違反と看做すことを必要とするのである。從來提起された無効の訴の中で、かくの如く利己的の爲に議決権を濫用したと云ふ事實を、訴訟の原因とするものが少なくなく、然もかくの如くにして成立した決議は、通例當事者に於て其の無効を拋棄するを得ない所のものに屬する。此の無効をして補正し得べからざるものたらしめるについての公の利益と云ふものは、普通存在し得ないのである。かやうな次第であるから、法律上の安定と云ふ理由から云つても、かくの如き瑕疵のある決議は取消し得るものであることを明示するのが適當である。尙ほコンツェルン關係の存在する場合に於ける此の新規定の解釋について、其の外に指

示して置かなければならないのは、或る一つのコンツェルンの内部に於ては、株主總會の決議に際して、コンツェルンに屬する一會社が、狹義に於て「會社と關係のない特別の利益」*Gesellschaftsfremder Sonder-vorteil*を追求しても、それがコンツェルン自體の利益に歸着することがあり得ると云ふことである。而して本草案がかくの如き場合につき、經濟上健全にして合理的な決議を保護する爲に、例外規定を提案することをしなかつたのは、各個の場合の状況に應じて、コンツェルンの利益と之に屬する各會社の利益とを比較考量することは、之を司法當局に留保することが出來ると云ふ考慮に出づるものである。

議決権の濫用のあつた場合に於ける株主總會の決議の取消適性(第三百三十六條第一項第二段)と關聯するものに、株主としての地位の濫用のあつた場合に、此の株主の特別の代當責任を認むべきや否やの問題がある。現代の立法例が少數株主並に會社の債權者を保護する爲に、大株主が自己の利益を追求するに端を發して、會社に損害を被らしめるの結果を來した處置につき、特別の代當責任を規定しやうと試みつつあるのは、衆知の事實であるが、本草案は大株主の特別の責任を認めることをしなかつた。其の理由として擧ぐべきは、先づ第一に大株主(*Urossaktionär*)と云ふ概念を理解し、之を劃定すると云ふことは、非常に困難なことであるし、假令之をどう區劃して見た所で、不充分、不公平の結果を導くであらうからである。株主の責任を重からしめんが爲には、株主の會社に關與する程度が大であると云ふ意味に於ての大株主たることを必要とするものではない。少數の株式をしか所有しない者であつても、場合に依つては、會社

の結合組織内に於て、特に理事者に對抗して之を左右するに足る丈の地位を得るに、充分であることもあり得る。次に第二の原因として、大株主の觀念を極めて廣義に解する場合にあつても、會社にとつて、株主の地位の濫用と云ふ危険の生ずるのは、獨り大株主の側からとのみ限られた次第ではなく、寧ろ苟も株主たらん程の者は大株主にせよ、企業者株主 *Unternehmeraktionär* にせよ、はたまた有力なる株主 *ausserillig gebender Aktionär* にせよ、乃至はまた其の何れにも屬せない株主にせよ、何れも其の株主としての勢力を自己の利益の追求に利用して、會社に損害を加へることを得るものである。

以上述べたる所に依り、大株主の特別の代當責任を認めると云ふことは、事の宜きを得たものではないと認むべきであるにしても、此の方向に於てする處置を全然拋棄して了ふと云ふ譯には行き兼ねる。株主が理事者に對する其の勢力を利用して、自己にとつて有利な供給契約又は其の他の利益を達成し、會社に損害を被らしめると云ふことは、確に事實であり、特に近年頻々として見かける所なのである。此の種の奸手段を取締らんが爲には、民法第八百二十六條の適用に制限されて居る今日の法律状態は、必ずしも常に充分な手段を興へるものではない。従つて特に株式會社法の性質に適合した規範、即ち株主の特別責任を規定する規定を設けるのは適當なことである。併し右に述べた所に従つて此の特別責任を特定の集團に屬する株主丈に制限すべからざると同様、其の目的事項上からも、餘りに狹隘に形成すべきではなく、株主が株主としての自己の勢力を利用して、自己又は第三者の爲に會社に關係のない特別の利益を達成するの

目的を以て、取締役員又は監査役員をして故意に因り、會社の損害に於て行爲を爲すを決意せしめた一切の場合を取締らなければならぬ。此の株主の新しい責任は、先づ第一に會社に對して成立するのであるけれども、株主の促した處置が、債權者に對しても取締役員及び監査役員の責任を成立せしむべき理事者の行爲である場合にあつては、之に應じて株主も亦、會社の債權者に對して義務を負ふものである。

第三百三十九條第三項で提案して居る改正は、擔保提供の重要な問題に於て、大審院の判例に基き、從來の商法第二百七十二條第三項第一段の解釋上生ずる法律状態に、成文法を同化せしめることを目的とするもので、此の提案に依れば、將來は原告たる株主に對して會社の或は有することあるべき賠償請求權を保全する爲にのみ、擔保の提供を命ずることが出来る譯である。

第四百十一條に於ては、從來取消の訴についてのみ效力を有するに過ぎなかつた若干の規定を、無効の訴についても準用し得ることとして居る。

検査委員會 *Prüfungskommission* (從來の商法第二百六十六條、第二百六十七條)の問題についての本草案の改正案は、こゝに規定してある監督の權限をば、少數株主を保護する爲の、有効にして且實際上に役に立つ手段たらしめることを目的とするもので、特に委員會を組織するに當つて、少數株主が多數株主の爲に權利を奪はれるのに對し、之を保護しやうと謂ふのである。従つて特に、株主總會が検査役を選任した場合にあつては、他の人物を検査役に選任せんことを申立てるの權を、少數株主に與へることにして居

る（第二百二十九條第三項）。けれども其の他の點に於ても、かゝる検査委員會を設置するについての事物に關する條件を、著しく寛ならしめることが出来るのであるから、本草案は此の目的の爲に疏明に關する規定を緩にし、成規の株式所有の期間を短縮し、擔保提供の義務を輕からしめることにした（第二百二十九條第五項、第六項）。同時に是と關聯して、特にフランクフルト保險株式會社の事件に附隨して明かとなつた不都合をも、之を除去するに努めて居る。即ち検査委員會の設置に關して決議を爲すに當つては、検査が取締役又は監査役に向つて責任解除を爲すべきや否やの問題に及ぶとき、又は取締役若しは監査役員と會社との間に訴訟を開始すべきや否やに關するときは、同時に取締役員たり、若しは監査役員たる株主は、將來は自己の爲にも、はたまた他人の爲にも、議決に關與することは許されないことになつて居るのである（第二百二十九條第一項第二段）。

第四節 公示の義務（特に株主總會に於ける報告——營業報告）

本草案が公示の義務を著しく重からしめるのを以て、我が獨逸の株式會社制度上信用を回復し、之を鞏固ならしめる所以の條件と見て居ることは、緒論中で既に述べた通りであつて、現在の様式に於ては、此の點が非常に不充分なのである。アメリカで行はれて居る公示主義が、隨分と進んだものであるのは周知の事實であるが、イギリスでも近く株式會社法の法域で、公示主義を法定することになつた。假令我が獨

逸では、特に政治上、經濟上の全般の狀況から非常な困難を生じて來る關係上、之を克服するの必要のあることは到底看過することは出来ないにもせよ、我が獨逸も亦、自己の信用の爲から云つても、英米の先蹤を追ふ必要がある。

公示の義務の形式を、如何なる方向に進ましめる必要があるかと云ふ問題を具に審究した結果、イギリスの株式會社法などに倣つて、株式申込を公募するに當つて公告を爲すの特別の義務を設け、特に目論見書強制主義 *Prospektzwang* を執るのが適當でないことが明かになつた。それは英獨二國がそれ／＼國情を異にして居るが爲で、イギリスの新株式會社法の取締らうとするのは、小規模な顧客相手の行商 *Handel* に依る株式の賣出であるが、我が國にあつてはかゝる方法が行はれて居ないことであるから、此の方向に向つて特別の保護の處置を講ずるの必要はさらになく、寧ろ取引所に上場することを許された株式につき法定してある、目論見書公表の強制 *Zwang zur Prospektveröffentlichungen* を其儘にして置いて差支なし。

尙ほ株主總會以外に於て報告を爲すべき法定の義務を認めると云ふやうな、新規な公示方法を設ける提案もしなかつた。かゝる報告を求める權利を設けるのは、株主が會社の事項に關して自己に屬する權利を、株主總會に於て行使するについての規準となるべき、從來の商法第二百五十條に相當する本草案第十五條の、基本的規定の外に逸脱するのみならず、株主總會外に於て報告を求める權利を、定款を以て定

めるの道も存して居るからである。

かやうな次第であるから、本草案の任務とする所は、現存する報告方法に改善を加へて、之を有效ならしめるにあるので、此の意味に於て若干の單行的處置の外、株主總會に於ける報告の規律を更新し、營業報告の點に於ける報告の義務を擴張せんことを提案した。

株主總會に於ける報告に関する新規定(第八十六條乃至第九十一條)は、株主總會に於て報告の爲されんことを求める各個の株主の權利についての疑問を一掃するもので、之に依つて現在の法律状態を明確にすることが出来る譯である。大審院の判例に由來する現行の慣行は、株主總會に於ける多數株主をして、報告を爲すべきや否やを決定せしめるものであるが、各個の株主の報告を求める固有權 *Sonderrecht* を認めない次第ではなく、寧ろ多數株主の決議に依つてかくの如き固有權の侵害された場合につき、其の決議を取消すことを認めて居るのであるが、如何なる場合にかかる固有權を認むべきであるかについての、確定の原則は樹立されて居ないので、従つて此の場合に忍ぶべからざる法律上の不安定の存在することを免れない。今本草案の提案する所に従つて、各個の株主の質問權が法律の明文上に承認され、確定されることとなれば、かかる法律上の不安定は除くことが出来る譯である。本草案は、議決權行使の基礎を成すものは此の質問權であつて、是がなければ株主は通例、株主總會に於て議決を爲す上に必要な基礎資料を獲得することは出来ないといふ、立前を執つて居るのである。

質問權の事物に關する範圍は、決議の目的たる事項と關係のある會社の諸般の事項に及ぶ。經濟上の關係が次第に錯綜するにつれて、報告は獨り會社それ自體の事項に制限することは不可能であつて、寧ろ此の事項が他の企業との關係に依つて著しく左右される限りは、此の企業竝に會社と此の企業との關係をも報告する必要がある(第八十六條第一項)。即ち從屬する企業、コンツェルン會社、親會社、子會社竝に姉妹會社の狀況も、報告から除外することは出来ない。本草案の稱して子會社 *Tochtergesellschaft* と謂ふのは、關與に基き、又は其の他の方法に依つて、直接若は間接に他の會社の支配的干渉を受け、又は受けることあるべき、立場に在る會社を指す。其の標準となる觀念上の標識は、現に支配的干渉を受けつつあるか、又は將來支配的干渉を受けることがあり得ると云ふ事實に在る。干渉が何に立脚するのであるか、關與、契約、理事者の人的同一などに基くのであるか、その他の事實に基くのであるかは問ふ所でなく、また干渉が間接なるか直接なるかは關する所ではない。

報告は、只形式上法律の規定を満足させる丈であつてはならない。即ち取締役は、良心に従ふ誠實な計算實施の原則に叶つた報告をしない以上は、其の報告の義務を果したものと謂ふことは出来ない。けれども此の場合に制限を設ける必要のあるのは明かで、株主の個人的利益は、會社と云ふ形で結合した株主全體の利益の前には譲らなければならぬし、また社會公共の利益には従はなければならぬ。即ち會社なり、社會公共なりの重大な利益がそれを必要とする限りは、取締役は株主の請求した報告を拒絶すること

が出来なければならぬ（第八十六條第二項）。

本草案にして若し各個の株主の利益と、會社並に社會公共の利益とは、如何に調和せしむべきであるかの點について、同時に提案をすることをしないならば、報告義務の規律は決して完全なものとは謂はれまい。そこで各個の株主の取消権と、報告の拒まれたとき若し其の不完全なときに、質問事項に關する議事の延期を請求する資本の百分の十に相當する少數株主権との外に、判決機關 *Spruchstelle* の面前に於ける、特殊の様式に依る證明手續 *Beschleunigungsverfahren* を規定することにした。此の手續に於ては、會社は報告の拒絶が正當であつたこと、又は前の總會若し中間の時機に正確完全に行はれたことを立證することが出来る。此の判決機關の面前に於ける手續は非公開であつて、且關係者の陳述は、其の承諾のあつた場合に限り、之を相手方に通知すると云ふ特別の形式になつて居るのであるから（第九十一條）、會社に於て秘密に附することを必要と思惟する事項が、手續それ自體に依つて公表されるやうなことがない丈の、缺くべからざる保障を存する次第である。

營業報告の形式に關する提案（第一百條）は、營業報告の内容の不備であることに關しての、各方面の苦情に添ふ所以であると考へる。即ち調査委員會の討議に際し屢々話頭に上つたのは、營業報告中に於ける會社の狀況に關する報告が、年を逐ふて益々制限される傾向をとりつつあること、公示し得べき程度は決して大抵の營業報告中に掲げられてある所に盡さるものではないことなどである。本草案は營業報告を

して益々無色ならしめやうとする、かかる傾向を取締らうとするものであるが、營業報告は報告の手段として適當なものであるから、その點から云つても益々、かかる處置を執るべき理由を存する次第である。蓋し會社の事項は營業報告に於て相關聯して説明することを得べく、また貸借對照表上に掲げるに適しない開示事項、例へば計數上の報告でない爲、既に現存して居る資産若し負債に關する爲、又は當該營業年度中に實現した事柄に關する爲に、貸借對照表上に載せるに適しない開示事項をも、營業報告中に掲げることが出来るからである。

新規定は、財産状態と會社の景況を明かにすべき現行法上の營業報告の任務を踏襲し、決算の説明をも爲すべきものとする程度に於て之を擴張した。而して従前の報告との必然的の關係を保護し、登載事項を一層明快ならしめる爲に、特に従前の決算との相違をも説明し、其の際當該の營業年度の経過中に於ける、會社の景況の主なる變動をも指摘するを、必要とすることにした（第一百條第二項）。また各個の株主の質問權の規律との釣合から、他の企業、特に子會社との關係に依つて會社の景況が著しく左右せられる限りは、報告は他の企業、特に子會社にも及ぶことを必要とする（第一百條第三項）。決算の検査は行はれたかどうか、若し行はれたとすれば如何なる機關に依つて行はれたか、検査は其の最後の結果から見て重大な異議を述べべき因を興へたかどうかを、營業報告中に於て開示するのは、決算の検査を施行するについての關係者の利益に役立つ所以である（第一百條第四項）。而して本草案は、一般的な報告義務の

外に、若干の偶發的な重要な出來事についての報告を規定して居る。ここで擧ぐべきは、會社の計算に於て引受けた株式、處分を爲すにつき會社の同意を必要とする株式 *gehinderte Aktie* 條件付の資本の増加、承認済の資本 *genehmigtes Kapital* についての開示である。質權の設定並に保全讓渡を包含する責任關係にして、貸借對照表上は明かでないもの、及び貸借對照表上に於ては斟酌されて居ない法律關係であつて、會社にとつての權利若は義務を成立せしめる基礎となるもの、又はかかる權利若は義務を生せしめる基礎となるものと推定せられるものも、亦之を報告することを必要とする。此の種類に屬するものは、例へば未だ全額の拂込のない株式に對する出資についての代當責任の報告がそれである。けれども更に其の上互つて營業報告を極端に分化し、細かく規律するのは、企業に依つてそれ〴〵狀況を異にして居る關係上、適當とは考へられない。

營業報告の形式に於てする報告も亦、第一百條の末段に明記してあるやうに、良心に従ふ誠實な計算實施の原則に合致することを必要とする。併し此の場合にあつても、會社の景況を默秘するについての會社それ自體の利益、並に社會公共の利益は、會社の景況について解明を受ける各個の株主の利益に優先する。

以上の根本的な改正の外に、本草案は尙ほ若干の類似の處置を提案して居る。即ち株主の株主總會に出席するのを困難ならしめるのを豫防する爲に、定款に別段の定めを設けない以上は、株主總會は會社の所在地に於て開會するを要することにした外（第二百二條第三項）、株主の計算に於て株券を賣却する手續も、其の形式を新にするの必要あるものと認めた。かくの如き株券の賣却は、其の操作上往々にして株主に損害を被らしめることがあるからである。そこで此の賣却は適當な地で、適當な時期に、公衆並に關係者に充分告知した上で行ふを要することとして、此の手續に於ける關係株主の保護を厚くすることにした（第六十九條第三項）。

第五節 決算（貸借對照表、損益計算書）

貸借對照表の制度を根本的に改正しやうと云ふ運動には、いろ〴〵目的があるのであつて、或者は會社が其の得たる利益を關係者に配當し、企業が資金を必要とする場合には、之を資本市場に求めるのは、社會全般の利益にも合致する所以であると云ふ理由から、企業が隱蔽に係る利益を保留して資金の自給自足を計る *Selbstfinanzierung* のを禁じやうとするし、また或者は、商業上の貸借對照表 *Handelsbilanz* を納税上の貸借對照表 *Steuerbilanz* と同化するのには、會社の計算上の仕事と其の審査とを容易ならしめる所以であるのみに止まらず、會社の財産物件を恣に其の價格以下に評價し、株主に向つて財産状態を偽り示すのは宜くないと云ふ理由を述べて、商法も税法も、最高額評價 *Höchstbewertung* を規定しないで、正しい價格を貸借對照表上に載せる *richtiger Wertansatz* やうに規定せんことを要求し、更に經營經濟學の代表的

の學者は、貸借對照表に關する規定を改正して、經營經濟の原則と一致する計算を行ふやうに會社を羈束し、特に會社をして其の收めた利益を正確に表示することを餘儀なくせしめるやうな、形式を執らしめんことを要求して居る。以上極めて簡略にそれらの運動を記述したが、其の中心を成すものは、秘密積立 *stille Reserve* の法律上の取扱に關する問題である。資金の自給自足に反對し、商業上の貸借對照表と納税上の貸借對照表の統一を主張する論者は、隱秘の預金 *versteckte Legung* に反對し、積立金の秘密の取崩 *stille Auflösung von Reservekapital* に反對する。論者は特に貸借對照表に正しい價額の記載されるのを希望するのであるが、之に對して經營經濟の方面からは、貸借對照表上に於ける評價の高低と云ふことには、餘り重きを置かないで、秘密に積立てられた積立金が秘密に取崩されることに依つて、企業の収益の偽はられないやうにすることに重きを置いて居る。

本草案は、秘密の積立金並に其の取崩を阻止するものではない。惟ふに自分の義務を自覺しない理事者が、秘密の積立金を濫用して、企業の収益について株主と社會公共とを併せ欺罔する虞のあるのは、到底看過することの出来ない所であるが、併し或る一つの制度を批判するに當つて、それが濫用される虞があると云ふこと丈では、非難として充分ではない。秘密積立金の禁止は、國民經濟全般の上から考へて見ると、到底辯護することは出来ないことであるやうに考へられる。即ち特定の剩餘金 *Überschusskapital* を積立てるのは、多くの企業にとつては避けることの出来ない必要であつて、然もそれは秘密にやるより外に

はやり様のない場合も少くないのである。更に斟酌しなければならぬのは、貸借對照表に於ける價格の記載が評價に基くと云ふことである。評價 *Schätzung* は必然的に、價格を算定する上に於ての或る程度の餘裕を存することを前提とするのであつて、評價が高きに失せず、また低きに過ぎないやうにさせるに足る丈の、充分な保障を設けることは不可能である。何れにしても、貸借對照表の記載が餘りに細心に過ぎると云ふ廉で、取締役に賠償の義務を負はしたり、甚しきに至つては之を罰すると云ふが如きは、全く不可能事であつて、従つてまた低額評價 *Unterbewertung* の禁止と云ふことは、法律上、實際上に果して實施することの出来るものであるかどうか、極めて疑はしいものがあらうと思ふ。此の理由に基き本草案は、低額評價に依る秘密積立金 *stille Reserve* は、如何なる程度まで之を積立て得るかの問題の解決を、將來も引續き判例に一任することにした。之に反し借方の部に假裝の債權者 *fiktiver Kreditör* を掲げるの方法に依る、實際上多く行はれて居る秘密積立金の積立は、本草案は之を禁止することにした(第百十三條第三項第三段)。資産の評價が一定額丈低額になつて居るか、又は負債の評價が一定額丈高額になつて居ると、計算の上からは同じ結果に到達することになるけれども、此の二つの方式には重大な相違があるのであつて、第一の場合に於ては、現存して居る價格の評價が低きに失し、第二の場合に於ては現存して居ない義務を存在して居るかの如く假裝してあるのである。のみならず本草案の提案に係る規律は、貸借對照表が債務額を多くし、若は債權者を假設するの形式で秘密積立金を掲げることは出来ないことと云ふこと

が確定するに於ては、決算を明瞭ならしめ、容易に之を評價するを得しめるの長所を持つものである。
細かい點で、本草案の提案につき注意すべきものは、左の通りである。

貸借対照表を作成するにつき基準となる法規は、本草案第百十一條に依れば、先づ第一に株式會社法の特別規定（第百十二條乃至第百十五條）で、次は商法第一篇第四章の規定である（第三十八條以下）。尙ほ其の外に適法なる簿記並に貸借対照表作成に關する諸原則の適用がある。此の原則は、常に適用されることになつて居るが、之に依つて成文上の規定の適用を妨げるものではない。

貸借対照表が明瞭であることを必要とする原則 Grundsatz der Bilanzklarheit は、貸借対照表に關する法規 Bilanzrecht よりも重きを爲す。此の原則に依れば、決算は明瞭にして且要領を得易いやうに作成することを必要とするのであつて、株主並に債権者が會社の狀況を出来る丈明確に理解することが出来るやうにしなければならぬ（第百十一條第二項）。此の法文の直接の法律的内容は、必ずしも重要なものではないが、併し貸借対照表に關する規定、特に決算の區分に關する規定の基本となる目標を高調するもので、明示的に規律されて居ない場合につき、裁判所に據るべき準則を與へるものである。價格の登載が法律の規定した最高限を下つてはならないと云ふ主旨を規定したのではなす。

評價に關する規定 Bewertungsvorschrift が、設備資産 Anlagevermögen と流動資産 Umlaufvermögen との區別から始まつて居るのは、現行法に於けると同様である。設備資産の目的物は、減價償却額を控除

した取得費用 Anschaffungskosten 又は製作費用 Herstellungskosten を以て登載すべく、流動資産の目的物は、最低價格の原則に従つて登載すべきものとしてあることも、現行法の儘である。此の場合に必要とする減價償却額は、當該資産の使用若は收益の全期間に平等に配分するに當つて、各貸借対照表作成期間に配當される價格減少の割前 Anteil an den etwaigen Wertverlust に相當するを必要とすること、第百十二條第一號の規定する所である。かくの如くにして株式會社法の規定を税法に同化すると共に（一九二五年八月十日の所得税法第十六條第二項第二段參照）、現行法の改善をも達成することが出来る譯である。蓋し現行法は、商法第二百六十一條第三號に於て、其の字句上單に有形的減損 körperliche Abnutzung のみを斟酌する丈に止まるのに反し、本草案の提案に係る法文は、使用若は收益の結果たる其の他の價格減少をも斟酌するを要する旨を、明かにして居るからである。

製作費用を計上するに當つては、一般費用 allgemeine Aufwendung (Generalunkosten) の相當な割前をも算入することを得るものであるかどうかは、學說上非常な争のあつた所で、且商法典の殊更に未解決の儘に放任して置いた問題なのであるが、本草案は商慣習 kaufmännische Übung に従つて、之を積極的に解決した（第百十二條第一號第二段、第二號第二段）。社債總額と手取額との差額 Anteilungsagio は、不動産銀行法第二十五條と同じく、これを貸借対照表の資産の部に計上することを許した。支拂濟の營業價格 Geschäftswert 又は商號價格 Firmenwert を貸借対照表の資産の部に計上することについても亦同様である。